

令和8年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和8年6月18日（木）午後2時～4時
せたがやイーグレットホール集会室A

- 1 開会
- 2 委員委嘱（委嘱状交付）
- 3 各委員、事務局紹介……………資料1
- 4 会長、副会長の選出……………資料2
- 5 議事

〔協議事項〕

- (1) 各部会（男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会）委員、部会長の指名…資料3

〔諮問事項〕

- (1) 「世田谷区国際交流推進指針」（案）の策定について……………資料4
- (2) 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（素案）について……………資料5
- (3) 児童・生徒の男女共同参画に関する意識・実態アンケートについて……………資料6

〔報告事項〕

- (1) 令和8年度男女共同参画事業の予定について……………資料7
- (2) 令和8年度国際交流・多文化共生事業の実施予定について……………資料8
- 6 今後の予定……………資料9
- 7 閉会

◆配付資料

- 資料1 令和8年度世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員等名簿
- 資料2 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について
- 資料3 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 部会構成（案）
- 資料4-1 世田谷区国際交流推進指針（案）の策定について
- 資料4-2 世田谷区国際交流推進指針（案）
- 資料5-1 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案
- 資料5-2 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」素案
- 資料5-3 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」概要版
- 資料5-4 令和8年度第1回男女共同参画推進部会における意見
- 資料6-1 児童・生徒の男女共同参画に関する意識・実態アンケート概要
- 資料6-2 児童・生徒の男女共同参画に関する意識・実態アンケート設問案
- 資料7 令和8年度男女共同参画事業の予定について
- 資料8 令和8年度国際交流・多文化共生事業の実施予定について
- 資料9 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 令和8年度年間予定表（案）

●意見・質問票

【事務局】 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

令和8年度世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員等名簿

敬称略

| | | 氏名 | フリガナ | 肩書き |
|----|------------------------------|-------------|-------------|---|
| 1 | 男女共同参画 (学識経験者) | 江原 由美子 | エハラ ユミコ | 東京都立大学名誉教授 |
| 2 | | 加藤 秀一 | カトウ シュウイチ | 明治学院大学社会学部教授 |
| 3 | | 上杉 崇子 | ウエスギ タカコ | 弁護士 |
| 4 | 男女共同参画 (関係団体) | 薬師 実芳 | ヤクシ ミカ | 特定非営利活動法人ReBit代表理事 |
| 5 | | 池田 ひかり | イケダ ヒカリ | ソーシャルワーカー/社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師 |
| 6 | 町会・自治会・産 業団体・人権擁 護関係団体 | 市川 望美 | イチカワ ノゾミ | 非営利型株式会社Polarisファウンダー、合同会社メーヴェ代表社員 |
| 7 | | 上田 啓子 | ウエダ ケイコ | 世田谷区町会総連合会 副会長 |
| 8 | | 小島 和子 | コジマ カズコ | 世田谷区人権擁護委員 |
| 9 | 多文化共生 (学識経験者) | 日暮 トモ子 | ヒグラシ トモコ | 日本大学文理学部教授 |
| 10 | | 土田 久美子 | ツチダ クミコ | 駒澤大学文学部准教授 |
| 11 | | 藤井 美香 | フジイ ミカ | 公益財団法人横浜市国際交流協会 なか国際交流ラウンジ館長兼事業課担当課長 |
| 12 | 多文化共生 (関係団体) | ゴロウィナ・クセーニヤ | ゴロウィナ・クセーニヤ | イクリスせたがや 代表 |
| 13 | | 斎藤 利治 | サイトウ トシハル | 特定非営利活動法人(NPO法人)アジアの新しい風 |
| 14 | 公募委員 | 立山 廉 | タテヤマ レン | 公募委員 |
| 15 | | 宮本 恵実子 | ミヤモト エミコ | 公募委員 |

| | | | |
|-----|-------|------------|--------------------------------------|
| 事務局 | 中西 成之 | ナカニシ シゲユキ | 世田谷区生活文化政策部長 |
| | 島 久美子 | シマ クミコ | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課長 |
| | 大谷 周平 | オオタニ シュウヘイ | 世田谷区生活文化政策部文化・国際課長 |
| | 平田 根久 | ヒラタ モトヒサ | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・犯罪被害者等支援担当係長 |
| | 高野 岳誌 | タカノ ガクシ | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長 |
| | 田村 清子 | タムラ キヨコ | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長 |
| | 工藤 由起 | クドウ ユキ | 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長 |
| | 村主 友明 | スグリ トモアキ | 世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長 |
| | 辻 真理子 | ツジ マリコ | 世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長 |
| | 十河 初瀬 | ソゴウ ハツセ | 世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当 |

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について

1 設置根拠

- (1) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(第10条)
(裏面参照)
- (2) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則(第2条～第6条)(裏面参照)

2 概要

(1) 審議会について

- ①男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議することを目的とした、区長の附属機関です。
- ②区長の諮問に応じ、行動計画に関すること、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関する事項について調査審議し、区長に対して意見を述べていただきます。

(2) 委員について

- ①学識経験者、区内に住所を有する者、その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱します。
- ②人数は15名以内です。
(内訳)
 - ・学識経験のある者 6名以内
 - ・区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内
- ③任期は2年とします。(再任可能です)

(3) 部会について

審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を設置します。
部会には、「男女共同参画推進部会」及び「多文化共生推進部会」があります

(4) 審議会・部会の開催予定について

審議会は年間2～3回、部会はそれぞれ2回～4回程度開催します。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（抜粋）

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 行動計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験のある者 6名以内

(2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条 審議会は、会長が招集する。

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 部会構成(案)

1 男女共同参画推進部会

| 氏名 | 肩書 |
|--------|------------------------------------|
| 江原 由美子 | 東京都立大学名誉教授 |
| 加藤 秀一 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 上杉 崇子 | 弁護士 |
| 薬師 実芳 | 特定非営利活動法人ReBit代表理事 |
| 池田 ひかり | ソーシャルワーカー/社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師 |
| 市川 望美 | 非営利型株式会社Polarisファウンダー、合同会社メーヴェ代表社員 |
| 小島 和子 | 世田谷区人権擁護委員 |

2 多文化共生推進部会

| 氏名 | 肩書 |
|-------------|---|
| 日暮 トモ子 | 日本大学文理学部教授 |
| 土田 久美子 | 駒澤大学文学部准教授 |
| 藤井 美香 | 公益財団法人横浜市国際交流協会 なか国際交流ラウンジ館長兼事業課担当課長 |
| ゴロウィナ・クセーニヤ | イクリスせたがや 代表 |
| 斎藤 利治 | 特定非営利活動法人アジアの新しい風 |
| 上田 啓子 | 世田谷区町会総連合会 副会長 |

3 男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会

| 氏名 | 肩書 |
|--------|------|
| 立山 廉 | 公募委員 |
| 宮本 恵実子 | 公募委員 |

※公募委員は、男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会の両方に所属していただきます。

令和 8 年 6 月 1 8 日
生活文化政策部
文化・国際課

世田谷区国際交流推進指針（案）の策定について

1 主旨

区は平成 3 0 年に地方自治体の国際化施策の三本柱である「国際交流」「国際協力」「多文化共生」のうち「国際交流」に焦点をあて、「これからの国際交流のあり方」（以下「あり方」）を策定した。それから 7 年が経過したことやコロナ禍による交流の中断や今日的な検討を加え、「世田谷区国際交流推進指針（案）」として改め、その方向性を明確にすることを目的とする。

2 世田谷区国際交流推進指針（案）概要

（1）本区における国際交流の定義

①定義

姉妹都市や交流都市・団体との継続的な関係形成を通じて相互理解を深め、市民、小中学生、教育機関、文化団体、行政など多様な主体による人的交流を積み重ね、その成果を区民生活および区の施策に還元していく取り組み。

（2）これまでの国際交流の評価と課題

本区の国際交流は、姉妹都市等との長年の交流を通じて、人的交流を中心に相互理解や信頼関係の構築に成果を上げてきた。特に小中学生の派遣・受入などの教育交流は継続的に実施され、国際理解の向上に寄与するなど、交流の基盤として重要な役割を果たしてきた。また、文化・スポーツ分野や市民レベルの交流へと広がり、多様な主体による取組が展開されている。

一方で、交流の成果の可視化・共有、区全体としての戦略性の不足、庁内連携及び推進体制、交流手法の転換への対応といった課題が明らかになっている。

このため、今後は国際交流の目的と効果を明確化し、全庁的な方針のもとで戦略的に事業を展開するとともに、その成果を区民生活や施策へ還元していくことが必要である。

（3）区にとっての国際交流の効果

①区民の国際理解の促進

多様な交流を通じて海外の多様な文化や価値観に触れる機会を創出し、それらを積極的に発信することで、区民一人ひとりの国際理解を深め、区の国際化の推進を図る。

②人的ネットワークの形成

市民、学校、文化団体などを通じた交流により、世代や分野を超えた人的ネットワークを形成する。

③行政施策への知見の還元

姉妹都市、交流都市・団体との交流・意見交換で得られた知見を、双方の都市等の教育、文化、地域活動などの行政施策に活かす。

④自治体外交の推進

交流の背景や目的を的確に理解し、相互交流を行い、相互理解と信頼関係を育みながら、国家間の外交に加え、国際社会における自治体間交流を通じて、自治体外交を推進する。

(4) 国際交流の推進方針

①各指針

| NO. | 方 針 | 内 容 |
|-----|------------------------|--|
| 1 | 既存の姉妹都市、交流都市・団体との交流の深化 | 1. これまで交流のある姉妹都市、交流都市・団体との関係は区の重要な財産という認識に立ち、姉妹都市については、新たな姉妹都市の拡大そのものを目的とはせず、既存の姉妹都市との交流の充実を図る。 2. 交流都市・団体については、現在、関係のある交流都市・団体との交流の充実を一義的に検討し、さらなる深化を図る。 |
| 2 | 交流都市・団体との多様なテーマ型交流の推進 | 1. 既存の交流都市・団体とは、先方との協議により、分野の拡大を図り、多様な交流を創出する。 2. 新規の交流都市・団体からの交流の申し出があった場合は、まずは、姉妹都市提携によらず、テーマ型交流として位置付けて交流を行うことを説明し、下記(5)の条件に照らし、交流実施の方向性を区全体で確認のうえ、実施の可否を検討する。 3. 既存・新規の交流都市、団体とのテーマ型交流の実施にあたっては、原則として、各交流の主体となる所管部が予算計上等を行う。 |

| | | |
|---|----------------------|---|
| 3 | 多様な交流推進のしくみの整備 | <p>1. 姉妹都市、交流都市・団体を含め、海外都市や関係機関からの交流の充実を図ることを目的に、文化・国際課において、庁内における国際交流に関する情報を集約する。</p> <p>2. 各都市等との調整・協議を行うため、従前からの国際化に関する検討組織である「国際化推進協議会、国際化推進委員会」を活用し、区全体で組織的に海外都市等との交流提案を検討する。</p> |
| 4 | 区内大使館等との連携による交流の推進 | <p>1. 区内の大使館及び区がホストタウンとして連携する米国大使館等と連携し、国際理解と交流の機会を広げる。</p> <p>2. 自治体国際化協会など専門関係機関からもアドバイスを得ながら、多様な交流を推進する。</p> |
| 5 | オンラインを活用した継続的な交流の実施 | <p>訪問交流に加え、オンライン交流を活用することで、時間や距離に左右されない継続的な交流機会を確保する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Z o o m や T e a m s を活用した子どもたちによる双方向の文化紹介プレゼンテーション、意見交換 ・ Z o o m や T e a m s を活用した文化活動プレゼンテーション、意見交換 |
| 6 | 自治体外交としての視点を持った交流の推進 | <p>国ではなく、地方自治体が主体となって国境を越えて行う国際交流である自治体外交の視点に立ち、双方の都市等の魅力を高め、国際ネットワークの形成を推進する。</p> |

(5) 交流推進の条件

交流先となりうる都市等については、以下の視点から各都市等のオファーや区のニーズを踏まえ、国際化推進協議会、国際化推進委員会で適宜、実施の方向性を協議する。

①基礎的な条件

双方の都市等をお互いの区民、市民が安心して行き来することを前提にすると、良好な治安・衛生環境、政治・経済情勢の安定は重要な要素であるため、これらの条件を外務省、各国大使館、関係団体等から情報収集して、交流実施の必要性を検討する。

②地域

区の姉妹都市、交流都市・団体を踏まえて、世界の各地とバランスよく交流を図ることができるよう考慮する。

さらに、アジア地域に関しては渡航の距離、時間が短く、他の地域よりも対面の交流が行い易い利点も踏まえ、交流を検討する。

③分野

1) 教育交流

教育交流での効果が高い交流を重点的に検討する。また、区立小中学生の交流に加え、このほか若者世代同士の交流の可能性や交流主体についても、交流先の候補と調整を行う。

- ・外国文化や海外での教育体験を通じてグローバルな視点を身につける。
- ・海外の生活を体験し、国際理解を深める。

2) 多様な交流への発展の可能性

交流のテーマには、教育交流に加え、文化・芸術、スポーツ、産業、観光、まちづくり、福祉など様々なものが考えられるため、多様な交流への発展の可能性が予想できる都市・団体との交流を基本とする。

④その他（各都市固有の条件）

上記1)、2)に加えて、次の3つの要件に基づいて検討を深める。

- ・相手方に交流の意思があること
- ・交流に際しての人的資源（キーパーソン、委員会など）が存在し、継続して交流する可能性が高いこと
- ・オンライン等を活用した交流も含めた双方向での交流が見込まれること

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年 7月 政策調整会議
8月 政策会議
9月 区民生活常任委員会

世田谷区生活文化政策部
文化・国際課

世田谷区国際交流推進指針（案）

はじめに

世田谷区の国際交流は、これまで子どもや教育機関、文化団体など、多様な主体同士の相互交流によって、長年にわたり積み重ねられてきました。

こうした市民ぐるみの交流は、人と人とのつながりを基盤として都市、市民間の信頼関係を育むもので本区の国際交流の大きな特徴であるといえます。

一方、これらの交流はコロナ禍まで順調に進展してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での国際交流は一時途絶えました。その後、状況の改善に伴い、徐々に対面による交流が再開されています。

また、近年ではオンライン技術の普及や社会経済環境の変化により、国際交流の手法や役割は多様化しています。今後は、こうした変化を踏まえ、区民にとって身近で実感のある国際交流を、持続的に推進していくことが求められています。

本指針は、平成 30 年策定の「これからの国際交流のあり方」が策定から 7 年が経過したこと、また、コロナ禍による交流の中断や今日的な検討を加え、「世田谷区国際交流推進指針」として改め、その方向性を明確にすることを目的として策定するものです。

令和 8 年 8 月 日

1 指針策定の背景

世田谷区は、これまでカナダ・ウィニペグ市、オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区、オーストラリア・バンバリー市の姉妹都市、また、台湾・高雄市やアメリカ合衆国・ポートランド市など交流都市・団体等との交流を中心に国際交流を推進してきました。

これら、姉妹都市、交流都市・団体等との関係形成は、区民の国際理解の促進に寄与するとともに、都市・市民間の信頼関係を育み、世田谷区の都市としての価値を高めるうえで重要な役割を果たしてきました。

しかし、2020年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、海外渡航が制限され、対面交流に制約が生じ、一時的に交流機会は減少します。その後、渡航制限は緩和され、事業が徐々に再開され、これまでの交流の蓄積を活かしながら、各都市・団体等との関係を深め、より効果的な取り組みにしていく必要があります。

また、コロナ禍以降のオンライン技術の進展、さらに、昨今の国際交流における新たな課題も取り入れ、区の国際交流のあり方を再定義する必要があります。

この指針は、従前の「これからの国際交流のあり方」を深化させ、恒久的な指針として示すことを目的に策定するものです。



2 これまでの国際交流の評価と課題

前章に記載のとおり、本区の国際交流は、姉妹都市及び交流都市・団体との長年にわたる交流の積み重ねにより、人的交流を中心とした相互理解の促進や信頼関係の構築に着実に成果を上げてきました。

特に、小中学生の派遣・受入をはじめとした教育交流は継続的に実施され、参加者や受け入れ校の生徒の国際理解の向上につながり、本区の国際交流の基盤として重要な役割を果たしてきました。また、教育交流に加えて、文化、スポーツ等の分野にも交流は広がり、市民レベルの交流を含め、多様な主体による取組が展開されてきました。

※詳細は下記参照

「3 国際交流の意義、効果 (2) 世田谷区の国際交流 ▶直近の姉妹都市、交流都市・団体との交流実績」

一方、こうした取組の蓄積はあるものの、現在、以下の課題が明らかになっています。

(1) 交流の成果の可視化・共有

これまで個々の事業の成果は蓄積されているものの、それらが区民全体に十分に共有されているとは言えず、国際交流の意義や効果の理解が広がっていない状況で、交流の広がりには課題があります。

(2) 区全体としての戦略性の不足

これまでの交流は各事業単位で縦割りに展開されている側面があり、区としての分野横断的な展開が十分とは言えません。結果として、交流の成果が政策全体に十分に活かされていない状況があります。

(3) 庁内連携及び推進体制

国際交流に関する情報の集約や調整の仕組みとして庁内の会議体は存在しますが、様々な交流提案や可能性についての議論が俎上に上がっておらず、全庁的な視点での連携や議論の体制強化が必要です。

(4) 交流手法の転換への対応

デジタル技術の推進を背景にオンラインでの交流の有効性が確認された一方で、その活用が限定的であり、対面交流との戦略的な組み合わせや手法の整理が十分に進んでいるとは言えません。

こうした状況を踏まえると、これまでの取組は一定の成果を上げてきたものの、区民への還元や政策への反映、事業展開の戦略性という点で見直しが必要な段階にあります。

今後は、これらの課題を踏まえ、国際交流の目的と効果を明確化するとともに、区全体としての方針を定め、戦略的に事業を展開し、その成果を区民生活や施策に着実につなげていく必要があります。

次章では、これらを踏まえ、本区における国際交流の意義と効果を整理します。

3 国際交流の意義、効果

(1) 地方自治体の国際化政策と国際交流

地方自治体の国際化政策には、「国際交流」「国際協力」「多文化共生」の3つの大きな流れがあります。

1960年代から1980年代前半に始まったのが「国際交流」で、人と人との草の根の交流が相互理解を深め、自治体レベル、国レベルの親善につながり、平和に寄与するという理念に基づき、多くの自治体で海外の都市との姉妹都市交流に代表される国際交流が始まりました。

その後、1990年代に始まったのが「国際協力」です。当時、日本からの技術供与など自治体独自の海外への協力活動が展開されていることを踏まえ、従来の国際交流の実績を背景としつつ、互いの地域の発展のために地域レベルで協力しあう「国際協力」が新たなテーマとして加わりました。

さらに、1990年、2000年代以降「多文化共生」が加わります。当時、発展途上国からの研修・技能実習生、日本人の配偶者など様々なかたちで外国人人口が増加したことから、平成18年（2006年）に国で国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを目指す「多文化共生推進プラン」が提言され、さらに令和5年に、そのプランが改訂されました。区においては、平成31年に世田谷区多文化共生プラン、令和6年に世田谷区第二次多文化共生プランが策定され、現在に至ります。

(2) 世田谷区の国際交流

世田谷区では、1970年（昭和45年）のカナダ・ウィニペグ市との姉妹都市提携以降、姉妹都市（※注1）と国際交流を行ってきました。また、平成30年の「これからの国際交流のありかた」以降、テーマごとに交流を行う交流都市・団体（※注2）との交流も行ってきました。これまでの姉妹都市、交流都市・団体との経過を振り返ると以下の通りです。

※注1：姉妹都市

姉妹都市提携に基づき取り組みを進める海外都市のことを言う。

（※3姉妹都市との姉妹都市提携は区議会の議決を経て行っている。）

※注2：交流都市・団体

姉妹都市提携によらず、各都市や海外の団体等との協議・提案に基づき、個別の協定や覚書等の手法により、個別のテーマでの交流を推進する海外都市・団体等のことを言う。

▶直近の姉妹都市、交流都市・団体との交流実績

《姉妹都市》

ウィニペグ市（姉妹都市提携：1970年（昭和45年）10月5日）

| 年 度 | 内 容 |
|-----------|---|
| 令和8（2026） | 第27回 世田谷区中学生代表団 派遣（予定） 第25回 ウィニペグ市中中学生親善訪問団 来訪（予定） |
| 令和7（2025） | 姉妹都市提携55周年記念親善訪問団 ウィニペグ市訪問 |
| 令和6（2024） | 第26回 世田谷区中学生代表団 派遣 第24回 ウィニペグ市中中学生親善訪問団 来訪 |
| 令和2（2020） | 姉妹都市提携50周年（コロナ禍につき親善訪問、式典等は中止） |
| 令和元（2019） | 第25回 世田谷区中学生代表団 派遣 第23回 ウィニペグ市中中学生親善訪問団 来訪 |

ウィーン市・ドゥブリング区（姉妹都市提携：1985年（昭和60年）5月8日）

| 年 度 | 内 容 |
|-----------|---|
| 令和8（2026） | 世田谷区中学生代表団 派遣（予定） |
| 令和7（2025） | 第32回 世田谷区小学生代表団 派遣 |
| 令和6（2024） | 姉妹都市提携40周年記念親善訪問団 ドゥブリング区訪問 第31回 世田谷区小学生代表団 派遣 |
| 令和5（2023） | 第30回 世田谷区小学生代表団 派遣 |
| 令和元（2019） | 姉妹都市提携35周年記念親善訪問団 ドゥブリング区訪問 第29回 世田谷区小学生代表団 派遣 |

バンバリー市（姉妹都市提携：1992年（平成4年）11月10日）

| 年 度 | 内 容 |
|-----------|--|
| 令和8（2026） | バンバリー市マラソンへの区民ランナー 派遣 第26回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪（予定） 世田谷区中学生代表団 派遣（予定） 世田谷246マラソンへのバンバリー市選手招待（予定） |
| 令和7（2025） | バンバリー市マラソンへの区民ランナー参加（オンライン参加） 世田谷区中学生代表団 派遣 第25回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪 |

| | |
|------------|---|
| 令和7 (2025) | 第32回 世田谷区小学生代表団 派遣 世田谷 246 マラソンへのバンバリー市選手招待 世田谷美術館での交流写真展 |
| 令和6 (2024) | バンバリー市マラソンへの区民ランナー参加 (オンライン参加) 第24回 バンバリー市小学生親善訪問団 来訪 第31回 世田谷区小学生代表団 派遣 世田谷 246 マラソンへのバンバリー市選手招待 |
| 令和5 (2023) | バンバリー市マラソンへの区民ランナー参加 (オンライン参加) 第3回 世田谷区中学生代表団 派遣 第30回 世田谷区小学生代表団 派遣 世田谷 246 ハーフマラソンへのバンバリー市選手招待 (オンライン参加) バンバリー市での交流写真展 (スクリーン投影展示) |
| 令和4 (2022) | バンバリー市マラソンへの区民ランナー参加 (オンライン参加) 姉妹都市提携30周年 (オンラインによる交流) 世田谷 246 ハーフマラソンへのバンバリー市選手招待 (オンライン参加) |
| 令和3 (2021) | バンバリー市マラソンへの区民ランナー参加 (オンライン参加) 世田谷 246 ハーフマラソンへのバンバリー市選手招待 (オンライン参加) |
| 令和元 (2019) | バンバリー市マラソンへの区民ランナー参加 第23回バンバリー市小学生親善訪問団 来訪 世田谷 246 ハーフマラソンへのバンバリー市選手招待 |

《交流都市・団体》

高雄市 (覚書締結日：2019年 (平成31年) 1月9日)

| 年 度 | 内 容 |
|-------------|--|
| 令和8 (2026) | せたがやジュニアオーケストラ・高雄市青少年交響楽団交流コンサート (高雄市開催) (予定) 高雄市マラソンへの区民ランナー 派遣 (予定) |
| 令和7 (2025) | せたがやジュニアオーケストラ・高雄市青少年交響楽団交流コンサート (世田谷区開催) 覚書更新 (5年) に伴う高雄市訪問 |
| 令和4 (2022) | 覚書更新 (3年) 令和5 (2023) 年3月 |
| 令和3 (2021) | 覚書有効期間延長 (1年) 令和4 (2022) 年1月 |
| 令和元 (2019) | 世田谷区・高雄市交流コンサート (高雄市開催) |
| 平成30 (2018) | 「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」締結 平成31 (2019) 年1月9日 |

ポートランド市

| 年 度 | 内 容 |
|-------------|--|
| 令和 8 (2026) | ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪 世田谷区中学生代表団 派遣 (予定) |
| 令和 7 (2025) | ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪 世田谷区長 ポートランド市訪問 |
| 令和 6 (2024) | ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪 |
| 令和 5 (2023) | ポートランド市マウントテーバー中学校親善訪問団 来訪 |
| 令和 3 (2021) | ポートランド市職員実務研修生として来訪 (みどり 3 3 推進部) |
| 令和元 (2019) | ポートランド市長 来訪 |

(3) 本区における国際交流の意義と効果等

この指針では、上記(1)、(2)の経緯を踏まえ、今日の世田谷区にとっての国際交流の意義と効果を次のように定義します。

【定義】

姉妹都市や交流都市・団体との継続的な関係形成を通じて相互理解を深め、市民、小中学生、教育機関、文化団体、行政など多様な主体による人的交流を積み重ね、その成果を区民生活および区の施策に還元していく取り組み。

世田谷区の国際交流は、これまで、行政間の交流に加え、小中学生はじめ教育交流を中心に発展し、他の分野の交流もあわせて多様な交流を行ってきた点に大きな特徴があり、それらの多層的な交流の蓄積が、市民や都市・団体等との持続的な信頼関係を支える基盤となっています。

区は、区の事業としての教育交流等を中心に国際交流を推進するとともに、あわせて区民・市民の自主的な交流ができるよう関係者との調整を行い、多様な交流を創出し、以下の効果をもたらすことができるよう取り組んでいきます。

【効果】

(1) 区民の国際理解の促進

多様な交流を通じて海外の多様な文化や価値観に触れる機会を創出し、それらを積極的に発信することで、区民一人ひとりの国際理解を深め、区の国際化の推進を図ります。

(2) 人的ネットワークの形成

市民、学校、文化団体などを通じた交流により、世代や分野を超えた人的ネットワークを形成します。

(3) 行政施策への知見の還元

姉妹都市、交流都市・団体との交流・意見交換で得られた知見を、双方の都市等の教育、文化、地域活動などの行政施策に活かします。

(4) 自治体外交の推進

交流の背景や目的を的確に理解し、相互交流を行い、相互理解と信頼関係を育みながら、国家間の外交に加え、国際社会における自治体間交流を通じて、自治体外交を推進します。

4 国際交流事業の推進方針

今後の国際交流事業の推進にあたっては、上記「3」で定義した意義と効果を踏まえ、以下の方針に基づき事業を推進することとします。

(1) 各指針

| NO. | 方針 | 内容 |
|-----|------------------------|--|
| 1 | 既存の姉妹都市、交流都市・団体との交流の深化 | 1. これまで交流のある姉妹都市、交流都市・団体との関係は区の重要な財産という認識に立ち、姉妹都市については、新たな姉妹都市の拡大そのものを目的とはせず、既存の姉妹都市との交流の充実を図る。 2. 交流都市・団体については、現在、関係のある交流都市・団体との交流の充実を一義的に検討し、さらなる深化を図る。 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 2 | 交流都市・団体との多様なテーマ型交流の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の交流都市・団体とは、先方との協議により、分野の拡大を図り、多様な交流を創出する。 2. 新規の交流都市・団体からの交流の申し出があった場合は、まずは、姉妹都市提携によらず、テーマ型交流として位置付けて交流を行うことを説明し、下記（2）の条件に照らし、交流実施の方向性を区全体で確認のうえ、実施の可否を検討する。 3. 既存・新規の交流都市、団体とのテーマ型交流の実施にあたっては、原則として、各交流の主体となる所管部が予算計上等を行う。 |
| 3 | 多様な交流推進のしくみの整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 姉妹都市、交流都市・団体を含め、海外都市や関係機関からの交流の充実を図ることを目的に、文化・国際課において、庁内における国際交流に関する情報を集約する。 2. 各都市等との調整・協議を行うため、従前からの国際化に関する検討組織である「国際化推進協議会、国際化推進委員会」を活用し、区全体で組織的に海外都市等との交流提案を検討する。（12ページ図参照） |
| 4 | 区内大使館等との連携による交流の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 区内の大使館及び区がホストタウンとして連携する米国大使館等と連携し、国際理解と交流の機会を広げる。 2. 自治体国際化協会など専門関係機関からもアドバイスを得ながら、多様な交流を推進する。 |
| 5 | オンラインを活用した継続的な交流の実施 | <p>訪問交流に加え、オンライン交流を活用することで、時間や距離に左右されない継続的な交流機会を確保する。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Zoomや Teams を活用した子どもたちによる双方向の文化紹介プレゼンテーション、意見交換 ・ Zoomや Teams を活用した文化活動プレゼンテーション、意見交換 |
| 6 | 自治体外交としての視点を持った交流の推進 | <p>国ではなく、地方自治体が主体となって国境を越えて行う国際交流である自治体外交の視点に立ち、双方の都市等の魅力を高め、国際ネットワークの形成を推進する。</p> |

（2）交流推進の条件について

上記交流推進にあたって、交流先となりうる都市等については、以下の視点から各都市等の交流提案や区のニーズを踏まえ、国際化推進協議会、国際化推進委員会で適宜、実施の方向性を協議します。

①基礎的な条件

双方の都市等をお互いの区民、市民が安心して行き来することを前提にすると、良好な治安・衛生環境、政治・経済情勢の安定は重要な要素です。

検討にあたってはこれらの条件を外務省、各国大使館、関係団体等から情報収集して、交流実施の必要性を検討します。

②地域

交流の地域については、区が3つの姉妹都市が北米（カナダ）、中央ヨーロッパ（オーストリア）、オセアニア（オーストラリア）にあること、また、交流都市・団体として、アメリカ・ポートランド市が北米、台湾・高雄市がアジアにあることを踏まえて、世界の各地とバランスよく交流を図ることができるよう考慮します。

さらに、アジア地域に関しては、渡航の距離、時間が短く、他の地域よりも対面の交流が行い易い利点も加味して、交流を検討します。

③分野

1)教育交流

これまで区の国際交流において、区立小・中学生とのをはじめとした教育分野の交流は大きな役割を果たしてきました。児童・生徒の様々な体験や、交流で育まれた相互の市民の信頼関係は、将来にわたって両都市をつなぐ貴重な財産です。こうした観点から教育交流での効果が高い交流を重点的に検討します。

また、区立小中学生の交流に加え、このほか若者世代同士の交流の可能性や交流主体についても、交流先の候補と調整を行います。

- ・外国文化や海外での教育体験を通じてグローバルな視点を身につける。
- ・海外の生活を体験し、国際理解を深める。

2)多様な交流への発展の可能性

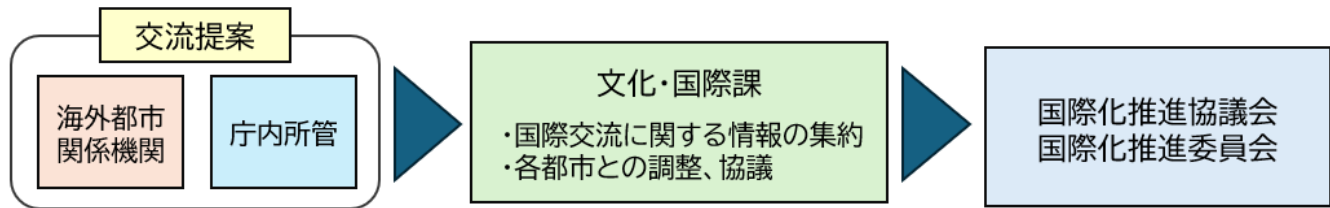
交流のテーマには、教育交流に加え、文化・芸術、スポーツ、産業、観光、まちづくり、福祉など様々なものが考えられます。

交流先の検討にあたっては、教育に加え、多様な交流への発展の可能性が予想できる交流都市・団体との交流を基本とします。

④その他（各都市固有の条件）

上記1）、2）に加えて、次の3つの要件に基づいて検討を深めます。

- ・相手方に交流の意思があること
- ・交流に際しての人的資源（キーパーソン、委員会など）が存在し、継続して交流する可能性が高いこと
- ・オンライン等を活用した交流も含めた双方向での交流が見込まれること



5 今後の国際交流推進の重点課題

4の推進方針を踏まえ、今後以下の点に重点を置き、継続して、検討し、事業を推進します。

(1) 情報発信

①区民に向けた積極的な情報発信

姉妹都市や交流都市・団体に関する区民の認知度は現在、必ずしも高くない状況です。

このことを踏まえ、交流の意義や今後の発展の可能性など、姉妹都市や交流都市・団体との交流の様子や意義の情報発信の強化が必要となっています。

今後、以下の情報発信を強化し、区民の理解促進に取り組みます。

- 1) 区のお知らせ、チラシ、HPなど多様な媒体での周知
 - 2) 区立施設や国際交流センターなど区の関連施設・団体での講座・周知等
- これらを通じて、区民が海外とのつながりを実感できるよう取り組みます。

②海外都市等への魅力発信

区民に向けた情報発信とあわせて、世田谷区の魅力や交流資源等を web 等にまとめて可視化し、海外都市等にも世田谷区との交流の意義を理解できるよう、海外都市等に対する多様な情報発信に取り組みます。

(2) 海外都市等との調整の体制強化

国際化推進協議会や国際化推進委員会の会議体を活用し、海外都市等からの交流提案、また、区からの交流提案の手順、しくみを明確にするとともに、迅速かつ効果的に交流事業を調整・企画し、実施できるよう引き続き体制強化に取り組みます。

調整にあたっては、区の所管部の事業のみならず、各所管部が把握できうる市民レベルでの交流資源についても調査し、姉妹都市、交流都市・団体と市民ぐるみでの交流につながるよう取り組みます。

(3) 国際交流センター（クロッシングせたがや）の充実

国際交流の拠点としてのクロッシングせたがやが移転拡大する機会を捉えて、情報発信や国際交流団体の活動支援、交流の担い手育成などを強化し、国際交流事業の多様な充実を図ります。

(4) 国際平和交流基金の活用

今後の交流推進にあたっては、現在の国際平和交流基金の更なる活用により、国際交流、協力、貢献、地域で実践する国際交流に加え、海外から区に招く交流、区から海外に赴く交流等多様な交流に基金を活用できるよう、基金活用のしくみについて検討します。

6 おわりに

世田谷区には、姉妹都市、交流都市・団体との交流を中心に、これまで多様な交流の実績があります。一方で、区民にさらなる浸透を図り、区全体として交流を組織的に推進するにあたっては、課題があったことを踏まえ、このたび、この指針を取りまとめました。

今後、この指針で掲げた6つの指針に基づき、区全体として国際交流を推進し、交流にかかわる市民、区民の友好関係の構築を通じて、区民の国際理解を推進し、区の都市の価値の向上を図り、双方の都市等の発展に寄与するよう取り組んでいきます。

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案

| 第2次男女共同参画プラン後期計画 | |
|---------------------------------|---|
| 基本目標 | 課題・施策 |
| 基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性活躍 | 1 固定的な性別役割分担意識の解消 ①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発 |
| | 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援 |
| | 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援 |
| 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス の着実な推進 | 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発 |
| | 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 ①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援 |
| | 6 防災・地域活動等への参画促進 ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進 |

| (仮称)第3次男女共同参画プラン 令和7年度第3回審議会 推進の方向性 | |
|---|--|
| ジェンダー平等の推進 ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく = 世田谷版ジェンダー主流化 | |
| 基本目標 | 課題・施策 |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画の総合的 推進による自分らしい 生き方の実現 | 1 男女共同参画の意識醸成 ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発 ② 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 ③ 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 |
| | 2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 <新規> ① 育児、介護等をともに支えるための支援 ② ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり ③ 多様な働き方の支援 ④ 地域活動への参画促進 ⑤ 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 ⑥ 働きやすい環境整備のための事業者への支援 区民 区民 区民 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 |
| | 3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ② 女性活躍の取組みを推進する事業者の支援 ③ 地域や防災分野における女性の参画 区民 事業者 区民 |
| 基本目標Ⅱ ジェンダー平等社会の 実現に向けた総合的な 取組みの推進 | 4 男女共同参画センター「らぶらす」の機能強化 ① ジェンダー平等実現に向けた講座・研修、情報収集・提供、相談機能の強化 ② 区民の主体的な活動拠点としての充実 ③ 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携 区民 区民 区民 |

| (仮称)第3次男女共同参画プラン 令和8年度第1回審議会 推進の方向性 | |
|---|---|
| ジェンダー平等の推進 ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく = 世田谷版ジェンダー主流化 | |
| 基本目標 | 課題・施策 |
| 基本目標Ⅰ ジェンダー平等社会の 実現に向けた総合的な 取組みの推進 | 1 ジェンダー平等の意識醸成 ① ジェンダー平等社会 の実現に向けた意識啓発 ② 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 ③ 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 |
| | 2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 <新規> ① 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 ② ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり ③ 多様な働き方の支援 ④ 地域活動への参画促進 ⑤ 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 ⑥ 働きやすい環境整備のための事業者への支援 区民 区民 区民 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 |
| | 3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ② 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ ③ 地域や防災分野における女性の参画促進 区民 事業者 区民 |
| 基本目標Ⅱ ジェンダー平等社会の 実現に向けた総合的な 取組みの推進 | 4 男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進 ① 男女共同参画センター機能の強化 ② 区民の学びと活動を促進する機能の充実 ③ 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携 区民 区民 区民 |

第2次男女共同参画プラン後期計画

| 基本目標 | 課題・施策 |
|----------------------------|---|
| 基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築 | 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化 |
| | 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携 |
| | 9 暴力を容認しない意識づくり ①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止 |

(仮称)第3次男女共同参画プラン

| 基本目標 | 課題・施策 | | | | | | | | |
|--|---|-------------------|-------------------|----|----------------|----|-----|----|----|
| 基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる支援の強化 | 5 暴力やハラスメント防止の啓発 ① 暴力の防止とアクティブ・バイスタンダーとなるための意識づくり ② デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民・子ども/若者/保護者/教職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども/若者/保護者/教職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者</td> </tr> </table> | | 区民・子ども/若者/保護者/教職員 | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | 事業者 | | |
| | | 区民・子ども/若者/保護者/教職員 | | | | | | | |
| | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | | | | | | |
| | | 事業者 | | | | | | | |
| 6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ① 相談しやすい環境づくりと相談体制の強化 ② 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 ③ 支援体制の充実と関係機関との連携強化 ④ 被害者支援と児童虐待防止の連携強化 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 区民 | | 区民 | | 区民 | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 <新規> ① 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 ② 居場所の創出と生活力の向上支援 ③ 関係機関や民間団体との連携 ④ 国、都や他自治体との連携 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 区民 | | 区民 | | 区民 |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ① 相談窓口の周知と被害者支援 ② 国、都や関係機関との連携 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 区民 | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |

(仮称)第3次男女共同参画プラン

| 基本目標 | 課題・施策 | | | | | | | | |
|---|--|-------------------|-------------------|----|----------------|----|-----|----|----|
| 基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現 | 5 暴力やハラスメント防止の啓発 ① 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり ② デートDVの防止及びインターネット等に対するリテラシー向上の啓発 ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民・子ども/若者/保護者/教職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども/若者/保護者/教職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者</td> </tr> </table> | | 区民・子ども/若者/保護者/教職員 | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | 事業者 | | |
| | | 区民・子ども/若者/保護者/教職員 | | | | | | | |
| | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | | | | | | |
| | 事業者 | | | | | | | | |
| 6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援 ① ニーズに応じた相談事業の実施 ② 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 ③ 関係機関との連携を通じた支援の充実 ④ 被害者支援と児童虐待防止の連携 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 区民 | | 区民 | | 区民 | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 7 困難な問題を抱える女性への支援の充実 <新規> ① 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 ② 居場所の創出と生活力の向上支援 ③ 関係機関や民間団体との連携 ④ 国、都や他自治体との連携 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 区民 | | 区民 | | 区民 |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ① 相談窓口の周知と被害者支援 ② 国や都、関係機関との連携 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 区民 | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができ る社会の構築 | 10 性差に応じたことと身体 の健康支援 ① 疾病予防、健康づくりの推進 ② ところの健康対策 ③ 親子の健康支援 ④ 年代に応じた性教育の普及 |
| | 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ① ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ② ひとり親家庭の親への就労支援 ③ ひとり親家庭への生活支援 ④ ひとり親家庭の子どもへの支援 |
| | 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 ① 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ② 区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③ 同性パートナーシップに関する取組み ④ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤ 区職員・教育分野等における理解促進 ⑥ 多様な形の家族の支援 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|----|----|---------------|--|-----|--|----|
| 基本目標Ⅲ 多様性や違いを理解し、 尊重し合える社会の構築 | 9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援 ① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども/若者/保護者/職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 子ども/若者/保護者/職員 | | 事業者 | | 区民 |
| | | 区民 | | | | | | | |
| | | 子ども/若者/保護者/職員 | | | | | | | |
| | 事業者 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| 10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 <新規> ① 自分も相手も大切にするための性教育の実施と啓発 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">子ども/若者/保護者/職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 子ども/若者/保護者/職員 | | 区民 | | | | | |
| | 子ども/若者/保護者/職員 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| 11 性差に応じたことと身体 の健康支援 ① 従業員のウェルビーイングを高めるための健康経営の推進 ② 多様なライフデザインを描くための健康支援 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 事業者 | | 区民 | | | | | |
| | 事業者 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--|----------------|----|-----|----------------|--|-----|--|----|
| 基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きることが できる社会の推進 | 9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援 ① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども/若者/保護者/教職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 区民 | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | 事業者 | | 区民 |
| | | 区民 | | | | | | | |
| | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | | | | | | |
| | 事業者 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| 10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 <新規> ① 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">子ども/若者/保護者/教職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区民</td> </tr> </table> | | 子ども/若者/保護者/教職員 | | 区民 | | | | | |
| | 子ども/若者/保護者/教職員 | | | | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| 11 性差に応じたことと身体 の健康支援 ① 多様なライフデザインを描くための健康支援 ② 従業員のウェルビーイング(多様な幸せ)を高めるための健康経営の促進 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">区民</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者</td> </tr> </table> | | 区民 | | 事業者 | | | | | |
| | 区民 | | | | | | | | |
| | 事業者 | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| 推進体制 | 方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ① 地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ② 区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③ 地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④ 講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開 |
| | 方策2 区職員の男女共同参画推進 ① 区職員・教職員の男女平等意識の向上 ② 庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③ 区職員の仕事と生活の両立支援 |
| | 方策3 推進体制の整備・強化 ① 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ② 国や都、他自治体との連携強化 ③ 男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④ 市民活動団体との連携・協働の推進 |

| | |
|------|--|
| 推進体制 | 方策1 ジェンダー平等推進のための整備・強化 <新規> ① あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 ② EBPMに基づくジェンダー統計の活用と政策立案 ③ 庁内推進体制の強化 ④ 審議会等の女性登用率の向上 |
| | 方策2 区職員の男女共同参画推進 ① 区職員・教職員の男女平等意識の向上 ② 庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③ 区職員の仕事と生活の両立支援 ④ 区職員のハラスメントの防止 ⑤ 区職員の多様な性に対する理解促進 |
| | 方策3 多様な視点や連携による施策の充実 ① 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ ② 国、都や他自治体との連携強化 ③ 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力 |

| | |
|--------|--|
| 区の推進体制 | 方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化 <新規> ① あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 ② ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案 ③ 庁内推進体制の強化 ④ 審議会等の女性登用率の向上 |
| | 方策2 職員のジェンダー平等の推進 ① 区職員・教職員の男女平等意識の向上 ② 庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③ 職員の仕事と生活の両立支援 ④ 職員のハラスメントの防止 ⑤ 職員の多様な性に対する理解促進 |
| | 方策3 多様な視点や連携による施策の充実 ① 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ ② 国や都、他自治体との連携強化 ③ ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力 |

(仮称)

世田谷区第三次男女共同参画プラン

～ジェンダー平等社会の実現を目指して～

(令和9年度～令和13年度)

素案

(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン 素案 目次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 趣旨と目的 | 2 |
| 2 計画の性格と位置付け | 3 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 計画の基本理念 | 5 |
| 5 目指す社会の実現に向けた推進の方向性 | 6 |
| 第2章 計画の背景 | 9 |
| 1 社会状況や国、都等の動向 | 10 |
| (1) 社会構造の変化や現在の社会状況 | 10 |
| (2) ジェンダーに関する現状 | 11 |
| (3) 国際的な潮流 | 15 |
| (4) 国の動き | 16 |
| (5) 都の動き | 20 |
| 2 世田谷区を取り巻く状況 | 21 |
| (1) 区の現状 | 21 |
| (2) 区の動き | 24 |
| 3 策定に向けた検討 | 25 |
| (1) 後期計画の評価と今後の課題 | 25 |
| (2) プラン見直しの視点 | 30 |
| (3) 策定の経過 | 32 |

第3章 計画の内容33

| | |
|--|-----|
| 1 計画の体系..... | 34 |
| 基本目標Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進..... | 37 |
| 課題1 ジェンダー平等の意識醸成..... | 40 |
| 課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援..... | 46 |
| 課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援..... | 59 |
| 課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進..... | 64 |
| 基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現..... | 67 |
| 課題5 暴力やハラスメント防止の啓発..... | 70 |
| 課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援..... | 76 |
| 課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実..... | 83 |
| 課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実..... | 89 |
| 基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進..... | 95 |
| 課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援..... | 98 |
| 課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進..... | 105 |
| 課題11 性差に応じたところと身体健康支援..... | 110 |
| 区の推進体制..... | 119 |
| 方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化..... | 122 |
| 方策2 職員のジェンダー平等の推進..... | 126 |
| 方策3 多様な視点や連携による施策の充実..... | 132 |
| 2 進行管理..... | 134 |

第1章

計画の概要

1 趣旨と目的

平成11（1999）年に「男女共同参画基本法」が施行されたことを受け、区では平成19年（2007年）に「世田谷区男女共同参画プラン」を初めて策定しました。

その後、平成25年（2013年）9月に議決された世田谷区基本構想では、9つのビジョンの一つとして、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」ことが掲げられました。

この理念を踏まえ、区においては男女共同参画社会の定義を「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」とし、平成29（2017）年に「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成30（2018）年には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、ジェンダー平等に向けた取組みを一層推進してきました。

しかしながら、政策や方針決定過程への女性の参画の少なさや、育児・介護等のライフイベントに際して女性に家事・育児等の負担が偏る状況が見られます。一方で、男性においても長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく社会構造は依然として根強く残っています。

特に、女性については、出産を契機とした非正規雇用化、いわゆる「L字カーブ」の問題等により、所得の向上や経済的自立が妨げられる状況が続いています。また、ジェンダーに起因する暴力やハラスメント、妊娠・出産に伴う身体的負担などが複合的に重なることで、困難な状況に直面することも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等に関する意識の向上とともに、困難な状況にある女性への支援の充実、「暴力やハラスメントは許されない」とする社会的認識の醸成は喫緊の課題となっています。

また、パートナーや家族の関係性やあり方が多様化していることを踏まえ、区では平成27（2015）年11月より、全国に先駆けてパートナーシップ宣誓を開始しました。令和4（2022）年11月11月からはパートナーの子どもや親を含めたファミリーシップ宣誓を開始し、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として、実施しています。

本来、パートナーや家族のあり方は、当事者の意思により自由に決められるものにも関わらず、社会の差別や偏見によりそれが制約される状況は、個人の尊厳が尊重されていないと言えます。このため、地域社会全体で理解を深めていくことが求められます。

こうしたジェンダーや性の多様性に関する課題について、地域における一人ひとりが当事者としての意識を持ち、理解を深めていくことが重要です。

「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」は、これらの課題に対し、根拠に基づく分析と検討を行いながら施策を展開し、着実に取組みを進めることで、地域におけるジェンダー平等の実現を目指すものです。

2 計画の性格と位置付け

- 1) この計画は、ジェンダー平等社会の実現を目指すために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。
- 2) この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第九条第1項に定める「行動計画」に該当し、第八条に定められた男女共同参画の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 3) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であり、国等の計画を踏まえるとともに、区の基本計画・実施計画・関連計画、DX推進方針等との整合性を図ったものです。
- 4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標Ⅰを「世田谷区女性活躍推進計画」として位置づけます。
- 5) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第二条の三第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、基本目標Ⅱを「世田谷区配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- 6) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）第八条第三項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標Ⅱを「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための計画」として位置づけます。
- 7) この計画は、区の「地域防災計画」との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進めるための計画です。阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、豪雨災害などの経験を踏まえ、平常時から地域社会における男女共同参画を推進します。

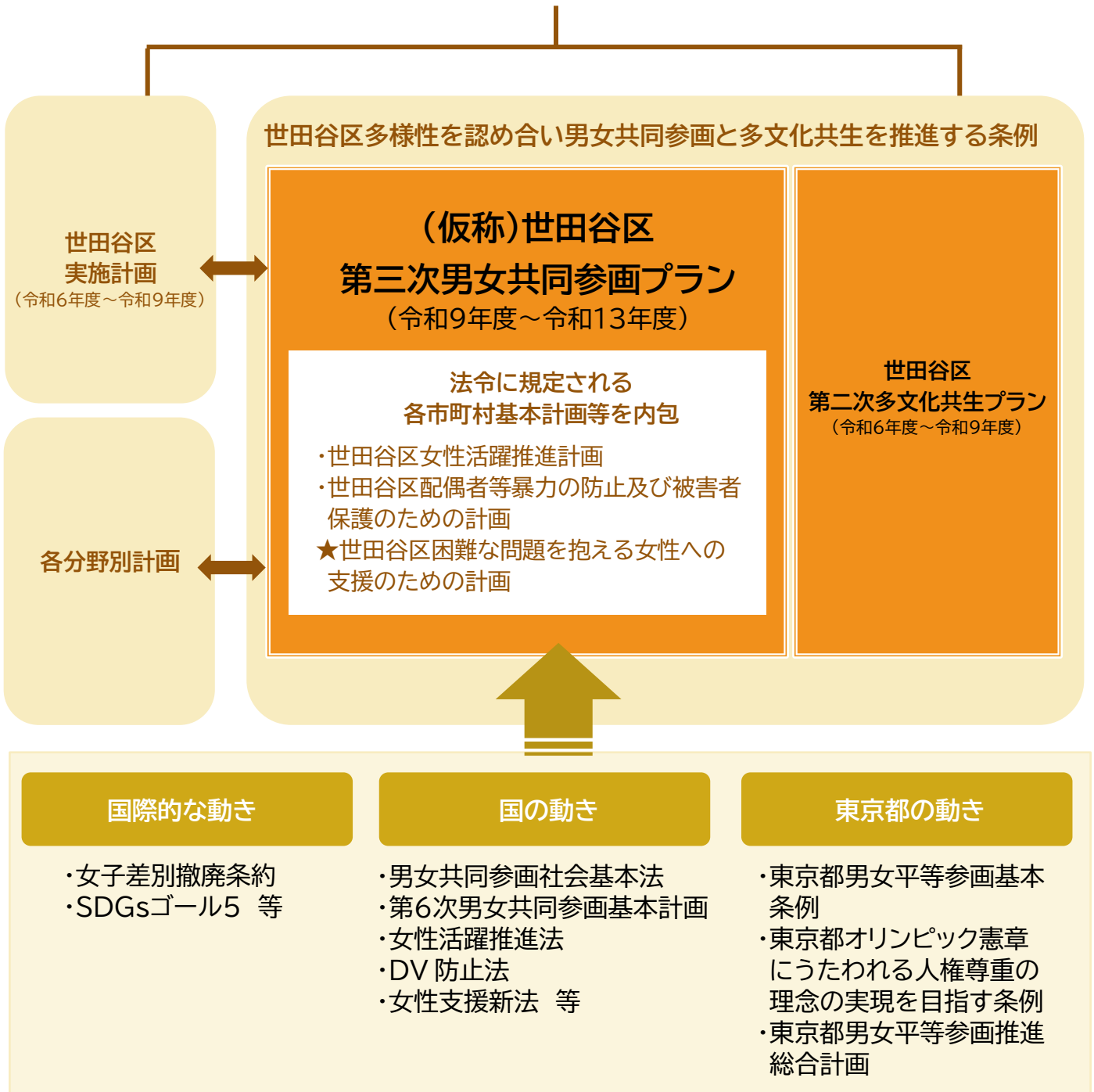
世田谷区基本構想

(20年間の公共的指針)



世田谷区基本計画

(区政運営の基本的指針/区の最上位計画)



3 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」においては、3つの基本理念を定めています。

条例の基本理念を踏まえつつ、本計画における基本理念を以下のとおり定めます。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 基本理念

- 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。



(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン 基本理念

(仮)一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしい
ライフデザインを描くことができる ジェンダー平等社会の実現

5 目指す社会の実現に向けた計画の方向性

区では、平成30年4月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、「世田谷区第二次男女共同参画プラン（及び後期計画）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してきました。

この間、国においては「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、持続可能な開発目標（SDGs）の目標5「性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと（ジェンダー平等）の実現」の達成に向け、政府が行うあらゆる取組みにおいて常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策へ反映していくこと（ジェンダー主流化）を位置付けました。また、国際社会における普遍的価値である人権の尊重、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化の視点をあらゆる取組みの中に反映するとしています。さらに、令和5（2023）年6月にはLGBT理解増進法が、令和6（2024）年4月には困難女性支援法及び改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動向がうかがえます。

一方で、社会的・文化的に形成された性別像〔性自認や性的指向についての社会通念、像を含む〕（ジェンダー）に起因する様々な差別や偏見、困難さは解消に向けて、少しずつ理解が進んできているものの、地域社会や様々な組織において根強く存在し、誰もが多かれ少なかれ影響を受け、自分らしいライフデザインを描きにくい状況があります。

全ての人が、区政や地域の意思決定に参画し、望む仕事を通じて経済的に自立するとともに、福祉等の社会的なサービスを利用し、文化や芸術にふれ学ぶことができるなど、性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会（ジェンダー平等社会）の実現が求められています。

ジェンダー平等社会を実現することにより、誰もが自らの意思に基づいてライフデザインを描き、希望する進路や仕事、子育てや地域活動への参加など選択肢が多様に広がります。さらに、一人ひとりが尊重され、相互理解が進むことにより、安心して暮らし続けられる、より身近な地域づくりにもつながります。

その実現に向けて、まずは区職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持ち、施策を展開していくことが重要です。加えて、地域においても、区民一人ひとりも日常の行動やコミュニケーションの中で、また事業者等は従業員が働きやすい職場環境の整備や事業活動を通じて、ジェンダー平等の視点を取り入れ、継続的に見直しを行っていくことが求められます。

こうした考え方を踏まえ、本計画では、これまでの計画の趣旨を土台としつつ、昨今の社会通念や社会状況の変化、国際的な議論の動向を踏まえ、目指すべき社会の実現に向けて、ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく「ジェンダー主流化」を推進します。

※本文中の下線箇所は、「世田谷版」として用語を整理しています。



ジェンダー平等社会の実現



～世田谷版の用語解説～

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別像（性自認や性的指向についての社会通念、像を含む）

ジェンダー平等社会

性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会

ジェンダー主流化

ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていくこと

ジェンダー平等の視点

ジェンダーの観点を踏まえ分析・検討し、ジェンダー平等となるよう考えること

第2章

計画の背景

1 社会状況や国、都等の動向

(1) 社会構造の変化や現在の社会状況

1) 人口と世帯構成の変化

日本の人口は平成20（2008）年をピークに減少に転じており、令和38（2056）年には、1億人を下回り、9,965万人となる見込みである。また、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに減少傾向となり、2030年代にはその減少がさらに加速すると推計されている。こうした背景として、令和6（2024）年の出生数は、約69万人となり、合計特殊出生率は1.15と9年連続で低下していることが挙げられる。

一方、平均寿命をみると、女性87.14歳、男性81.09歳、死亡最頻値は女性92歳、男性88歳となっており、いわゆる人生100年時代を迎えている。

さらに、単独世帯割合では、昭和45（1970）年から昭和60（1985）年までは2割前後で推移していたが、令和2（2020）年には37.9%まで上昇している。世帯の単独化が進行する中で、とりわけ高齢者の単身世帯の増加が見込まれている。

また、令和6（2024）年の時点では、共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムで働く共働き世帯も増加傾向にあるなど、家族形態の変化とともに、働き方の構造にも変化が生じている。

2) 意識・価値観や生活の変化と多様化

未婚の女性において仕事と家庭の両立を望む割合や、未婚の男性において将来のパートナーに対し、仕事と家庭の両立を望む割合が増加しており、若い世代を中心に意識の変化が進んでいる。

就業率については、近年、男女ともに上昇傾向にある。結婚や出産、育児等を機に、30代前後の女性の就業率が低下する、いわゆる「M字カーブ」は改善傾向がみられる。

また、女性はライフステージに応じて働き方が変化する傾向にあり、男性においても残業のない働き方や柔軟な働き方を望む意識が高まるなど、働き方に対する価値観も変化している。さらに、女性起業家は増加傾向にあり、起業家全体に占める割合も上昇している。有業者のうち、本業がフリーランスである者は209万人となり、有業者全体の3.1%を占めるなど、多様な就業形態が広がっている。

一方で、働きながら介護を担うワーキングケアラーは増加しており、今後の高齢化の進展に伴い、その増加が見込まれる。未就学児の育児と家族の介護を同時に担うダブルケアの課題も顕在化している中、依然として家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向が見られる。

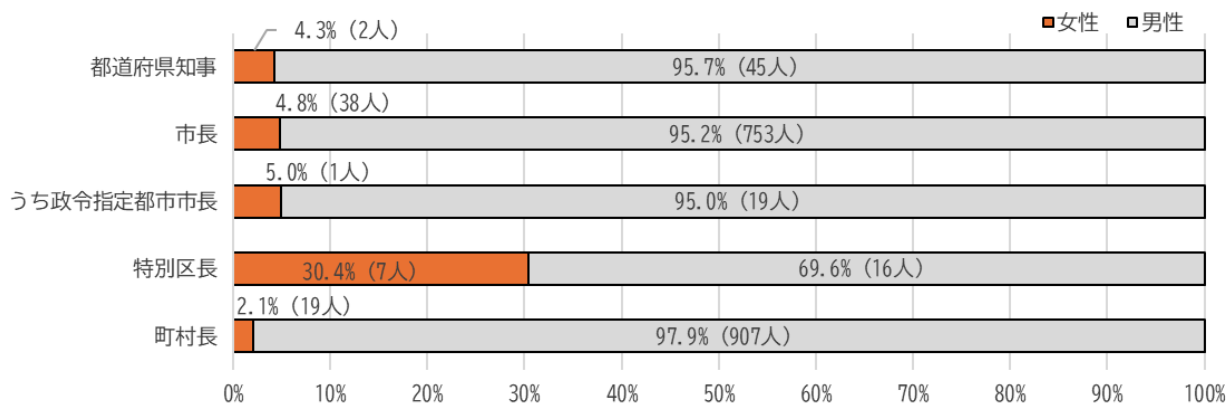
健康の観点では、女性の就業の増加、生涯出産数の減少に伴う月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などにより、女性の疾病構造が変化している。また、男性においても更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も指摘されており、それぞれの健康課題に関する理解の促進と支援の充実が求められている。

さらに、不妊治療を希望する人は増加しており、経済的負担の軽減や、治療と仕事の両立に向けた支援の必要性が高まっている。

(2) ジェンダーに関する現状

1) 意思決定への参画

① 地方公共団体の首長の男女比



資料：総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」（2024年）

地方公共団体の首長の女性割合は、特別区では約30%を示していますが、特別区以外では5%以下となっています。

② 地方議会議員の女性割合

| 順位 | 都道府県議会 | | 順位 | 市区議会 | | 順位 | 町村議会 | |
|----|--------|-------|----|-------|-------|----|-------|-------|
| | 都道府県 | 女性割合 | | 都道府県 | 女性割合 | | 都道府県 | 女性割合 |
| 1 | 東京都* | 33.1% | 1 | 東京都* | 35.0% | 1 | 大阪府 | 31.8% |
| 2 | 香川県 | 22.5% | 2 | 埼玉県* | 27.9% | 2 | 神奈川県 | 24.9% |
| 3 | 京都府* | 22.4% | 3 | 神奈川県 | 26.0% | 3 | 新潟県* | 22.3% |
| 4 | 岡山県* | 21.8% | 4 | 京都府* | 25.2% | 4 | 埼玉県* | 21.1% |
| 5 | 鹿児島県* | 19.6% | 5 | 大阪府 | 25.1% | 5 | 山口県* | 19.7% |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | 42 | 島根県* | 11.8% | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 43 | 愛知県* | 7.1% | 43 | 大分県* | | 43 | 富山県* | 9.3% |
| 44 | 愛媛県* | 6.7% | 44 | 熊本県* | 11.4% | 44 | 鹿児島県* | 9.3% |
| 45 | 福井県* | 5.9% | 45 | 秋田県* | 11.3% | 45 | 福井県* | 8.9% |
| 46 | 山梨県* | 5.6% | 46 | 石川県* | 11.1% | 46 | 山梨県* | 7.8% |
| 47 | 大分県* | 4.7% | 47 | 長崎県* | 9.4% | 47 | 青森県* | 5.8% |
| 全国 | 14.6% | | 全国 | 20.3% | | 全国 | 14.1% | |

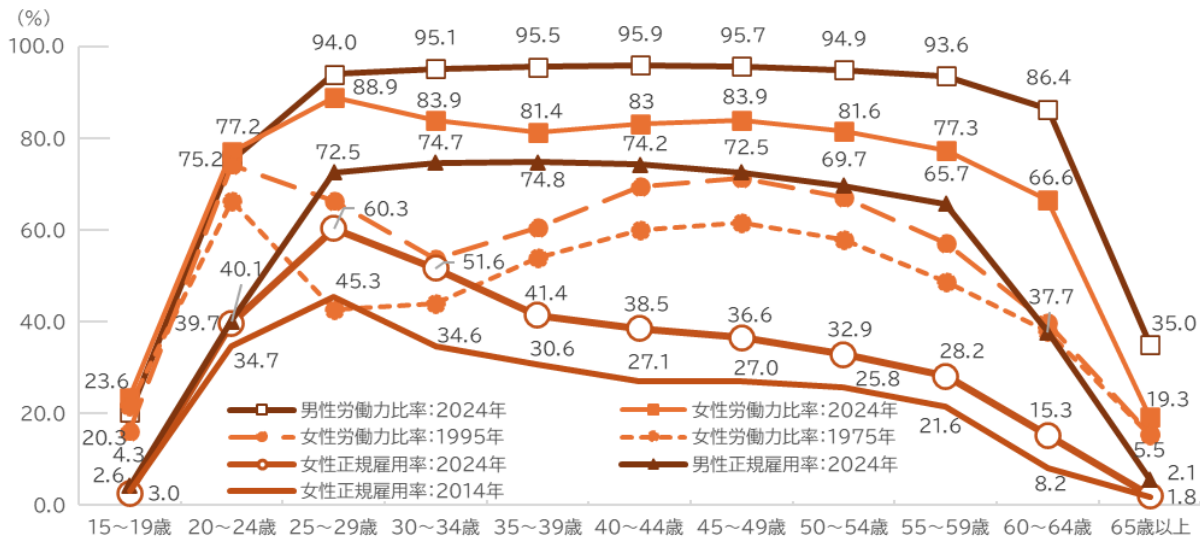
注：*は女性議員がゼロの市区町村議会がある都道府県

資料：総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」（2024年）

また、地方議会議員の女性割合は、市区議会では20.3%となっていますが、都道府県議会では14.6%に留まっています。212市区町村では、女性議員ゼロとなっています。

2) 労働と所得

① 年齢階級別労働力人口比率・正規雇用比率

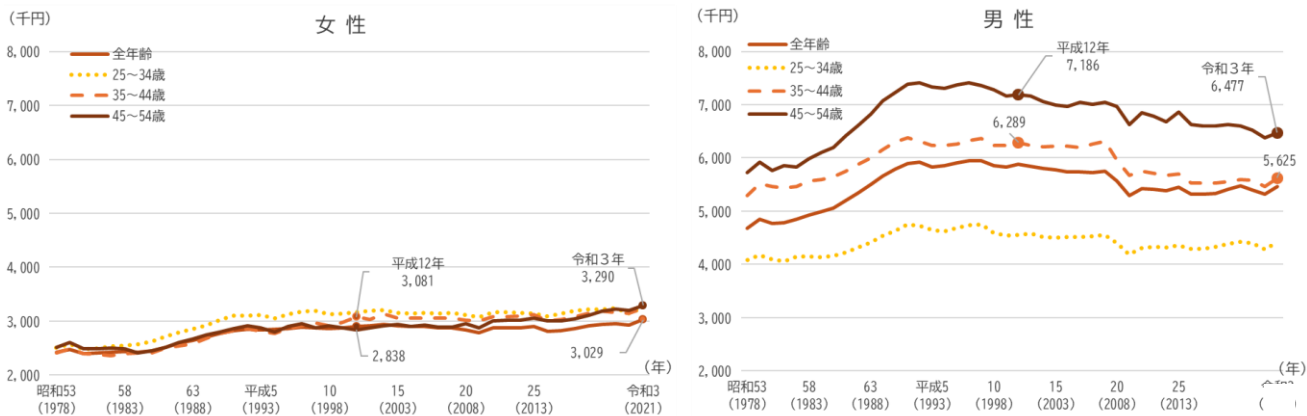


資料：総務省「労働力調査」

就業する女性が結婚、出産、育児により30代前後で減少する年齢階層別労働力比率のM字カーブは徐々に解消されています。

しかし、年齢階級別正規雇用率は、25~29歳の60.3%をピークに低下し、30代、40代などは非正規雇用が中心となる、いわゆる「L字カーブ」の状況がみられます。

② 平均給与（実質）の推移（男女別、年齢階級別）



資料：内閣府「令和5年度男女共同参画白書」※

男性が年齢の高まりとともに、平均給与額が上昇していくのに対し、女性ではその傾向が見られません。また、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査（2024年）」によると、男女間の賃金格差は縮小傾向にありますが、女性は男性の75.8%に留まっています。

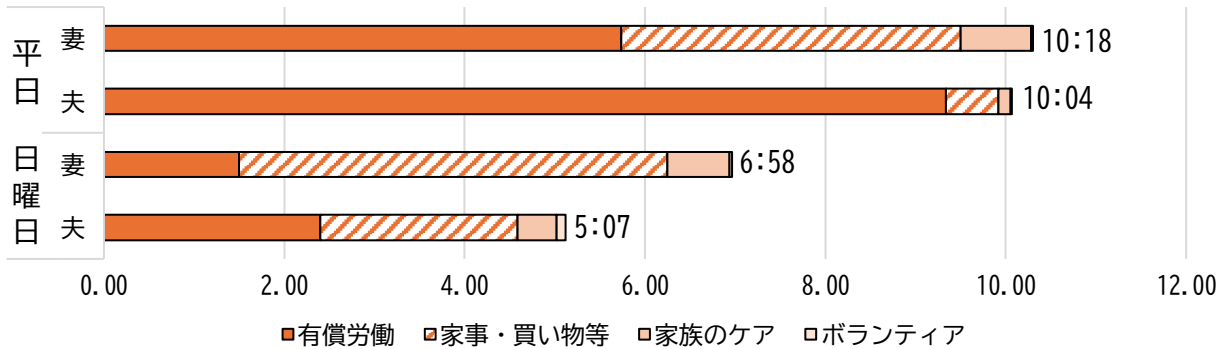
※（備考）：1. 国税庁「民間給与実態調査」より作成。

2. 1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与を令和2（2020）年基準の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で補正して作成。

3. 平均給与は、給与支給総額を給与所得者数で除したものの。

4. 給与支給総額は、各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。

③ 共働き夫婦の有償労働と無償労働の時間の差（平日・日曜日）



資料：総務省「社会生活基本調査」(2021年)

「有償労働」を見ると夫が妻を上回っていますが、一方で「家事・買い物等」や「家族のケア」を見ると妻が夫を大きく上回る状況となっています。

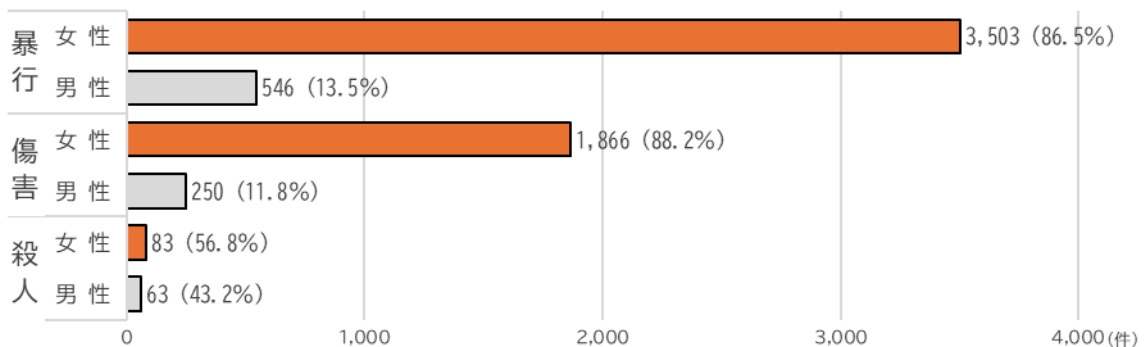
総じて、共働き世帯の有償労働と無償労働の時間の合計は妻の方が長い状況となっています。

3) ジェンダーに基づく暴力

暴力は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、暴力の根絶は男女共同参画社会の実現に向けた喫緊の課題です。

とりわけ、女性に対する暴力は、その背景に社会におけるこれまでの固定観念や偏見等が存在しており、それらを取り除いていくためには、男女間の格差を是正し、ジェンダー平等の意識を根付かせていくことが重要です。

① 配偶者間における犯罪の被害者の男女比・検挙件数

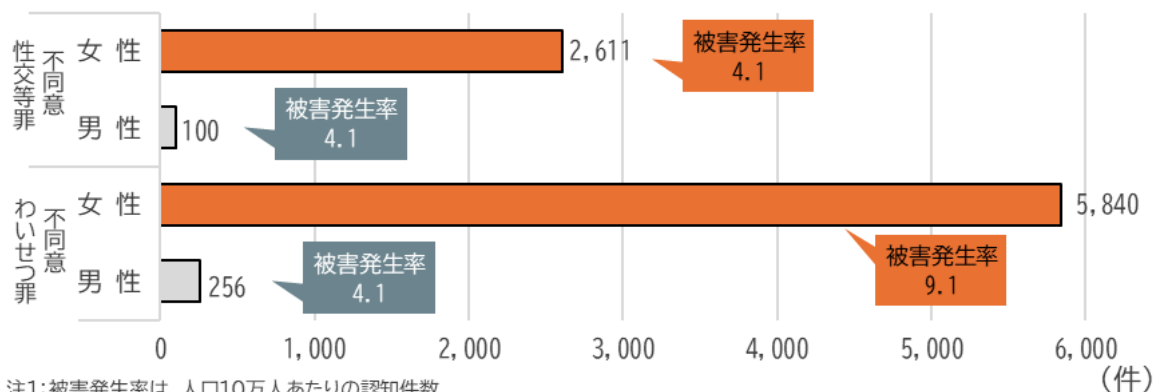


注：「配偶者」には、元配偶者、事実婚の関係にある交際相手を含む。

資料：警察庁「配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別 検挙件数」(2024年)

配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別検挙件数を見ると、暴行・傷害による被害者は、女性が9割となっています。

② 不同意性交等・不同意わいせつ認知件数・被害発生率



注1:被害発生率は、人口10万人あたりの認知件数

注2:2023年7月施行の刑法改正により「強制性交等罪」は「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪」は「不同意わいせつ罪」に罪名が変わった

資料：法務省「令和6年版犯罪白書」（2023年）

女性を被害者とする不同意性交等罪の認知件数は年間2,611件であり、不同意わいせつ罪は年間5,840件と、男性と比較すると圧倒的に件数が多い状況です。

(3) 国際的な潮流

1) 国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」

平成27年(2015年)9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)では、ゴール5として「ジェンダー平等の実現とすべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を掲げるとともに、これらはすべての目標達成に必要な不可欠な要素であることが明示されました。性別にかかわらず個人が能力を発揮し、活躍できる社会の実現が国際社会における重要な共通課題となっています。

2) 女子差別撤廃条約に基づく国際社会の動き

昭和54(1979)年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」に基づき、女子差別撤廃委員会(CEDAW)は各国の取組状況を定期的に審査し、勧告を行っています。日本に対する第9回政府報告の最終見解では、ジェンダー平等の実現に向けた課題が指摘されており、今後の第10回政府報告の審査動向も含め、国際的な視点を踏まえた取組みの推進が求められています。

3) 北京+30に向けた国際社会の動き

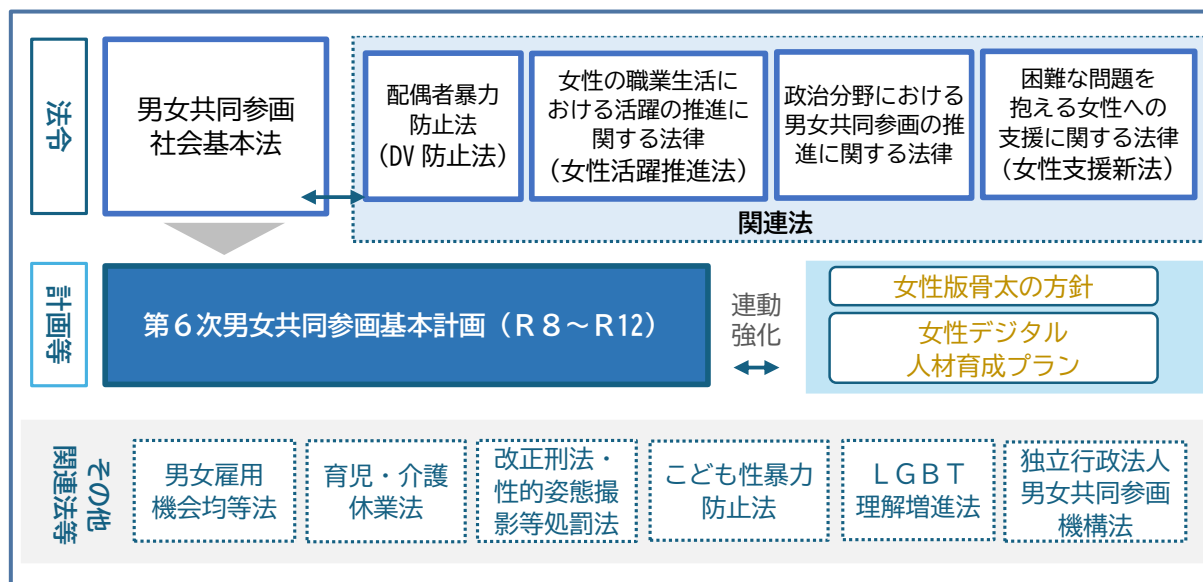
第4回世界女性会議において宣言・採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となっている「北京宣言・行動綱領」が、2025年に採択から30年を迎えたことを受け、令和6(2024)年11月に国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が開催され、アジア太平洋地域の取組のレビューが行われるとともに、令和7(2025)年3月の第69回国連女性の地位委員会(CSW)において、世界的なレビューが行われました。北京+30を契機に、ジェンダー平等の推進に向けた国際的な議論が改めて進められています。

4) デジタル社会の進展に伴う国際社会の動き

近年の国連女性の地位委員会(CSW)では、デジタル社会におけるジェンダー平等の推進が重要な議題として取り上げられています。令和5(2023)年の第67回会合においては主要テーマとされ、デジタル社会の構築にジェンダーの視点を反映する必要性が示されるとともに、オンライン上の暴力やデジタル分野におけるジェンダーギャップなどへの対応の重要性が確認されました。また、G7やG20の首脳宣言においても、デジタル分野の男女格差の是正や女性の経済参画の推進が課題として確認されており、デジタル社会の進展に対応したジェンダー平等の推進が国際的に求められています。

(4) 国の動き

1) 国の法令・計画等の状況



2) 国の法令

●男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会基本法」は男女が社会の対等な構成員として、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すために平成11（1999）年6月に公布・施行されました。基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つが掲げられています。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、独立行政法人男女共同参画機構の役割や連携及協働の促進、人材の確保等について一部改正がありました。また、合わせて、「男女共同参画センター」の運用等について新たに附帯決議が付されています。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は平成27（2015）年に制定され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことが事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が令和7（2025）年6月11日公布、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました。（令和7（2025）年12月23日公布・告示）これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けることとしました。

●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するための法律として、平成30（2018）年5月に公布・施行されました。

その後、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れており、男女問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境を整備するため、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）の明記やセクハラ・マタハラ等への対応を新設するなど、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3（2021）年6月16日公布・施行されました。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行されました。改正の主な内容は、被害者へのつきまとい等を禁止する命令を発令する制度である保護命令制度の拡充として、精神的な暴力への対象拡大や、子どもへの接近禁止期間の伸長などが定められたほか、違反への刑罰化が加わりました。また、国の基本方針や都道府県の計画に「関係機関の連携協力」「被害者の自立支援のための施策」について明記することや協議会の法定化も規定されました。

さらに、令和7（2025）年12月30日から施行された接近禁止命令等の禁止行為の追加では、GPS機器等（位置情報記録・送信装置）及び紛失防止タグによる位置情報無承諾取得が禁止行為の対象となりました。

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行されました。性的な被害や家庭・地域社会との関係性や状況、その他の事情により困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための法律で、従来の売春防止法から婦人保護事業を抜き出し刷新したものです。また、国の基本方針を踏まえ、都道府県には施策計画の作成が義務づけられ、市町村には努力義務が定められています。

3) 国の計画等

●第6次男女共同参画基本計画の策定（計画期間 令和8年～12年）

国では「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和8（2026）年3月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第6次計画では、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）」の実現のため、令和7（2025）年に改正された「女性活躍推進法」に基づく情報公表の取組みの充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、令和6年能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組みなどを強化しながら取組むとしています。また、EBPMの観点を踏まえた、成果目標の達成状況や取組みの進捗状況の点検を引き続き行って行くことを重要としています。

●女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

本方針は、女性活躍・男女共同参画の取組みを加速するために、毎年6月をめどに政府決定し、各府省の概算要求に反映されます。

「女性版骨太の方針2025」は、「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。」として次の5つの方針が掲げられています（Ⅰ 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり、Ⅱ 全ての人希望に応じて働くことができる環境づくり、Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大、Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現、Ⅴ 女性活躍・男女共同参画の取組みの一層の加速化）。

4) その他男女共同参画に関する各種法制度の整備

●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（雇用機会均等法）

働く人が性別に関係なく、平等に機会を得て待遇を受けられるようにするための法律で昭和60（1985）年に制定、その後も時代に合わせて改正されてきました。

令和7（2025）年6月11日公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」では、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講じています。

●育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

育児・介護休業法は、仕事と育児・介護の両立を支援し、労働者が家庭生活と仕事を両立しながら働き続けられる環境を整えるための法律で、令和6（2024）年5月に改正され、令和7（2025）年4月1日から段階的に施行されています。改正では、子の看護休暇の見直し、介護離職防止の強化、養育両立支援休暇の新設など、子育て世代への支援がさらに強化され、柔軟な働き方が義務付けられています。

●刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的姿態撮影等処罰法

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的姿態撮影等処罰法」が令和5（2023）年6月に成立、同年7月13日から段階的に施行されました。

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」は、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪、公訴時効期間の延長の改正、16歳未満の者に対する面会要求等の罪、聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則が新設されました。

「性的姿態撮影等処罰法」は、性的姿態等撮影罪など、性的姿態等の画像などの複写物の没収、押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄など、これまで「迷惑行為防止条例」で各自治体が対応していたことが全国一律で厳罰化されました。

●ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー事案の実情を踏まえ、令和7（2025）年12月10日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布、同年12月30日から段階的に施行されました。紛失防止タグの悪用、職権警告の創設、被害者への援助、情報提供の禁止などが追加され、迷惑行為を規制し、違反者には警察による警告や公安委員会の禁止命令が出され従わない場合は拘禁刑や罰金など罰則が強化されました。

●学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）

令和7（2024）年6月に成立した「こども性暴力防止法」は、児童への性暴力を防ぐため、子どもと接する業務に従事する者に対し、特定性犯罪前科の有無を確認する安全確保措置を義務付けるものです。施行は令和8（2026）年12月25日となっています。

●性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5（2023）年6月23日に公布・施行されました。誰もが性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現を目的としています。また、国、地方公共団体及び事業者等は知識の普及や相談体制の整備について努めることが定められています。

●独立行政法人男女共同参画機構法

令和7（2025）年6月に公布、令和8（2026）年4月1日に施行された法律で、国立女性教育会館（NWE C）を改組し、「独立行政法人男女共同参画機構（J G E P A（ジーパ）」を新設、女性の経済的自立や地方での参画を支援する「ナショナルセンター」として、地域センターの連携強化や研修提供を行います。男女共同参画促進施策の推進を図り、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的としており、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と位置づけられ、地方公共団体には、そのための機能を担う体制を確保する努力義務が課されました。

(5) 都の動き

1) 東京都の条例・計画等の状況



2) 東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方について (答申)

次期計画に向けては令和8(2026)年4月に答申がとりまとめられ、引き続き自らが希望する生き方を選択できるという視点を軸に「自分らしく生きていく」「女性がいきいき働ける」「ささえる、ひろめる」「配偶者暴力対策」を方向性として位置付けています。

3) 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

多様な性への理解を深め、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として、令和4(2022)年11月1日より東京都パートナーシップ宣誓制度の運用が始まりました。

4) 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

(計画期間 令和5年度~令和9年度)

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を踏まえ、「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が令和5(2023)年3月に策定されました。「東京都パートナーシップ宣誓制度」が正式に位置づけられたほか、相談体制や連携などの面で強化された計画となっています。

5) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

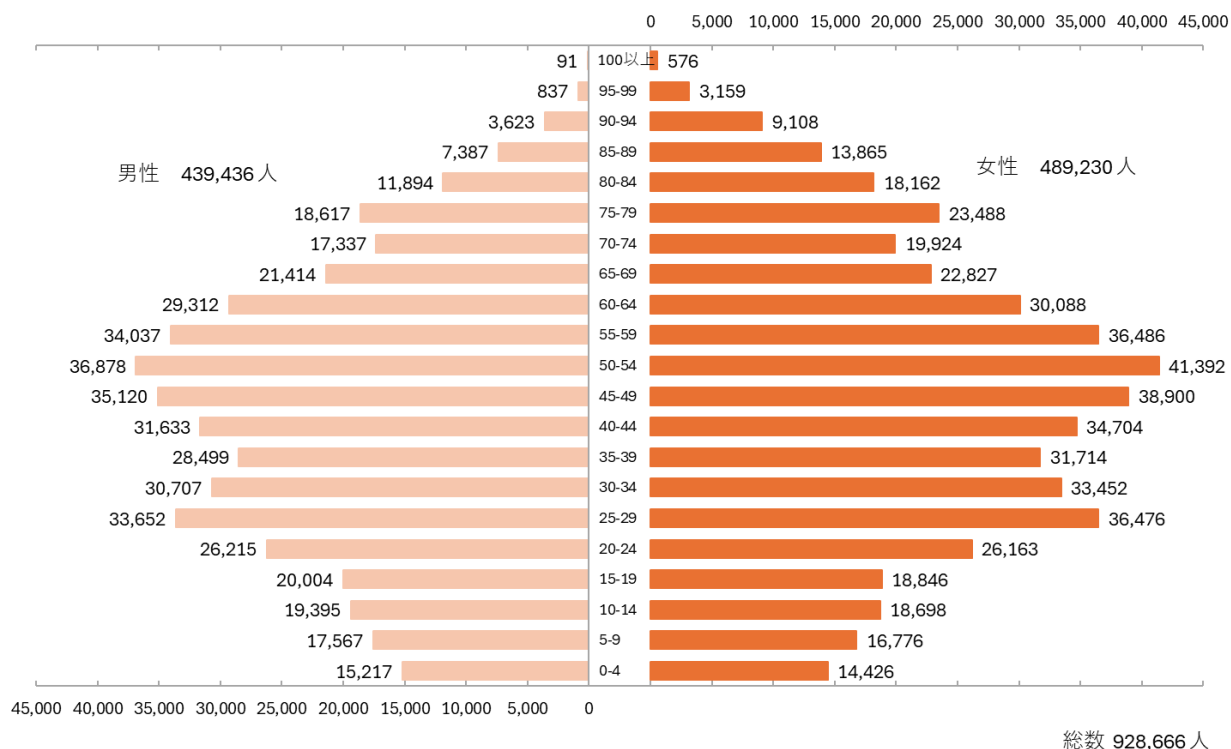
(計画期間 令和6年度~令和10年度)

東京都では、国の「困難女性支援法」及び「基本的な方針」の内容を踏まえ、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画」を令和6(2024)年3月に策定しました。本計画では、対象者の把握から地域での自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供するとともに、本人の意思や意向を最大限尊重した支援の実施、同伴児童へのサポートの強化、困難な課題を抱える若年女性への支援、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進に取り組むことが明記されています。

2 世田谷区を取り巻く状況

(1) 区の現状

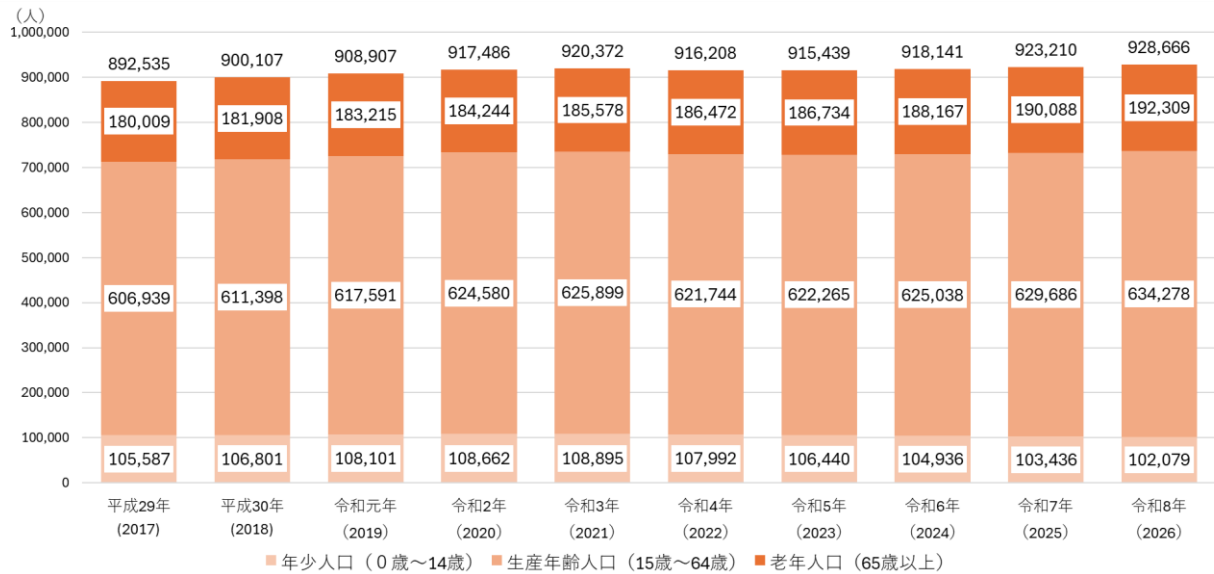
1) 年齢別人口構成図（世田谷区）



資料：住民基本台帳 令和8年1月1日現在

令和8年1月1日現在、総人口は928,666人、男性は439,436人、女性は489,230人となっています。年齢別の人口構成を見ると、男女ともに50-54歳が最も多く、次いで45-49歳となっています。

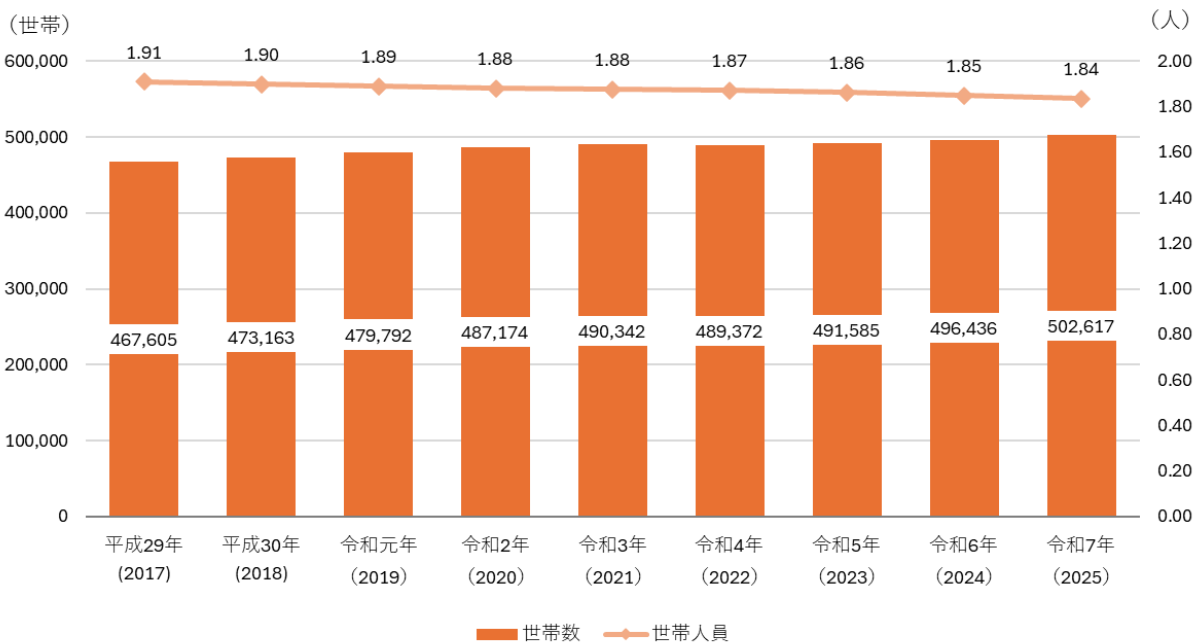
2) 年齢3区分別人口の推移（世田谷区）



資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

年齢3区分別人口の推移を見ると、老年人口は毎年微増、生産年齢人口も増加傾向で推移しています。一方、年少人口は令和3年をピークに減少しています。

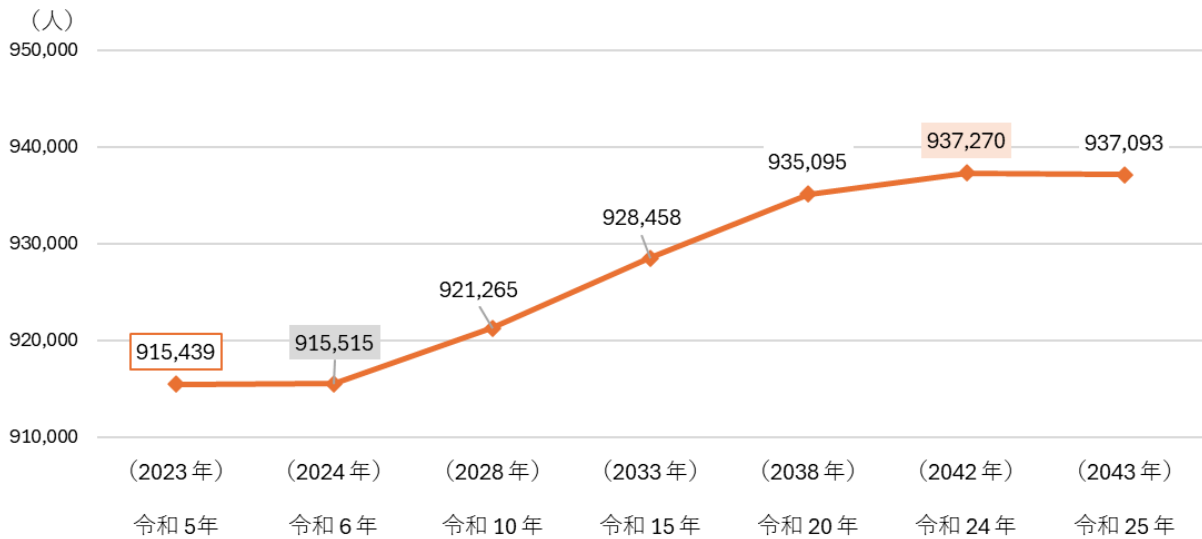
3) 世帯数および世帯人員の推移（世田谷区）



資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

世帯数は増加傾向で推移しています。一方、世帯人員は毎年微減で推移しています。

4) 将来推計人口（世田谷区）



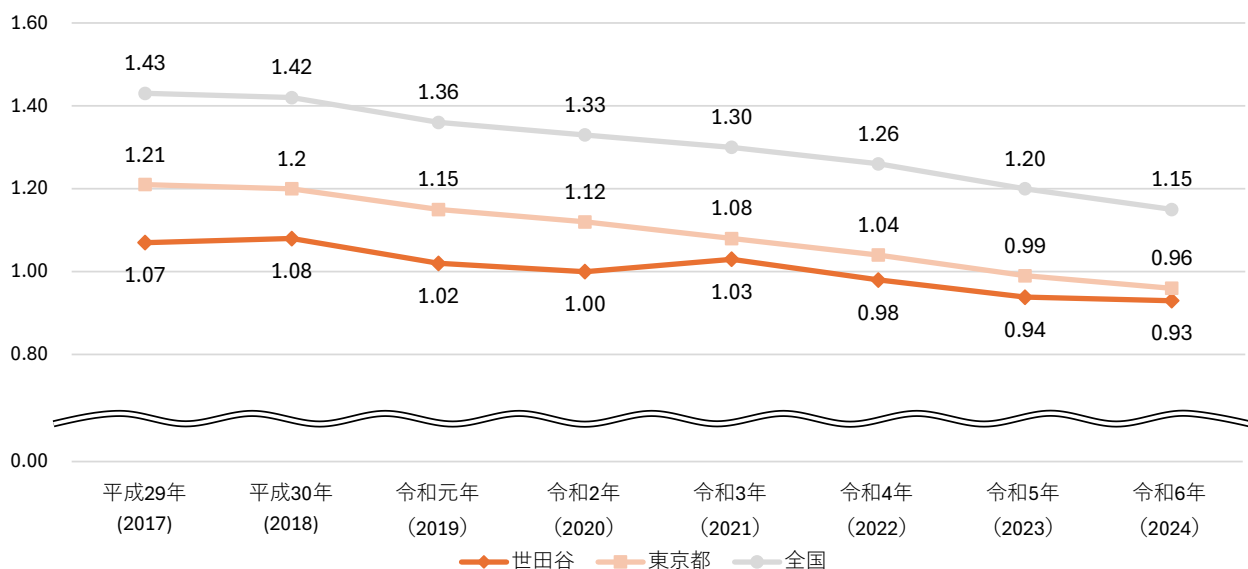
資料：世田谷区将来人口推計（令和5年7月）※

将来人口推計（中位推計）を見ると、長期的な推計人口の最大値は令和24年（2042年）の937,270人で、その後はゆるやかに減少に転じる予測となっています。

※参考：世田谷区将来人口推計より課題・傾向の抜粋

- ・コロナ禍を経て人口は回復し、令和7年7月現在ですでに令和10年の推計人口を上回る。
- ・人口規模は23区で最大で、今後もこの傾向は続くと考えられる。
- ・転入、転出の状況から、30歳以降の人口の転出超過が課題。15～29歳で転入（進学・就職など）してくる人口が、結婚・出産や住み替えのタイミングで転出していると考えられる。

5) 合計特殊出生率の推移（世田谷区・東京都・全国）



資料：世田谷区/世田谷区オープンデータカタログ、東京都/人口動態統計、国/人口動態統計 各年1月1日現在

世田谷区の合計特殊出生率は全国、東京都より低い数値で推移しています。令和3年にやや増加したものの、令和4年に1を切った以降は減少で推移、令和6年は0.93となっています。

(2) 区の動き

1) 世田谷区ファミリーシップ宣誓の運用開始

多様な家族のあり方を尊重するため、性的マイノリティカップルの子どもや親を含め宣誓することができる「世田谷区ファミリーシップ宣誓」を令和4（2022）年11月1日から開始しました。「世田谷区パートナーシップ宣誓」の取組みと併せ、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として実施しています。

2) 世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の策定 (方針の期間 令和7年度～令和8年度)

国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定しました（令和6（2024）年4月施行）。これを受け区では、国から求められる支援の内容等に基づき、区の女性相談支援の窓口はもとより、各部署で行っている事業について、女性への支援の視点から初めて現状や課題をまとめるとともに、今後の女性支援の方向性を示すため、令和7（2025）年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本的方針」という。）」を策定し、取組みを推進しています。

3) 世田谷区犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害に遭った方とその家族等の早期回復や生活再建に向けた支援を実施するため、令和7（2025）年4月に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」を制定し、運用方針を策定しました。

条例及び運用方針に基づき、庁内の関係所管課や関係機関と連携しながら、相談支援、経済支援、居住支援、日常生活支援などを行っています。

3 策定に向けた検討

(1) 後期計画の評価と今後の課題

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定にあたり、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」の指標及び施策の推進状況を確認し、各課題の今後の課題を整理しました。

※【指標の評価】のアンダーライン は良好な評価 は要改善の評価

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

【指標の達成状況】

| No. | 指標 | 目標 (令和8年度) | 後期計画策定時 の実績 | 直近の実績 |
|-----|--|--------------------|---|---|
| 1 | 区の審議会等の女性の占める割合 | 40%以上 | 令和3年度 4月1日現在 34.7% | 令和7年度 4月1日現在 35.5% |
| 2 | 庁内の管理監督的立場(部長・課長級及び係長級)の女性の占める割合 | 40%以上 (管理職：30%) | 令和3年度 4月1日現在 38.4% (管理職：18.9%) | 令和8年度 4月1日現在 41.8% (管理職：25.0%) |
| 3 | 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合 | 85%以上 | 令和元年度 81.5% | 令和6年度 87.0% |
| A | 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数 | 150件 | 令和3年度 (12月28日時点) 73件 | 令和8年度 (R8年6月5日時点) 130件 |

【指標の評価】

- 「区の審議会等の女性の占める割合」「庁内の管理監督的立場の女性の占める割合」は、第二次プラン策定時より増加しているものの、目標値には達していません。
- 「固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合」は、第二次プラン策定時より増加傾向にあり、目標値を上回ります。
- 「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数は、後期計画策定時より伸びているものの、目標値を若干下回ります。

【今後の課題】

- これまでの取組みにより、男女共同参画に関する意識は一定程度浸透してきました。一方で、固定的な性別役割分担意識や従来型の働き方慣行は依然として社会に根強く残っており、個人の生き方やキャリア選択に影響を及ぼしていると考えられます。
- 引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みを実施していくとともに、政策・方針決定過程における女性の参画促進について庁内や事業者に対し、継続的に呼び掛けていくことが重要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

【指標の達成状況】

| No. | 指標 | 目標 (令和8年度) | 後期計画策定時 の実績 | 直近の実績 |
|-----|---|--|---|---|
| 4 | 区内事務所におけるポジティブ・アクションの認知度 | 80% | 令和2年度 40.7% | 令和7年度 44.0% |
| 5 | 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合 | 35% | 令和元年度 24.4% | 令和6年度 23.8% |
| 6 | 町会・自治会長における女性の割合 | 20% | 令和3年度 4月1日現在 16.0% | 令和8年度 4月1日現在 19.4% |
| B | 両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数・参加率 | 平日 1,070人(45.0%) 休日 2,000人(50.0%) | 令和元年度 平日 694人(32.7%) 休日 1,345人(49.6%) | 令和7年度 平日 554人(47.8%) 休日 1,373人(49.6%) |
| C | ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合 | 20.0% | 令和2年度 14.8% | 令和7年度 20.0% |

【指標の評価】

- 「区内事務所におけるポジティブ・アクションの認知度」は若干上がっているものの、40%台で留まっており、目標の80%の半分程度の認知度となっています。
- 「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」は20%で推移しており、目標の35%は達成できていません。
- 「町会・自治会長における女性の割合」は上昇しており、あとわずか目標の20%を達成します。
- 「両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数・参加率」は、参加人数は減少していますが参加率で見ると、平日は増加し目標値を上回っています。一方で休日の参加率は横ばいとなっています。
- 『ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合』は第二次プラン策定時以降、順調に実績値を上げていき目標値に到達しています。

【今後の課題】

- 就労形態やライフスタイルの多様化が進む中で、誰もが自分らしい生き方やキャリアを選択できる環境整備が求められています。そのため、事業者へ働き方や職場環境の整備を働きかけていくことが必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に向け、事業者・区民に対し考え方の普及を継続するとともに、事業所への情報発信に工夫が求められます。

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

【指標の達成状況】

| No. | 指標 | 目標 (令和8年度) | 後期計画策定時 の実績 | 直近の実績 |
|-----|--|---------------------|------------------------------|------------------------------|
| 7 | DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合) | 60% | 令和元年度 30.7% | 令和6年度 42.4% |
| 8 | 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合 | 80% | 令和元年度 54.0% | 令和6年度 65.5% |
| 9 | デートDVの出前講座実施校数 | 中学校：10校 高等学校：10校 | 令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校 | 令和7年度 中学校：1校 高等学校：0校 |
| C | 区職員へのDV防止研修の実施回数・参加人数 | 実施回数：2回 参加人数：80人 | 令和2年度 実施回数：1回 参加人数：40人 | 令和7年度 実施回数：1回 参加人数：55人 |
| E | パワーハラスメント防止対策義務化の認知度 | 90.0% | 令和2年度 57.9% | 令和7年度 73.3% |

【指標の評価】

- 「DV防止法の認知度」は増加傾向ではありますが、目標の60%には達していません。
- 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」との考え方は浸透してきていますが、目標の80%には達していません。
- 「デートDVの出前講座実施校数」については、令和6年度は中学校から申込が1件あったのみで、目標値には達していません。
- 「区職員へのDV防止研修の実施回数・参加人数」について、研修を1回実施し、参加人数は目標値に達していません。
- 区内事業所の「パワーハラスメント防止対策義務化の認知度」は増加していますが、目標値は達成していません。

【今後の課題】

- DVや性暴力、ハラスメントに関する認知は一定程度進んでいるものの、区民一人ひとりの理解には十分結びついておらず、依然として課題が残されています。
- 潜在化し相談につながらない事案もあるため、関係機関の連携により早期発見から支援につなげるまでの仕組みづくりの強化をしていく必要があります。また、児童虐待や生活困窮など課題が複合化・多様化していることから相談員のスキル向上が求められています。
- 今後は、困難な状況にある女性に対し、ニーズに応じた適切な支援が行われる体制を充実させ、自立や生活の安定を促進することが求められています。

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

【指標の達成状況】

| No. | 指標 | 目標 (令和8年度) | 後期計画策定時 の実績 | 直近の実績 |
|-----|---|----------------------|--|--|
| 10 | がん検診の受診率 | 計画策定時の 実績以上 | 令和2年度 子宮がん 25.7% 乳がん 23.7% | 令和6年度 子宮がん 28.8% 乳がん 25.8% |
| 11 | ひとり親家庭の養育費相談の実施 | 計画策定時の 実績以上 | 令和2年度 7回 利用者数 30人 | 令和7年度 6回 |
| 12 | 「性的マイノリティ」という言葉 の認知度 | 90% | 令和元年度 88.8% | 令和6年度 94.7% |
| F | パートナーシップ宣誓の認知度 *R7企業の実績はパートナーシップ・ファミ リーシップの宣誓 | 区民：45.0% 企業：40.0% | 令和元年度 区民：30.4% 令和2年度 企業：26.5% | 令和6年度 区民：19.0% 令和7年度 企業：17.6% |
| G | 性的マイノリティへの人権施策等 が必要だと考えている人の割合 | 80.0% | 令和元年度 74.6% | 令和5年度 64.3% |

【指標の評価】

- 「がん検診の受診率」は第二次プラン策定時の実績値を上回っています。
- 「ひとり親家庭の養育費相談の実施」は第二次プラン策定時の実績以上を目標としていますが、後期計画策定以降に実施回数を見直したことにより、直近の実績は目標を下回っています。
- 「性的マイノリティ」という言葉の認知度は目標値を大きく上回り、95%と高い認知度となっています。
- 「パートナーシップ宣誓」の認知度は、対象者を拡大した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」となったことも影響し、低下傾向にあります。
- 「性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合」は直近の実績が最も低くなっています。

【今後の課題】

- 性的マイノリティ等に関する認知は着実に高まっているものの、理解の深化や当事者の置かれている状況、支援の必要性に対する意識にはばらつきが見られます。
- 「世田谷区パートナーシップ宣誓」そのものの認知に加え、その意義や目的に対する理解が十分に広がっておらず、名称の認知度の低下も見られることから、引き続き、性の多様性に対する正しい理解促進が求められます。
- 性差に起因する健康課題について、十分な理解や支援が行き届いていない状況もあり、社会における理解の促進が課題となっています。

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

【今後の課題】

- 各分野において施策の進展が見られる一方で、分野や対象によって、指標や成果に差が生じており、課題の把握と対応にばらつきがある状況です。このため、ジェンダー統計の活用や調査分析を行い、エビデンスに基づく政策形成（EBPM）の推進と成果の見える化、改善サイクルの強化を図ることが重要です。
- ジェンダー平等の取組みをより効果的に推進するための庁内体制の強化とジェンダー主流化の視点を全庁的に共有することが求められます。その前提として、職員のジェンダー平等に関する理解促進と意識向上が重要な鍵となります。また、職員が働きやすい職場環境の整備に向けて、各種休暇制度や勤務時間の是正管理についての周知を図っていく必要があります。
- 男女共同参画センター「らぷらす」を地域におけるジェンダー平等推進の核として機能充実を図るとともに、幅広い区民が参加・交流する機会の提供が求められています。
- 社会課題の複雑化に対応し、地域課題の解決を図るために、地域・事業者など多様な主体の協働が重要となります。

(2) プラン見直しの視点

(1)の指標の達成状況や今後の課題、また社会構造の動向やジェンダーに関する現状、国や都等の動きを踏まえ、プランの見直しを実施します。

1 意識の醸成から行動変容へ —自分らしい生き方の実現に向けた総合的推進—

- 区民への意識啓発から行動変容へとつなげる施策の強化
- ライフステージや個々の状況に応じた多様なライフデザインを描ける支援の推進
- 性別にとらわれず誰もが自分の個性や能力を発揮できるジェンダー平等社会の実現に向けた地域・事業者・行政の総合的な推進

2 人権尊重と安全確保を基軸とした支援の強化 —複雑化・深刻化する課題への対応—

- 暴力を容認しない意識づくりから被害者支援に至るまでの一体的な取組みの実施
- 若年女性、男性、性的マイノリティなど多様な対象を含む被害者支援の実施
- 関係機関との連携による実効性を備えた相談体制の充実
- 人権と尊厳が尊重され、あらゆる人が守られる社会の実現に向けた施策の推進

3 多様性の理解から包摂へ —尊重と支援を一体的に進める社会の構築—

- 性の多様性の理解促進にとどまらない、尊重と支援を一体的に推進する視点へ発展
- 生涯にわたるところと身体健康、権利を包括的に捉えた支援を推進
- 次世代を担う子ども・若者への働きかけを強化し、誰もが理解し尊重しあいながら尊厳をもって生きることができる社会の実現

4 施策の実効性を高める推進基盤の強化 —連携・見える化・体制強化—

- ジェンダー平等の視点に基づく推進体制の整備・強化と全庁的な主流化の推進
- 庁内の横断的な連携強化と多様な主体との協働の推進
- 施策の進行管理やジェンダー統計を活用した成果の見える化（EBPM）の強化に基づく、計画全体の実効性の向上

■プラン体系の見直し

第二次プランは4つの基本目標と推進体制から構成されていますが、よりシンプルにわかりやすい計画とするため、第三次プランでは3つの基本目標と推進体制へと体系を再整理しました。

また、時代潮流や区の現状などから新たに取り入れるべき課題を追加しながら、見直しの視点のもと、以下の体系としました。

| 第二次プラン体系 | 第三次プラン体系 |
|--|---|
| 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 | 基本目標Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進 |
| 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消 | 課題1 ジェンダー平等の意識醸成 |
| 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 | 課題2 性別や年齢にとられない多様なライフデザインの実現と支援 新規 |
| 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 | 課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 |
| 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 | 課題4 男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進 |
| 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現 |
| 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 | 課題5 暴力やハラスメント防止の啓発 |
| 課題6 防災・地域活動等への参画促進 | 課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援 |
| 基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築 | 課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実 新規 |
| 課題7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 | 課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 |
| 課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 | 基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進 |
| 課題9 暴力を容認しない意識づくり | 課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援 |
| 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築 | 課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進 新規 |
| 課題10 性差に応じたところと身体への健康支援 | 課題11 性差に応じたところと身体への健康支援 |
| 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり | 区の推進体制 |
| 課題12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 | 方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化 新規 |
| 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策 | 方策2 職員のジェンダー平等の推進 |
| 方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 | 方策3 多様な視点や連携による施策の充実 |
| 方策2 区職員の男女共同参画推進 | |
| 方策3 推進体制の整備・強化 | |

(3) 策定の経過

1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問及び審議

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月6日条例第15号）」第10条に基づき、区長の附属機関として設置されている「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に計画の策定にあたっての考え方について諮問を行いました。

また、同審議会の「男女共同参画推進部会」において、計画の内容について具体的な検討を進めるとともに、「多文化共生推進部会」とも検討状況の共有を行いました。

2) 庁内での検討体制

副区長を長とし、区の部長級職員で構成される「世田谷区男女共同参画推進会議」、課長級職員で構成される「世田谷区男女共同参画推進会議幹事会」に報告し、意見を聴取しました。また、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定検討にあたり、課長級職員で構成される庁内検討会と係長級職員で構成される作業部会も立ち上げ、具体的な内容の検討を行いました。

3) 世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」との検討

地域における男女共同参画の推進拠点である「らぷらす」において、区の現状と課題について意見交換するとともに、「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の内容について検討を行いました。

4) 男女共同参画に関する各種調査結果の活用

- ①世田谷区男女共同参画に関する区民意識・実態調査（令和6年度実施）
- ②区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査（令和7年度実施）
- ③世田谷区区民意識調査（毎年度実施）
- ④世田谷区職員の男女共同参画に関する意識調査（令和7年度実施）

第3章

計画の内容

1 計画の体系

| 基本目標 | 課題 |
|--|---|
| <p>基本目標Ⅰ</p> <p>ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進</p> | <p>課題1 ジェンダー平等の意識醸成</p> <p>課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援</p> <p>課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援</p> <p>課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進</p> |
| <p>基本目標Ⅱ</p> <p>あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現</p> | <p>課題5 暴力やハラスメント防止の啓発</p> <p>課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援</p> <p>課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実</p> <p>課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実</p> |
| <p>基本目標Ⅲ</p> <p>多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進</p> | <p>課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援</p> <p>課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の</p> <p>課題11 性差に応じたところと身体健康支援</p> |

区の推進体制

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

- 1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進
- 2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案
- 3 庁内推進体制の強化
- 4 審議会等の女性登用率の向上

方策2 職員のジェンダー平等の推進

- 1 庁内の管理監督的立場への女性の登用
- 2 職員の仕事と生活の両立支援
- 3 職員のハラスメントの防止
- 4 職員の多様な性に対する理解促進

施策

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり 3 多様な働き方の支援 4 地域活動への参画促進 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ 3 地域や防災分野における女性の参画促進 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画センター機能の強化 2 区民の学びと活動を促進する機能の充実 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり 2 デートDVの防止及びインターネット等に対するリテラシー向上の啓発 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 ニーズに応じた相談事業の実施 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 3 関係機関との連携を通じた支援の充実 4 被害者支援と児童虐待防止の連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 2 居場所の創出と生活力の向上支援 3 関係機関や民間団体との連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 相談窓口の周知と被害者支援 2 国や都、関係機関との連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 3 安心して働くための事業者への啓発 4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み 6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 多様なライフデザインを描くための健康支援 2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進 |

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

- 1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ
- 2 国や都、他自治体との連携強化
- 3 ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力



基本目標 I

ジェンダー平等社会の実現に
向けた総合的な取組みの推進

基本目標 I

ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進

- ◇「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。
- ◇世田谷区においても「世田谷区基本計画」では「多様性の尊重」を掲げ、一人ひとりが自分らしく生き、全ての人々が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶を目的としています。
- ◇一人ひとりが性別にとらわれることなく、自分らしいライフデザイン*を描き、個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

課題・施策の体系

| 課題 | 施策 |
|---------------------------------------|--|
| 課題1 ジェンダー平等の意識醸成 | 1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発 |
| 課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 | 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり 3 多様な働き方の支援 4 地域活動への参画促進 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援 |
| 課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 | 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ 3 地域や防災分野における女性の参画促進 |
| 課題4 男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進 | 1 男女共同参画センター機能の強化 2 区民の学びと活動を促進する機能の充実 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携 |

*ライフデザイン：将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理する事で、自分にとって納得できる生き方を見つける方法のこと。

現状把握指標

| 指標名 | 令和6年度 |
|--|-------|
| 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合 （「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する）の否定派の割合） | 87.0% |

成果指標

| 課題 | 指標名 | 現状値 | 最終目標値 |
|----|------------------------|------------------|--------|
| | | | 令和13年度 |
| 1 | ジェンダー平等に関する理解が深まった人の割合 | 今年度取得 | 調整中 |
| 2 | 調整中（子育て支援に関する指標など） | | |
| 2 | 将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 | 小学生 | 小学生 |
| | | 80.5% (令和6年度) | 調整中 |
| | | 中学生 | 中学生 |
| | | 64.4% (令和6年度) | 70.0% |
| 3 | 調整中（女性活躍推進に関する指標など） | | |
| 4 | らぷらすサポーターのイベント等への参加人数 | ●● (令和7年度) | 調整中 |

重点事業

| 課題 | 事業名 | 掲載ページ |
|----|----------------------|-------|
| 1 | らぷらすフェスタの実施 | p. 44 |
| 1 | 学校出前授業の実施 | p. 45 |
| 2 | 区立小・中学校におけるキャリア教育の充実 | p. 58 |
| 2 | 調整中 | |
| 3 | 調整中 | |
| 4 | 区関係施設や地域活動団体等との連携 | p. 66 |

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

■現状と課題■

- 国においては、平成15年（2003年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げ、女性活躍推進に取り組んできましたが、経済、政治など未だ目標に達しない分野もあり、継続的な取り組みが求められます。
- 女性の活躍を阻害する要因として、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見、さらには社会制度・慣行の影響が挙げられます。特に、家事・育児・介護等の負担が女性に偏る傾向が強く、仕事とライフイベントの両立が困難な状況にあります。その結果、キャリア形成の遅れや中断を余儀なくされる状況が多く見られます。令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を否定する回答は約9割に達していますが、女性の否定割合は男性を9ポイント上回っており、男女間で意識の差が見られます。
- 一方、男性においても、家族を養う経済力が重視され、仕事優先とする固定的な性別役割分担意識による負担が依然として大きい状況にあります。多くの男性が「仕事」と「家庭生活」の両立を望んでいるにもかかわらず、実際には長時間労働や育児休業を取得しにくい職場環境などにより、その実現が困難となっている点が課題です。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みは、今後も継続していく必要があります。特に、次世代を担う若い世代への意識啓発が重要です。
- あわせて、事業者に対しても、意識啓発の促進及び働きやすい職場環境の整備に向けた働きかけが求められます。

* 固定的な性別役割分担意識：例えば「男性は仕事、女性は家庭（家事・育児・介護）」などといった性別を理由にして役割を分ける考え方のこと。

① 「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）に対する現況

| | （%） | |
|-------------------------|-------|-------|
| | 肯定派 | 否定派 |
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する | 12.8% | 87.0% |

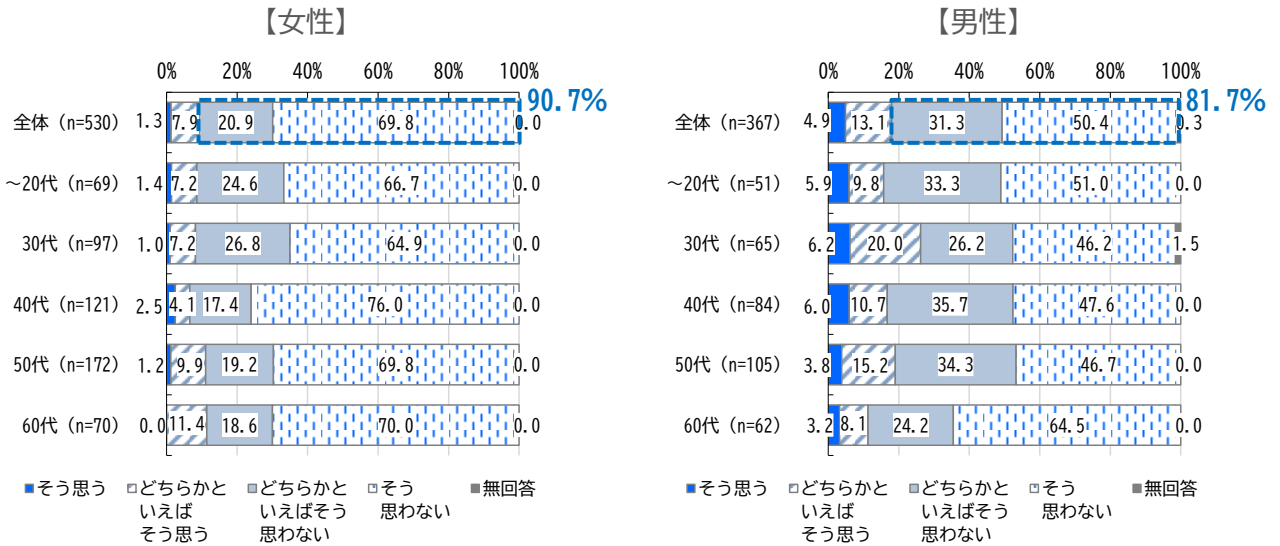
※灰地：多数派

※《肯定派》

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の両者を合わせた割合

※《否定派》

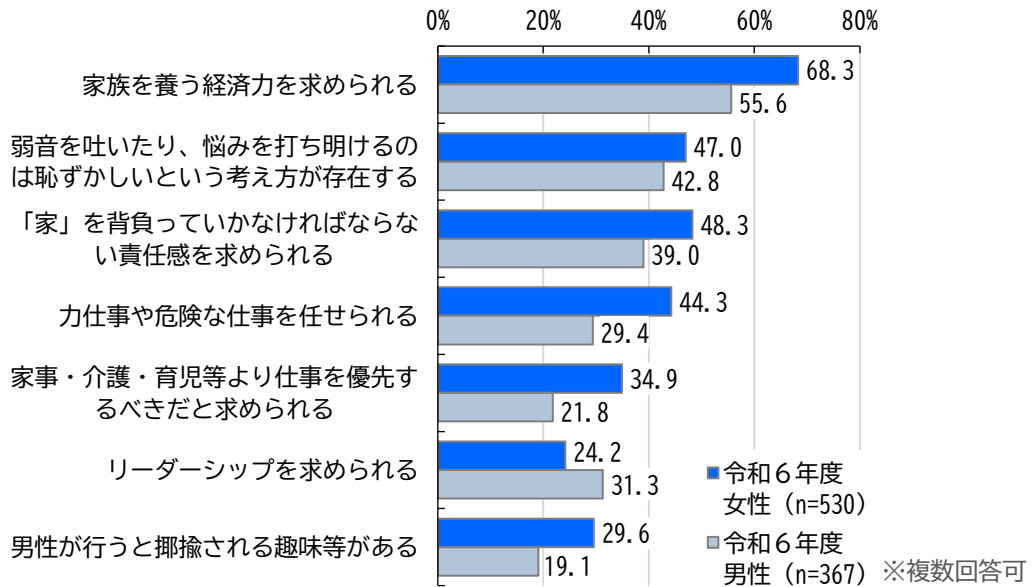
「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の両者を合わせた割合



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に対する《否定派》の割合は87.0%となっています。しかし、性別で比較すると、女性の《否定派》の割合は、男性を大きく上回っており、男女間で意識の差が見られます。

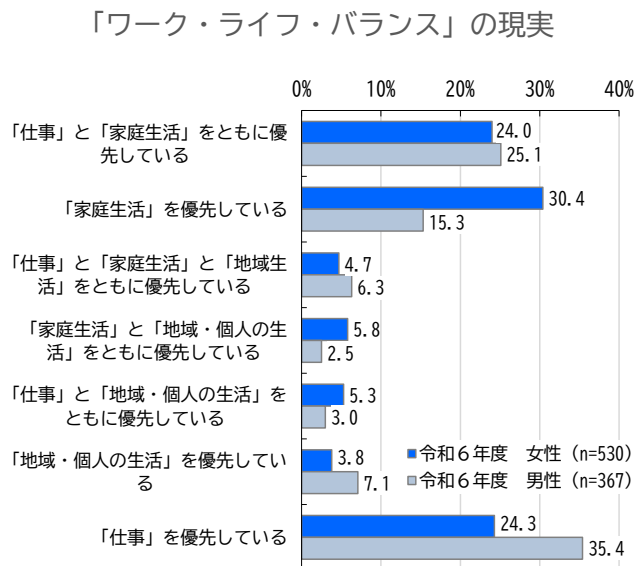
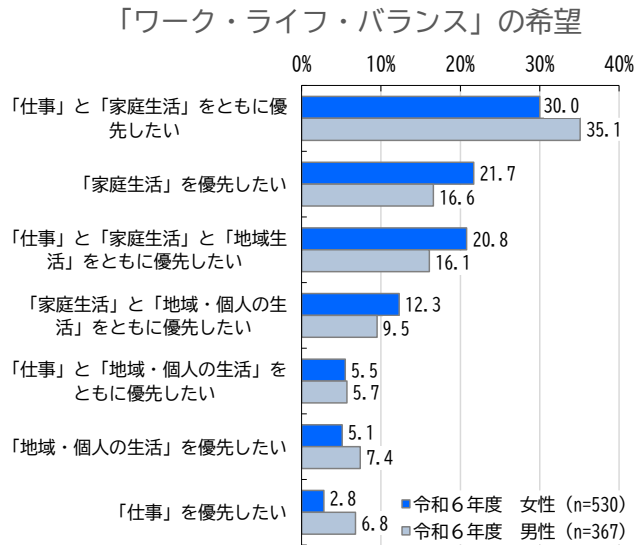
② 「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさ



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、男性は特有の負担感や生きづらさとして、「家族を養う経済力」や『「家」を背負っていかねばならない責任感を求められる』を挙げています。また、「弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する」と回答する割合も高い傾向にあります。こうした状況から、男性においても、固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な負担が存在するとともに、悩みを相談しにくい状況があることがうかがえます。

③ 「ワーク・ライフ・バランス」に関する希望と現実



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「ワーク・ライフ・バランス」に関する希望については、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』とする割合が最も高く、次いで『「家庭生活」を優先したい』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい』の順になっています。一方、現実の状況を見ると、女性は『「家庭生活」を優先している』、『「仕事」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』の順で割合が高く、男性は『「仕事」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、『「家庭生活」を優先している』の順となっており、男女ともに希望と現実の間に乖離がみられます。

■施策の方向性■

1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発

自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を引き続き行います。

2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発

子ども・若者が、性別にとらわれることなく主体的に将来を考え、自分らしい人生選択がえきよう、次世代を担うひとりとなるために、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた周知・啓発を行います。

3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

従業員が従来の慣行とらわれない、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方へ転換できるよう、個人への意識啓発に加え、事業者に対しても、固定的な性別役割分担意識の解消及びワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を行います。

■事業展開■

1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|---------------|----|----|----|----|----|--|
| 1-1 | 男女共同参画タウンミーティングの実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域におけるジェンダー平等を推進することを目的に、区民や地域活動団体等を対象としたタウンミーティングを開催します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-2 | らぷらすフェスタの実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | ジェンダー平等に関する様々な問題や社会課題をテーマに講演会を実施し、区民等の意識啓発を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らぷらすフェスタの実施回数</td> <td>1回 (令和8年度)</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | らぷらすフェスタの実施回数 | 1回 (令和8年度) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |
| | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| らぷらすフェスタの実施回数 | 1回 (令和8年度) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-3 | 男女共同参画理解促進講座の実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | ジェンダー平等に関する様々な問題や社会課題をテーマに講座を実施し、意識啓発を図るとともに、区民等の主体的な参加を促します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-4 | 情報誌「らぷらす」の発行 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | ジェンダー平等に関する様々な問題や社会課題について、区民等へ情報提供や周知・啓発を図ることを目的に発行します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-5 | 男女共同参画センター「らぷらす」におけるHP・SNS等、様々な媒体を用いた情報発信 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」において、HP・SNS等、様々な媒体を使用しながら、男女共同参画に関する情報発信を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 1-6 | 男女共同参画センター「らぷらす」における関連図書資料等の収集・提供 男女共同参画センター「らぷらす」において、男女共同参画に関する新着図書の紹介、ギャラリー展示、シネマサロン等により、周知・啓発を行います。 | 人権・男女共同参画課 |

2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2-1 重点 | 学校出前事業の実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」にて、小学校・中学校・高等学校を対象に、男女共同参画をテーマとし出前授業を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校出前授業の実施回数</td> <td>6回 (令和7年度)</td> <td>20回</td> <td>20回</td> <td>20回</td> <td>20回</td> <td>20回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 学校出前授業の実施回数 | 6回 (令和7年度) | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 学校出前授業の実施回数 | 6回 (令和7年度) | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 | | | | | | | | | |
| 2-2 | 男女平等教育等の人権教育の推進 「道徳」では男女平等や分け隔てない関わりを、「社会」では女性の人権について学習を行います。 | 教育指導課 | | | | | | | | | | | | | |
| 2-3 | 区立学校教職員を対象とした研修の実施 「若手教員育成研修」、「中堅教諭の資質向上研修」等の教員研修において人権課題について理解を深めます。 | 事業推進担当課 | | | | | | | | | | | | | |
| 2-4 | 家庭教育学級の実施 子どもの教育に関わる、家庭、学校、地域社会における様々な問題について保護者としての関わり方や解決方法などを学びあいます。 | 生涯学習課 | | | | | | | | | | | | | |

3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 3-1 | 事業者向けリーフレットによる周知・啓発 事業者向け啓発紙「Find Your Reiwa Model」により、事業者へジェンダー平等に関する周知・啓発を図ります。 | 人権・男女共同参画課 |

課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援

■現状と課題■

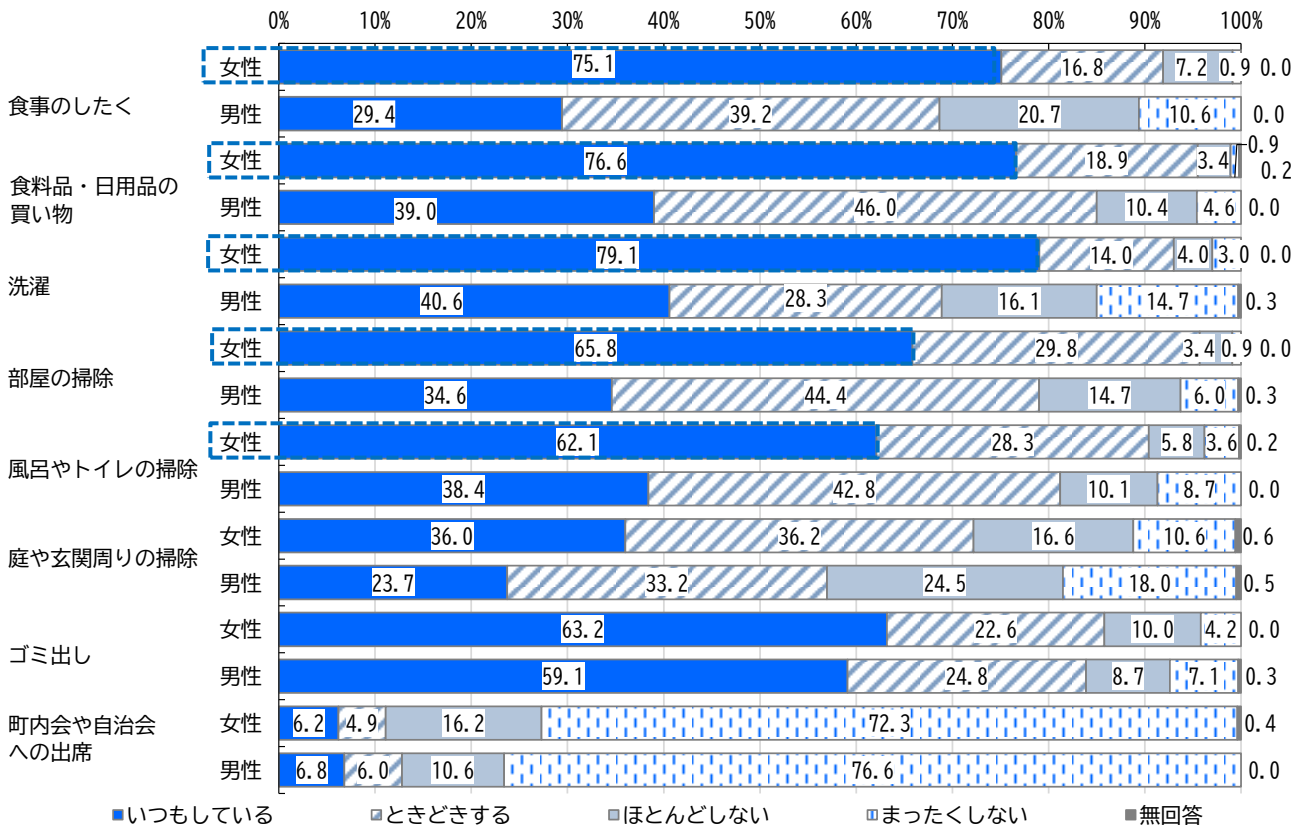
- 現在、我が国の総人口は少子高齢化により減少傾向で、平均寿命は男女ともに80歳を超えるとともに、死亡最頻値は女性92歳、男性88歳と、まさに人生100年時代を迎えています。また、高齢者の独居率が上昇するなど、社会状況が大きく変化する中、長期的な視点でライフデザインを考えていくことが重要となります。
- 共働き世帯の増加が進む中、ワーク・ライフ・バランスの実現には依然として課題が多く、家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向が見られます。令和6年度「区民意識・実態調査」によると、女性では「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」を望む回答が最も多くなっています。一方、男性では「長時間勤務の見直し」を求める回答が最も多く、育児休業制度についても「収入が減少する」ことを理由に利用を控える傾向が見られます。
- 高齢化の進展に伴い、介護に関する課題は増えています。特に50歳前後の世代においては、仕事と介護を両立するワーキングケアラー*となることや、離職を余儀なくされたミッシングワーカー*となるおそれが指摘されています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」において、「仕事の見直しや長時間労働の削減」が重要と考える事業者が5割を超えており、実際に約半数の事業者が取り組みを進めています。
- 個々の多様なワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、生活スタイルや雇用形態の多様化に対応し、多様な働き方を選択できる環境の整備が求められています。
- ひとり親家庭は、子育てと生計の役割をひとりで担っており、日常生活や収入等、様々な場面で困難に直面することがあります。地域で孤立することなく、安定した生活を送ることができる環境づくりを行う必要があります。
- また、女性や若者など様々な人材が地域活動に参画することは、多様性が尊重される地域社会の形成及び誰もが暮らしやすく、働きやすい地域づくりの推進につながります。
- 区民一人ひとりが、仕事や地域活動を通して能力や個性を発揮し、多様なライフデザインを実現できるよう、幼少期からのキャリア教育が必要です。あわせて、働きやすい職場環境の整備に向け、事業者の理解促進を図ることが重要です。

*ワーキングケアラー：家族や親族の介護をしながら、仕事をしている人のこと。

*ミッシングワーカー：求職活動をしないことにより、完全失業者数に含まれず、雇用統計などで把握できない（見えない）人のこと。

— 仕事と生活の両立の現況 —

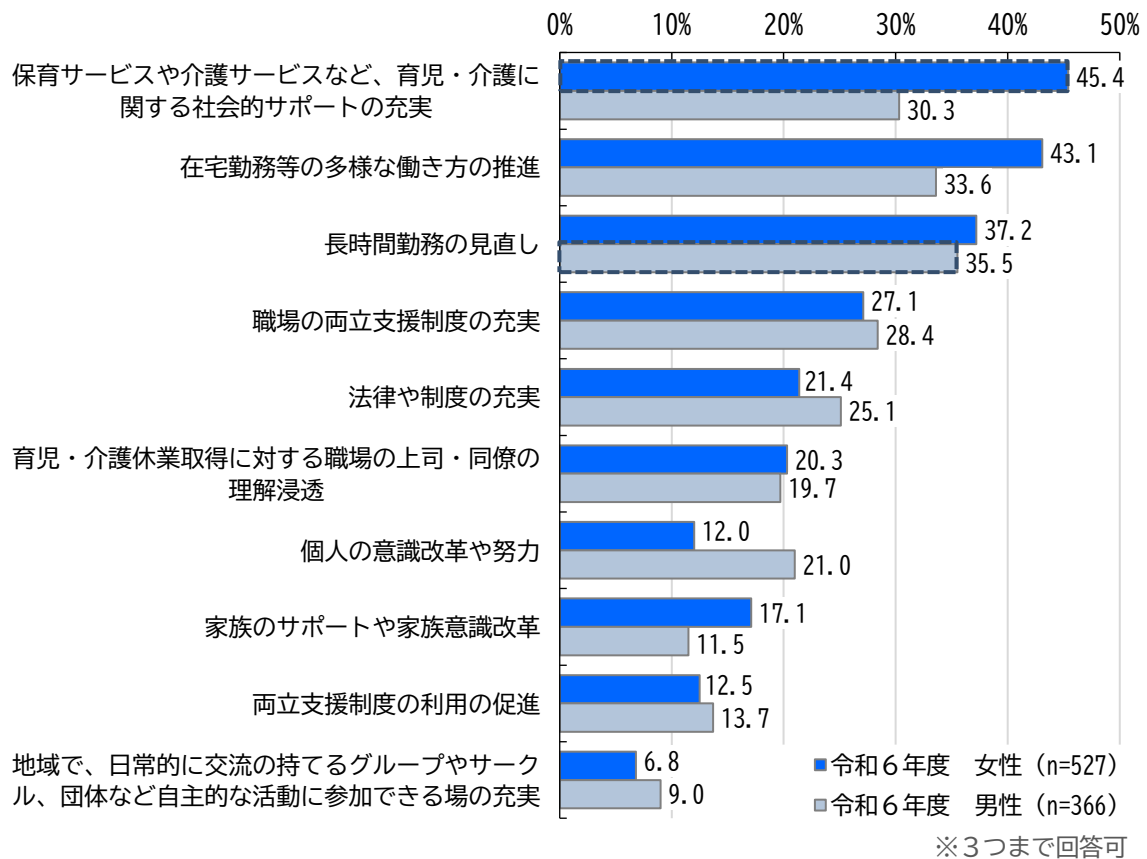
① 家事をいつもしている人の割合



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、家事を担っている人の割合について、「食事のしたく」「食料品・日用品の買い物」「洗濯」「部屋の掃除」「風呂やトイレの掃除」のいずれの項目についても、女性が担う割合が男性に比べて大きい傾向が見られます。男性が家事を行う割合は上昇しているものの、依然として女性が家事の大部分を担っている状況がうかがえます。

② 仕事と生活の調和を図る上で重要なこと



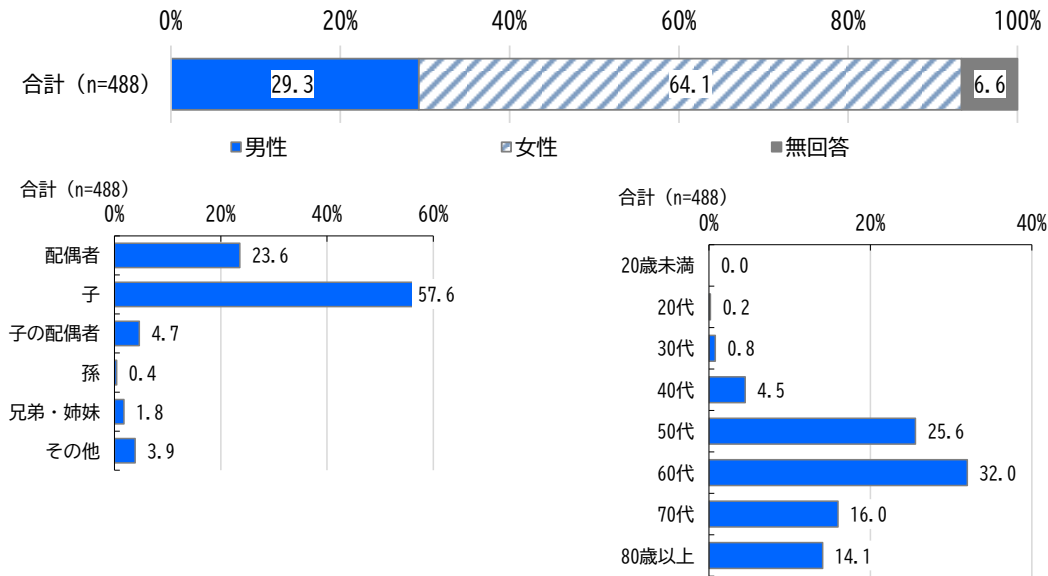
資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査（令和6（2024）年度）」

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、仕事と生活の調和を図る上で重要と考えられている事項について、女性では「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」が最も多く、男性では「長時間勤務の見直し」が最も多くなっています。

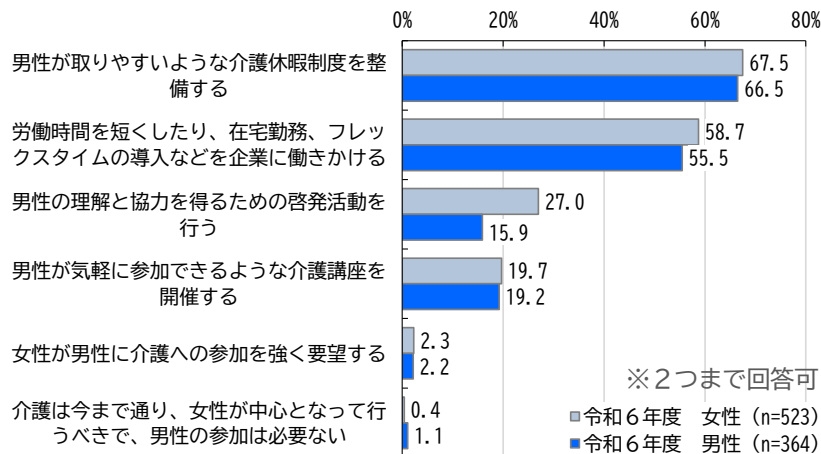
また、男性においては、心配事として「収入面の減少」、必要と思うこととして「長時間勤務の是正」を挙げる回答がみられます。これらの結果から、男女ともに、固定的な性別役割分担意識の影響を受けている状況がうかがえます。

このため、個人の意識にとどまらず、事業者に対する意識啓発の取組みに加え、制度の整備に向けた働きかけを行う必要があります。

③ 介護者と本人の関係及び介護者の性別と男性の介護への参加を進めるために必要なこと



資料：世田谷区「介護保険実態調査」（令和7（2025）年度）



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和7年度「介護保険実態調査」によると、主な介護者のうち配偶者が23.6%を占め、また、全体の64.1%が女性となっています。

さらに、家族介護者の62.1%が60代以上、50代も25.6%を占めており、仕事と介護を両立する、いわゆるワーキングケアラーとなっている状況がうかがえます。このような中、介護・看護を理由とした離職も一定数存在しています。

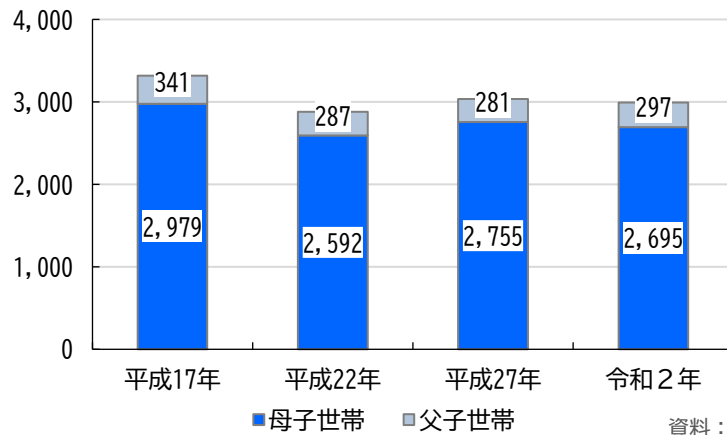
加えて、50代及び60代の家族介護者については、今後、老老介護へ移行する可能性も高いことが懸念されています。

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、男性の介護への参加を促進するために必要な取組みとして、「男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する」が最も多く上げられています。次いで、「労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業へ働きかける」が挙げられています。

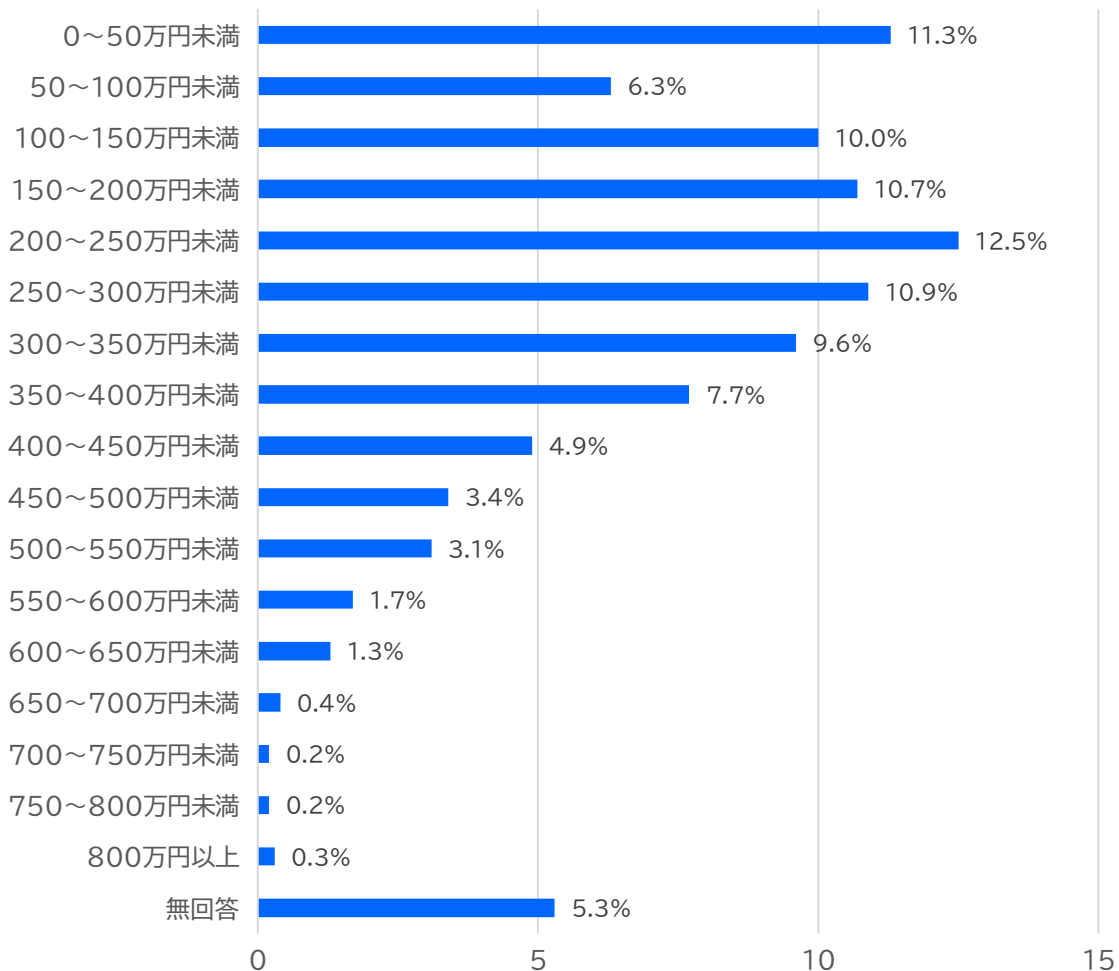
これらの結果から、介護においても、制度整備や柔軟な働き方の推進が求められている状況がうかがえます。

— ひとり親家庭の現況 —

④ 世田谷区におけるひとり親家庭の推移と年間世帯総収入



資料：総務省統計局「国勢調査」

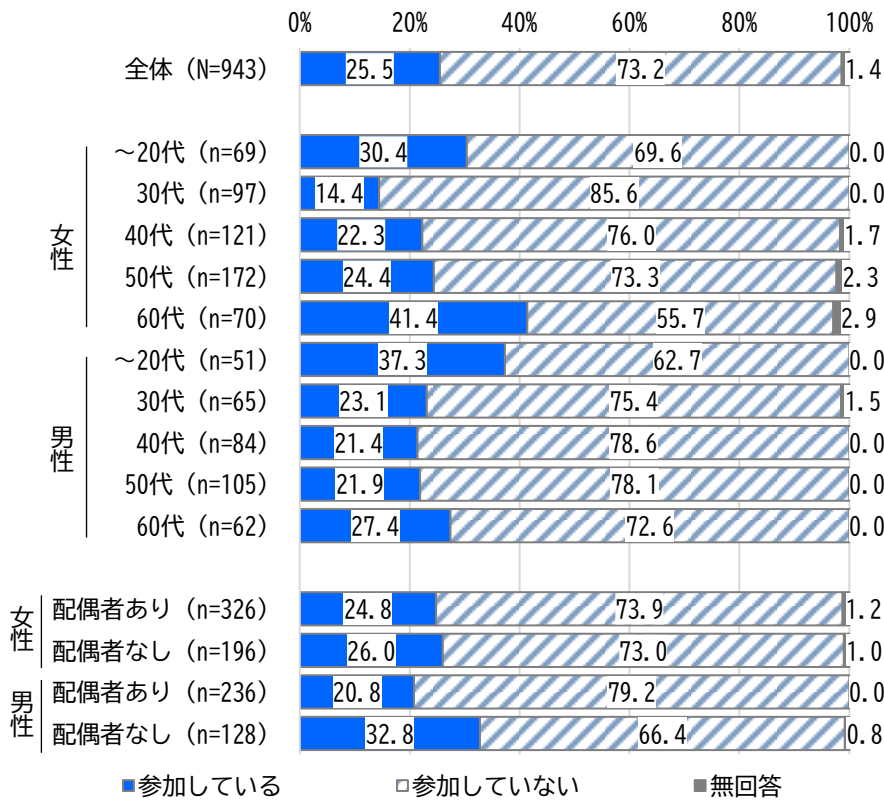


資料：世田谷区「ひとり親家庭等アンケート調査」(令和5(2023)年度)

令和5年度「ひとり親家庭調査」によると、年間の世帯の就労収入が0～300万円未満であると回答した合計が5割を超えています。こうした状況の中、養育費を受け取っているひとり親は約3割にとどまり、ひとり親家庭の生活の安定と向上に向けた支援が求められています。

— 社会参加の現況 —

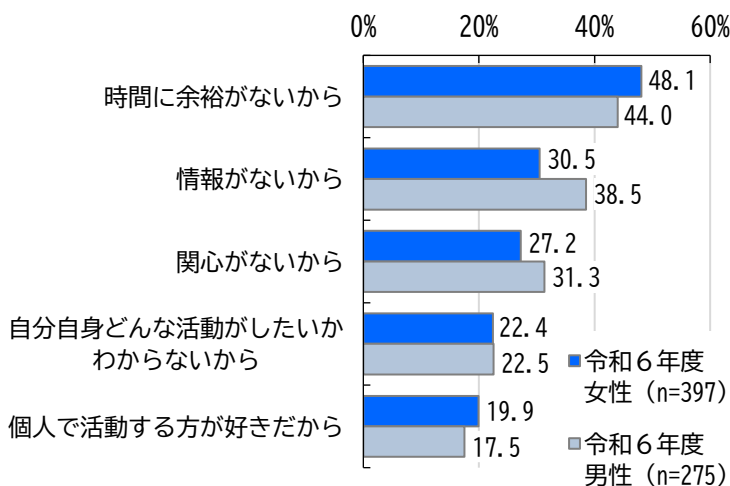
⑤-1. 日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動への参加



令和6年「区民意識・実態調査」によると、「日常的に参加している」と回答した割合は、年代別では20代が最も高くなっています。また、全体では60代女性の割合が最も高く、男性についても60代で参加割合が高くなる傾向が見られます。さらに、配偶者の有無で見ると、配偶者がいない男性の参加割合が最も高い結果となっています。

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

⑤-2. 日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動へ参加しない理由



※3つまで回答可

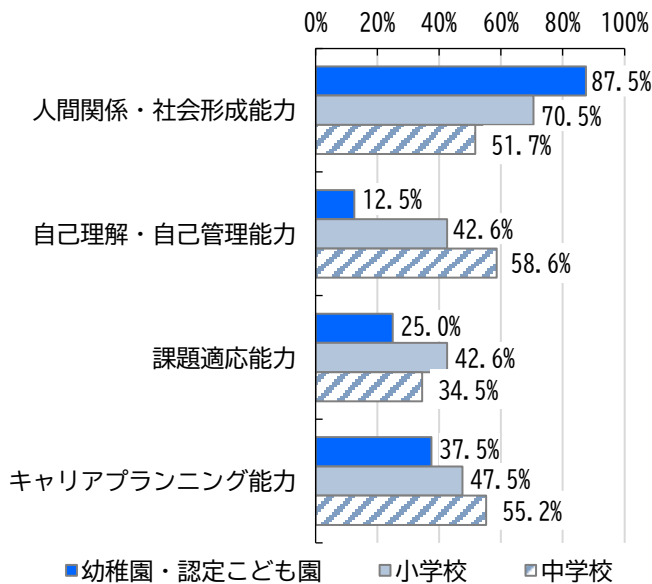
資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年「区民意識・実態調査」によると、活動に参加していない理由として、男女ともに「時間に余裕がないから」が高い割合を占めています。また、男性では「情報がないから」「関心がないから」とする回答の割合も高くなっています。

さらに、「自分自身どんな活動がしたいかわからない」とする回答は同程度となっており、活動について考える機会の提供や情報発信を図る必要があると考えられます。

— 子どものキャリア教育の現況 —

⑥-1 世田谷区におけるキャリア教育の取組み



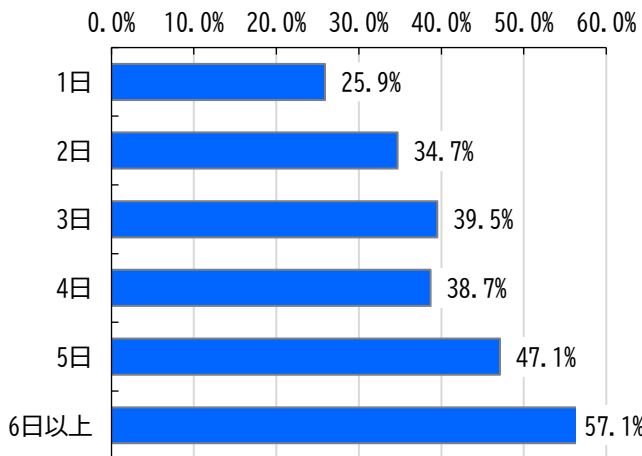
キャリア教育とは、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成し、キャリア発達を促す教育です。

世田谷区では、区立全幼稚園・認定こども園、全小・中学校において、「せたがやキャリア教育カタログ」を配布し、キャリア教育の推進と理解を深めています。

取組状況としては、区立幼稚園・認定こども園の 87.5%、小学校の 70.5% において「人間関係・社会形成能力」に関する取組みが実施されています。

また、中学校では「自己理解・自己管理能力」に関する取組みが 58.6% となっています。さらに、「キャリアプランニング能力」に関する取組みについては、学年が上がるにつれて実施校の割合が増加する傾向が見られます。

⑥-2 職場体験活動の日数別に見た学習意欲向上



中学校のキャリア教育の一環として実施されている職場体験活動については、多くの学校が中学 2 年時に実施しています。また、実施日数が多いほど、生徒の学習意欲が向上していると認識している学校の割合が高い傾向が見られます。

特に、取組日数が、「1日」から「2日」以上、「4日」から「5日」と増加する場合には、学習意欲向上に関する認識の割合が約 10 ポイント高くなる結果が示されています。

資料：キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書 国立教育政策研究所

■施策の方向性■

1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援

育児、介護等をともに社会で支えることで、誰もが家庭生活と仕事の両立が図られるよう支援の充実を図ります。特に、育児、介護等が一部の保護者や介護者に偏ることにより、就業の継続が困難になる場合があるため、保護者や介護者の負担を軽減する支援を実施します。

2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり

ライフステージに合わせたキャリアアップ支援や日常生活における多面的な支援の充実を図るとともに、世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」においては、地域における孤立を防止し、つながりの創出に向けた支援に取り組みます。

3 多様な働き方の支援

雇用形態にとらわれない多様な働き方を選択できるよう、各種セミナーの実施に加え、起業や創業に関する相談及び支援を行います。

4 地域活動への参画促進

地域活動への参画機会の創出及び情報発信の充実により、区民の地域活動への参画を促進し、多様なライフデザインの実現を支援します。

5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援

子ども・若者が、進学や職業選択等において、多様な選択肢の中から主体的に選択できるよう、キャリア教育を推進するとともに、ライフデザイン形成の支援を実施します。

6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

仕事と家庭生活の両立及びワーク・ライフ・バランスについて、事業者の理解促進を図るとともに、従業員が働きやすい環境の整備に向けた支援を実施します。

■事業展開■

1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|----------------------------------|
| 1-1 | 両親学級の開催 | 健康推進課 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| | 妊婦およびパートナーを対象に、妊娠中から産後の過ごし方、育児のお話、食事診断、沐浴などを実施します。 | |
| 1-2 | せたがや0→1子育てエール(ファミリー・アテンダント事業)の実施 | 子ども家庭課 |
| | 0歳5か月～11か月の子を育てている家庭へ毎月訪問し、子育て支援情報やデジタルギフトを提供します。また、希望に応じて、相談先やサポートに繋がります。 | |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|------|---|---|
| 1-3 | バースデーサポート事業の実施 子育てに関するアンケートを実施し、回答者へデジタルギフトを配布します。また、必要に応じてネウボラ・チーム等が電話等でフォローします。 | 子ども家庭課 |
| 1-4 | ネウボラ・チームの連携による伴走支援の強化 保健師等専門職からなるネウボラ・チームが、地域・医療機関等と緊密に連携し、妊娠期から子育て家庭を切れ目なく支援します。 | 子ども家庭課 健康推進課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| 1-5 | 産前・産後訪問支援事業(さんさんプラスサポート事業・ツインズサポート事業)の実施 産前産後に養育に不安等がある家庭(妊娠期から1歳未満の子)や多胎児をもつ(妊娠期から3歳未満の子)家庭を訪問支援ヘルパーが家事育児補助等を行い、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 | 子ども家庭課 |
| 1-6 | 産後ケア事業の拡充 産後の心身が不安定な時期にご家族などから支援を受けられない方に、宿泊・日帰り・訪問で、母子のケアを行います。 | 児童相談支援課 |
| 1-7 | 保護者のニーズを踏まえた多様な保育の充実 幼稚園による預かり保育、緊急一時保育、定期利用保育、病児・病後保育事業等を充実し、保護者ニーズに対応します。 | 保育課 子ども・若者支援課 乳幼児教育・保育支援課 |
| 1-8 | ファミリー・サポート・センター事業の実施 あらかじめ紹介した援助会員(有償ボランティア)が保護者に代わり、子ども(生後5か月～小学校6年生まで)の短時間の預かりや保育園等の送迎を行います。 | 子ども家庭課 |
| 1-9 | おでかけひろば事業の整備 就学前の親子や妊婦とその家族が、身近な地域で交流や気軽な相談、子育て情報の収集ができるつどいの場です。 | 子ども家庭課 |
| 1-10 | おでかけひろばにおける「ほっとひと息事業(レスパイト事業)」の実施 保護者のレスパイトのため、スタッフや他の保護者が子どもの見守りを行います。 | 子ども家庭課 |
| 1-11 | 赤ちゃん・子どものショートステイの実施 保護者の疾病・出産などの入院や出張等で子どもの養育・保育ができないときに短期間の一時預かりを行います。 | 児童相談支援課 |
| 1-12 | ようこそ児童館へ事業の実施 出産後、あかちゃん訪問の際に絵本引換券を渡し、児童館や子育て支援施設を利用するきっかけとしてファーストブック(絵本)を配布します。 | 児童課 |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|------|--|-------------------------|
| 1-13 | 世田谷子ども・子育てテレフォン(電話相談事業)の実施 夜間・休日の子育てに関する相談を受け付けるとともに、必要に応じて、専門機関の紹介や区の子育て支援サービスにつなげます。また、子ども本人からの相談も受け付けます。 | 児童相談支援課 |
| 1-14 | 男性のための料理講座の実施 バランスのとれた食生活を自ら実践できるよう、男性を対象とした料理教室を開催し、食生活の支援を行います。 | 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| 1-15 | 父親の育児支援事業 父親の育児支援及び保護者同士の交流などを目的として、ベビーマッサージ等の育児講座や、わらべうたや手遊び、いもほりなど、男性も参加しやすく、親子で楽しめる事業を実施します。 | 児童課 |
| 1-16 | あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談の実施 各地区で高齢者等からの介護等福祉に関する相談を受けるとともに、専門機関につなげる等の支援を行います。 | 介護予防・地域支援課 |
| 1-17 | 家族介護教室の実施 在宅で家族等を介護する方の負担軽減を目的とし、実技を交えて介護のコツを伝える教室を特別養護老人ホーム等に委託し、年6回開催します。 | 高齢福祉課 |

2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|-------------------------------------|
| 2-1 | 子どものための養育費等個別相談会の実施 ひとり親などを対象に、養育費等の離婚に関する悩みの個別相談会を、オンライン、対面で実施します。 | 子ども家庭課 |
| 2-2 | ひとり親家庭等の子どもの学習支援 学習習慣や基礎学力の定着、高校受験のサポートに向け、小学生から高校生まで対象に応じた多様な学習支援を実施します。 | 子ども家庭課 |
| 2-3 | ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子どもの高等学校卒業程度認定試験のための講座受講料の一部を交付します。 | 子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| 2-4 | 養育支援等ホームヘルパー訪問事業の実施 日常生活の自立が困難なひとり親家庭にホームヘルパーが訪問し、児童の養育を支えるための家事支援及び育児・養育支援を行います。 | 児童相談支援課 |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|------|--|-------------------------------------|
| 2-5 | 母子生活支援施設への入所 当事者の視点に立って、入所者の安全で安心な暮らしや退所者等の地域での暮らしを支援します。また、当事者主体の支援力の向上に向けて、施設職員や関係機関の人材育成を行います。 | 子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| 2-6 | ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の実施 ひとり親世帯が対象住宅に入居した場合、家賃の一部を補助することで月額負担を最大4万円減額します。 | 居住支援課 |
| 2-7 | 母子・父子自立支援プログラムの実施 面談により希望や経験を伺ったうえでプログラム策定員がプログラムを策定し、ハローワークと連携もしくは自立支援教育訓練給付金事業を活用して就業支援を行います。 | 子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| 2-8 | 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 就業に有利な教育訓練講座を受講した場合に、受講終了後に受講額の6割または8.5割を支給します。 | 子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| 2-9 | 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給 就業に有利な資格取得を目指す際の生活の負担軽減のため、一定期間について訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。 | 子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| 2-10 | 地域のひとり親家庭支援拠点 母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を実施します。 | 子ども家庭課 |
| 2-11 | 母子家庭及び父子家庭を対象とした居場所事業や講座の実施 母子家庭や父子家庭を対象とした居場所事業等により、情報や交流の場を提供します。 | 人権・男女共同参画課 |

3 多様な働き方の支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|----------------------------|
| 3-1 | 創業セミナーの実施 | 世田谷区産業振興公社 経済課 |
| | 創業準備及び創業直後における支援を実施します。 | |
| 3-2 | キャリアカウンセリング相談の実施 | 世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課 |
| | 職業選択や仕事のキャリア形成、求職活動の仕方、面接対策や応募書類の書き方など就職に関する相談を実施します。 | |
| 3-3 | 高齢者の就業相談の実施 | 世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課 |
| | 就職に関する相談を受けるとともに、健康で働く意欲のある60歳以上の方が、知識、経験、技能を活かせる就業機会を提供します。 | |
| 3-4 | SETAGAYA PORTにおける交流の実施 | 経済課 |
| | 新たな価値創出や気づきにつながる交流機会の創出や環境の構築に取り組みます。 | |
| 3-5 | HOME/WORK VILLAGEにおけるコワーキングスペースの利用促進 | 経済課 |
| | 世田谷区産業活性化拠点(HOME/WORK VILLAGE)に整備したコワーキングスペースの利用を促進することで、新たな交流や価値を創出し、産業の活性化につなげます。 | |

4 地域活動への参画促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 4-1 | 企画講座の開催 | 各総合支所地域振興課 |
| | 社会的な課題や日常の関心事を学ぶことを目的に、区民主体の企画・運営により講座を開催します。 | |
| 4-2 | 生涯学習セミナーの開催 | 各総合支所地域振興課 |
| | 18歳以上の区民を対象に身近なテーマを学び、仲間づくりを通じて地域活動を知り、継続的な学習と交流を促します。 | |
| 4-3 | 区立小・中学校のPTAや「おやじの会」活動の活性化・参画促進 | 生涯学習課 |
| | 「オールせたがやおやじの会」等との共催による情報交換会やPTAスポーツ大会を通じ、男性保護者の参画と親睦を促進します。 | |
| 4-4 | おやじと子どもフェスタの開催 | 生涯学習課 |
| | 親子のふれあいとおやじの会相互の交流を目的に、地域団体によるダンス・演奏の発表や、おやじの会による屋台などのコーナーを設けた「おやじと子どもフェスタ」を実施します。 | |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 4-5 | 生涯現役ネットワークへの支援 | 市民活動推進課 |
| | 中高年世代の区民が、健康を維持しながら経験や知識を活かし、地域社会を支える側として活躍できるよう、「せたがや生涯現役ネットワーク」への支援を通して地域活動への参加を促進します。 | |
| 4-6 | 生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信 | 市民活動推進課 |
| | ひだまり友遊会館内に「生涯現役情報ステーション」を設置し、高齢者や定年後を見据えた中高年者を対象に、地域活動、区政、福祉サービス、健康等の暮らしに役立つ情報を提供します。 | |

5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|----------------------------|
| 5-1 | 若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション) | 工業・建設業・雇用促進課 世田谷区産業振興公社 |
| | 若年者に対して就職や就職の準備にむけた相談やセミナー等を実施します。 | |
| 5-2 | 青少年交流センターにおける若者のライフデザイン形成支援 | 子ども・若者支援課 |
| | 多様な分野で活躍する大人を講師に迎えたワークショップを行うなど、若者が新しい価値観に出会うプログラムを始めとした様々なサポートに取り組みます。 | |
| 5-3 | 区立小・中学校におけるキャリア教育の充実 | 教育指導課 |
| | キャリア教育の推進と理解をさらに深めることをねらいとして、世田谷区立全幼稚園・認定子ども園、全小・中学校のキャリア教育に係る取組みを掲載した「せたがやキャリア教育カタログ」を配布します。 | |
| 5-4 | 中学校の職場体験の実施 | 教育指導課 |
| | 勤労観・職業観を育てるために、一部の特別支援学級を含む中学校を対象に3日間、様々な職場で仕事を体験する取組みを行います。 | |

6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|----------------------------|
| 6-1 | 男女共同参画先進事業者の表彰 | 人権・男女共同参画課 |
| | 仕事と生活の両立、女性活躍推進の取組みなどを先進的に実施する事業者の表彰を行うことにより、意識醸成を図ります。 | |
| 6-2 | 講演会やセミナーの開催 | 世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課 |
| | 企業経営者や関心のある方向けに労務に関連したセミナー等を実施します。 | |
| 6-3 | 中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知 | 世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課 |
| | 企業経営者向けに育休に関連したセミナーを実施します。 | |
| 6-4 | メールマガジン等による情報提供(多様な働き方やワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発) | 経済課 |
| | 事業者へテレワークやフレックス制、時短労働など多様な働き方に関する理解をさらに促し、意識の普及啓発を図ります。 | |

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

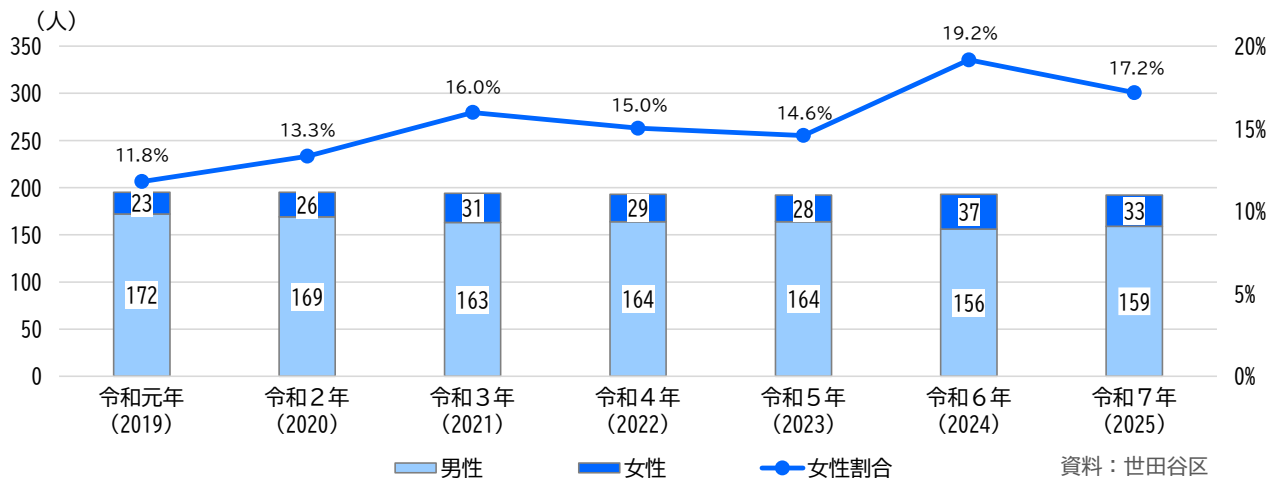
■現状と課題■

- 就業は生活の経済的基盤ですが、女性の就業の状況を見ると、年齢階級別正規雇用比率は25～29歳をピークに低下し、30歳以降は非正規雇用が高まる、いわゆるL字カーブ*の傾向が見られます。特に既婚女性からは家事・育児と仕事の両立の困難さや、長時間労働や責任の増大が想定される管理職を敬遠する傾向が見られ、女性の所得向上や経済的自立の障壁となっています。
- 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画は、従業員101人以上の事業者に対し、策定・届出、公表及び周知が義務付けられていますが、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によると、その認知度は4割に留まっており、一層の周知が必要です。
- あらゆる分野における女性活躍を推進していくためには、ライフステージに応じた多様な働き方を選択し、能力を十分に発揮できる環境を整備することが求められています。
- 近年、日本では大規模な自然災害が頻発しており、被災時には多くの人が日常生活を維持することが困難となることも想定されます。このため、災害対応や避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、性的マイノリティ*など多様な視点を反映することが重要です。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると、避難所運営や設備に女性の視点を反映することを望む意見が多くなっています。首都圏直下地震等の発生が懸念される中、区においても、防災分野における女性の参画を促進するとともに、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災体制の整備を進める必要があります。

* L字カーブ：女性の正規雇用比率などが20代後半をピークに低下し、その後も回復しにくい傾向を示すグラフの形状のこと。

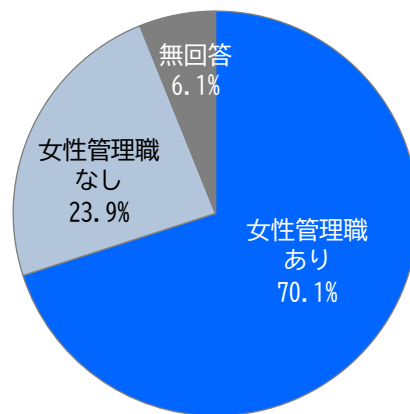
* 性的マイノリティ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性別が異なる人・性別に違和感がある人）など性の在り方が少数派の人々を広く表す総称。クエア（性的マイノリティを包括する言葉）・クエスチョニング（自らの性の在り方がわからない、固定化していない人）を加えた「LGBTQ」とも呼ばれている。

① 町会・自治会長の女性割合



令和元年以降の町会・自治会長に占める女性の割合は、令和4年から令和5年にかけて一時的に低下がみられ、その後、令和6年には上昇し、その後はほぼ横ばいとなっています。

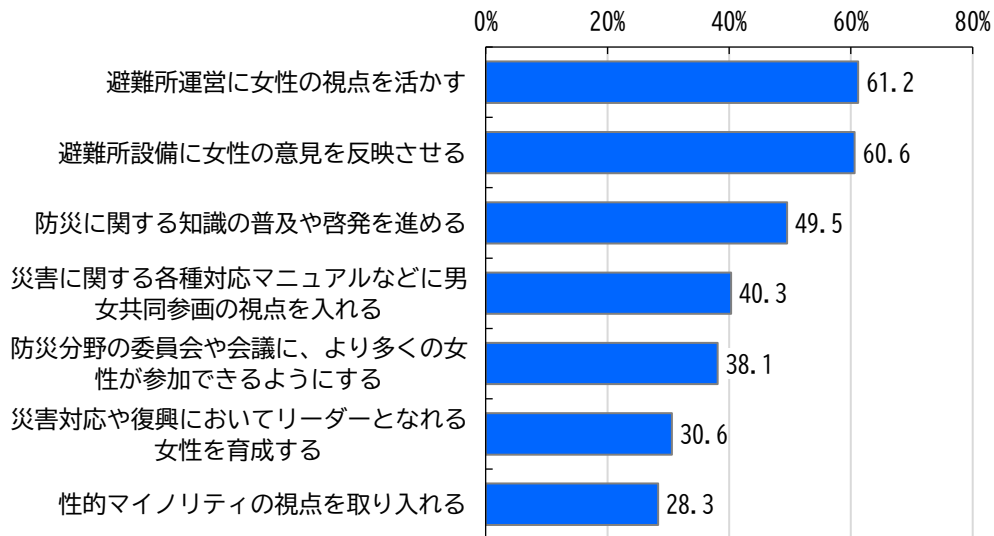
② 係長相当職以上の女性管理職を有する事業所



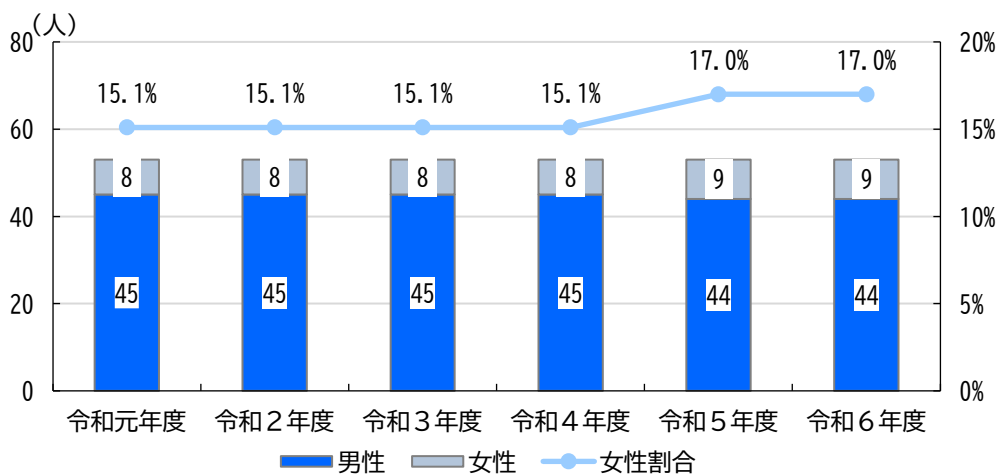
資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和7(2025)年度)

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によると、区内事業所における女性管理職の配置割合は、70.1%であり、令和2年度調査(64.7%)と比較して増加しているものの、伸び悩んでいる状況にあります。人材確保や多様な視点を反映する観点からも、女性のキャリア形成を支援するとともに、管理職への登用につながる働きかけが必要です。

③ 防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況(各年度)

令和6年「区民意識・実態調査」によると、防災分野において男女共同参画の視点を活かすために必要な取組みとして、「避難所運営に女性の視点を活かす」が61.2%と最も高く、次いで「避難所設備に女性の意見を反映させる」が60.6%となっています。これらの結果から、災害時の避難所においては、運営面及び設備面の双方においてジェンダー平等の視点を反映することが求められています。

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震、豪雨災害など大規模な自然災害が相次ぐ中、防災や復興の分野における女性の参画の重要性は一層高まっています。特に、地域防災計画への女性の参画や、女性の視点を反映した避難所運営の推進が求められています。

このような状況の中、区においては、防災会議における女性委員の割合は、東日本大震災後の平成25年に10%を超え、能登半島地震が発生した令和6年には17%となるなど、着実に増加しています。

■施策の方向性■

1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース・ライフステージに応じた柔軟な働き方を支援することで、出産・育児等によるキャリア中断を防ぎ、女性が意欲と能力を発揮できる環境を整備します。

2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ

事業者の女性活躍の取組みを推進するため、先進的な取組みの紹介や環境整備の重要性について周知・啓発を図ります。あわせて、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに向けた取組みを後押しします。

3 地域や防災分野における女性の参画促進

地域におけるジェンダー平等の推進に向け、女性リーダーの養成や創出を進めます。また、女性防災コーディネーターの育成を通じて、災害対策や避難所運営にジェンダー平等の視点を反映します。

■事業展開■

1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|----------------------------|
| 1-1 | 女性の就労・起業や再就職に関する講座や相談の実施 女性の就労や起業等に関する様々なニーズに応じた講座や相談を実施します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 1-2 | 女性起業家支援事業の実施 女性起業家が地域とのつながりを深めながら継続的に事業を展開していくための学びやネットワークにつなげることを目的に、女性起業家による講演、起業・経営相談会、交流会を実施します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 1-3 | 女性の就労や働き方に関するリーフレットの配布 女性のキャリア形成や多様な働き方の支援に関する情報をまとめた「働きたい・働く女性のための講座・相談等のご案内」を配布します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 1-4 | 再就職に関するセミナーの開催 再就職を目指す女性に向けて年間を通して就職支援セミナーを実施します。 | 世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課 |

2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 2-1 | 事業者向けリーフレットによる周知・啓発（再掲） 事業者向け啓発紙「Find Your Reiwa Model」により、事業者へジェンダー平等に関する周知・啓発を図ります。 | 人権・男女共同参画課 |

3 地域や防災分野における女性の参画促進

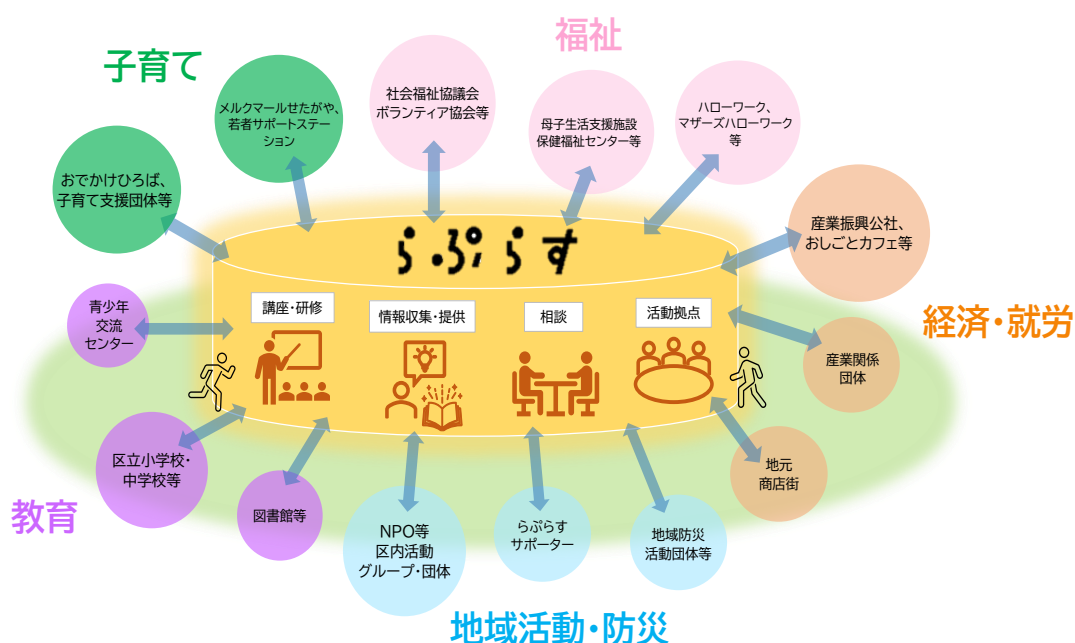
| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------|
| 3-1 | 地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの導入 | 災害対策課 |
| | 地域防災計画に乳幼児や妊産婦などに対して特別な配慮が必要であることを記載するとともに、女性や子どもなどの避難生活におけるニーズの把握や環境整備の手法を検討します。 | |
| 3-2 | 防災士資格取得助成事業の実施 | 災害対策課 |
| | 防災士資格取得助成事業において、女性リーダーの育成を促進します。 | |
| 3-3 | せたがや女性防災コーディネーター(避難所運営組織における女性リーダー)養成講座の実施 | 災害対策課 |
| | 避難所運営における意思決定や地域の防災活動に参画し、多様性の視点からの問題提起や対策の提案等を行う女性防災コーディネーターを養成するため、講座を実施します。 | |
| 3-4 | 女性の視点で考える防災に関する講座の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | ジェンダー平等の視点を踏まえ、防災意識を高めるため、女性の視点で考える防災・減災講座を開催します。 | |
| 3-5 | 町会・自治会長の女性割合状況調査の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 町会・自治会長における女性割合を把握し、地域活動における女性リーダーの参画を促進します。 | |

課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進

■現状と課題■

- 男女共同参画センター「らぷらす」は、平成3年（1991年）に開設以来、30年以上にわたり、世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設として《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》の各機能を通じ、区民の主体的な活動を支援し、地域におけるジェンダー平等の推進に取り組んできました。
- 一方で、令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「らぷらす」を「知っている」と回答した割合は、17.3%にとどまっており、認知度の向上が課題となっています。
- 男女共同参画センターの基本機能である《講座・研修》《情報収集・提供》を通じて、ジェンダー平等に関する理解を深める機会を提供するとともに、《相談》事業により、ジェンダーに起因する悩みや困りごとに寄り添うことで、地域におけるジェンダー平等の推進を図ることが必要です。
- また、区民の主体的な活動を促進するため、活動の拠点としての機能を強化するとともに、『地域に開かれた「らぷらす」』として、関係機関・地域団体・行政が「お互いの顔が見える関係性」を構築しながら、信頼に基づく協働を進めていくことが重要です。
- 今後も、社会情勢や区民のニーズを踏まえ、《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》等の事業を着実に実施するとともに、「らぷらす」の取組みの周知を図り、関連施策や関係機関、地域活動団体等との連携を通じて、機能の一層の充実を図る必要があります。

「らぷらす」の事業と連携の図



■施策の方向性■

1 男女共同参画センター機能の強化

社会情勢の変化を踏まえ、《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》等の事業を着実に実施するため、有識者からの意見聴取や相談事業間の連携強化を図り、男女共同参画センターの機能充実を推進します。

2 区民の学びと活動を促進する機能の充実

区民交流スペースや研修室の貸出を通じて、区民及び区民団体の主体的な活動を支援するとともに、ジェンダー平等の理解を深める機会の創出を図ります。

3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

区関係所管をはじめ、関係機関や地域活動団体等と連携を強化し、地域におけるジェンダー平等の推進を図ります。今後は、より幅広い主体との連携の拡充に務めます。

■事業展開■

1 男女共同参画センター機能の強化

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 1-1 | アドバイザー委員会拡大版の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 有識者・学識経験者・地域活動団体等とともに、事業の方向性や施設の運営などについて意見交換し、今後の事業運営に活かします。 | |
| 1-2 | 拡大カンファレンスの実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 相談・居場所事業から把握できるニーズを各相談事業の相談員等と共有することにより、事業間の連携強化を図ります。 | |
| 1-3 | 災害時の女性支援拠点としての相談機能の整備 | 人権・男女共同参画課 |
| | 災害時における各種相談や就労支援等生活再建支援を含めた女性支援の拠点としての機能強化を図ります。 | |

2 区民の学びと活動を促進する機能の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------|
| 2-1 | 区民の主体的な活動の支援 | 人権・男女共同参画課 |
| | 個人や団体などを対象に、交流コーナーや団体活動スペース、研修室などを提供し、ジェンダー平等に関する活動を支援します。 | |
| 2-2 | 若者世代に向けたジェンダー平等に触れる機会の創出 | 人権・男女共同参画課 |
| | 若者世代が施設を訪れ、ジェンダー平等の考えに触れてもらえるよう、学生に向け研修室を自習室として開放するとともに、書籍やパネル等の展示を行います。 | |
| 2-3 | 子育て世代に向けた施設の開放 | 人権・男女共同参画課 |
| | 施設利用者だけでなく、施設に立ち寄った子育て世代に対し、子ども室と授乳室、親子スペースを開放するとともに、絵本や紙芝居なども配架し、親子で利用できる環境を整備します。 | |
| 2-4 | 区立図書館における情報発信 | 中央図書館 |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」と連携した展示等の情報提供に加え、「らぷらす」の図書室の本を図書館で返却可能にするなど利便性の向上を図ります。 | |

3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 3-1 | 男女共同参画機構(ナショナルセンター)との連携 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 会議や研修への参加を通じ、専門的知見を取得するとともに、男女共同参画機構が所蔵のパネル及び図書を活用し、区民等のジェンダー平等に関する意識の啓発に取り組みます。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-2 | 登録団体連絡会の実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」を利用する登録団体の活動を互いに紹介し、交流することにより、登録団体間でのネットワークを構築し、地域におけるジェンダー平等を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-3 | 区民企画協働事業の実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域における課題やニーズを発掘するとともに、区民等の主体的な活動を支援することで、地域におけるジェンダー平等を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-4 | 区関係施設や地域活動団体等との連携 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区の関係施設や地域活動団体等との連携を通じて、地域におけるジェンダー平等を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重点 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携回数</td> <td>●●回 (令和7年度)</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> <td>15回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 連携回数 | ●●回 (令和7年度) | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | | |
| 連携回数 | ●●回 (令和7年度) | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | | | | | | | | | | |
| 3-5 | らぷらすサポーターの創出 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」が実施する事業にサポーターを募集し、区民等の主体的な参画の場を創出します。 | | | | | | | | | | | | | | | |

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が
守られる社会の実現

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

- ◇暴力やハラスメントは、重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為です。この認識のもと、すべての人が人権を尊重され、安全かつ安心して生活できる環境の確保が求められています。
- ◇女性に対する暴力の背景には、社会における男女の置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。人権尊重の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、男性、子ども、性的マイノリティなど多様な被害者の存在にも配慮し、あらゆる人に対する暴力を許さない社会意識の醸成を図ります。
- ◇依然として存在する男女間の格差については、ジェンダー平等の観点から是正を進めるとともに、女性を取り巻くさまざまな困難の解消を図り、個人の意思が尊重され、安心して自立した生活を営むことができる環境の整備を目指します。
- ◇性犯罪・性暴力は個人の尊厳を著しく侵害する行為であり、被害者が一人で抱えこむことなく相談できる社会の意識醸成と、迅速かつ適切な支援につながる体制の充実を図ります。

課題・施策の体系

| 課題 | 施策 |
|-------------------------------|---|
| 課題5 暴力やハラスメント防止の啓発 | 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり 2 デートDVの防止及びインターネット等に対するリテラシー向上の啓発 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発 |
| 課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援 | 1 ニーズに応じた相談事業の実施 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 3 関係機関との連携を通じた支援の充実 4 被害者支援と児童虐待防止の連携 |
| 課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実 | 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 2 居場所の創出と生活力の向上支援 3 関係機関や民間団体との連携 |
| 課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 | 1 相談窓口の周知と被害者支援 2 国や都、関係機関との連携 |

現状把握指標

| 指標名 | 令和6年度 |
|--------------------------------------|-------|
| 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合 | 65.5% |

成果指標

| 課題 | 指標名 | 現状値 | 最終目標値 |
|----|----------------------------------|-----------------|--------|
| | | | 令和13年度 |
| 5 | DV防止の必要性について理解できたと回答した人の割合 | 今年度取得 | 調整中 |
| 6 | 相談対応時にDVや児童虐待の視点等を意識したいと回答した人の割合 | 今年度取得 | 調整中 |
| 7 | 女性相談窓口の認知度 | 今年度取得 | 調整中 |
| 8 | 世田谷区犯罪被害者等相談窓口の認知度 | 7.6% (令和7年度) | 10.0% |

重点事業

| 課題 | 事業名 | 掲載ページ |
|-----|---------------------------|-------|
| 課題5 | DV等暴力防止に向けた講座の実施 | p. 74 |
| 課題6 | 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 | p. 79 |
| 課題6 | DV被害者支援と児童虐待防止に携わる官民組織の連携 | p. 82 |
| 課題7 | 女性相談窓口の案内及び周知強化 | p. 86 |
| 課題7 | 調整中 | |
| 課題8 | 犯罪被害者等相談窓口や支援策の周知 | p. 93 |

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

■現状と課題■

- 暴力やハラスメントは、個人の尊厳を損ない、安全で安心して生活し、働くことを困難にするものであり、ジェンダー平等社会の実現を阻害する大きな課題です。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメントは、相談に至りにくく、問題が潜在化しやすい傾向があります。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DV防止法の認知度は9割以上と高いものの、内容まで理解している人は約半数にとどまっています。特に、男性において女性より理解度が低い傾向が見られます。また、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」では、約4割の事業所がハラスメントについて「問題になったことがある」または「実態としてある」と回答しており、職場におけるハラスメントが依然として身近な課題であることがうかがえます。
- 令和5年度「男女間における暴力に関する調査」によると、交際相手からの暴力（デートDV）の被害経験については、「なかった」との回答が最も多いものの、10代では男女ともに1割以上、20代では女性で2割以上、男性でも1割以上が被害経験を有しています。このことから、若年層においても一定割合でデートDVが発生している実態がうかがえます。また、被害内容としては、「心理的攻撃」の割合が高く、身体的暴力に至らない段階においても、精神的な負担や関係性における支配が生じている可能性が示唆されます。
- 区では、DV防止や性暴力防止、人権尊重に関する講座や啓発イベントの実施、教育現場等における若年層へのデートDV防止の取組みなどを進めていますが、暴力やハラスメントを「自分ごと」として捉え、具体的な行動につなげる意識の醸成には、なお課題が残されています。
- 暴力やハラスメントの防止に向けては、「許されない行為」とあるとの認識を一層広げるとともに、周囲が見過ごすことなく支援につなげる意識の醸成が重要です。また、若年層を取り巻く環境においては、インターネットやSNS等の普及に伴い、同意のない性的画像・動画の撮影や拡散、リベンジポルノ*や生成AIを悪用したディープフェイクポルノ*等の「デジタル性暴力*」といった新たな課題が顕在化しており、リテラシー向上の取組みが求められています。さらに、ハラスメント対策については、事業者への法令周知や相談体制の整備に加え、管理職及び従業員の意識改革を進めるための継続的な取組みが必要です。
- 今後は、暴力やハラスメントに関する理解を深める段階から、周囲が主体的に行動する「アクティブ・バイスタンダー*」の視点を踏まえた取組みへと発展させ、区民一人ひとりが支え合う社会の実現に向けて、意識啓発をより一層推進していく必要があります。

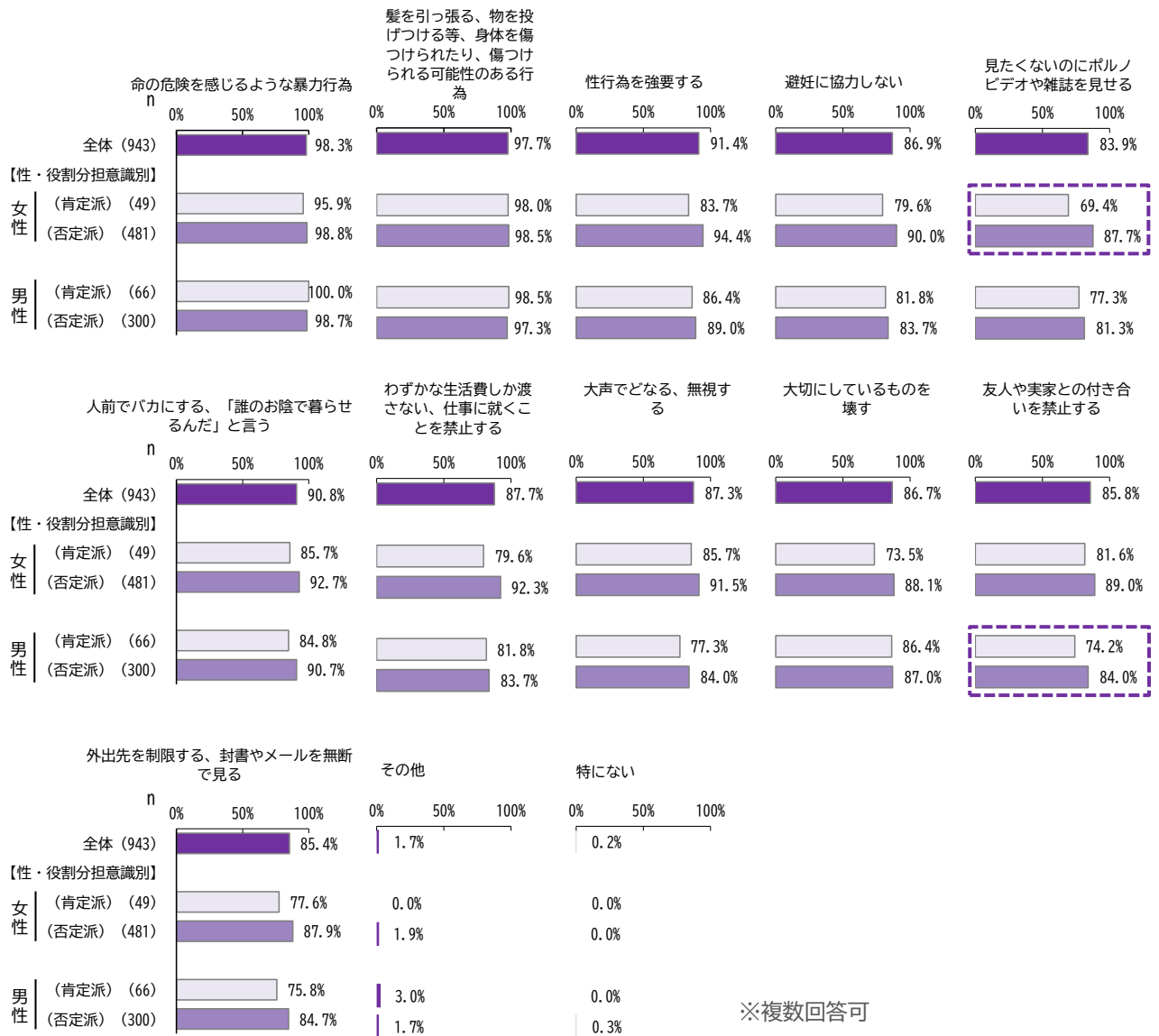
*リベンジポルノ：元交際相手や元配偶者、またインターネットで知り合った人が別れた腹いせや嫌がらせ目的として、性的な画像や動画を同意なく不特定多数の人に公開する行為やその画像等のこと。

*ディープフェイクポルノ：AI（人工知能）の技術を用いて、実際の人物の偽物の性的な画像や動画を生成する行為やその画像等のこと。

*デジタル性暴力：デジタル機器・情報通信技術（ICT）を用いた性暴力被害のこと。例えば、SNSを通じて性的な画像・動画を要求されたり、それらの画像や盗撮されたものを同意なく拡散されること（リベンジポルノ等）、またAIの技術を用いて性的な画像や動画を生成されることなどを指す。

*アクティブ・バイスタンダー：ハラスメントや暴力、差別が発生した際に、傍観せず積極的に行動し、被害を軽減する第三者のこと。

① ドメスティック・バイオレンスに関する区民意識（固定的役割分担意識との相関）

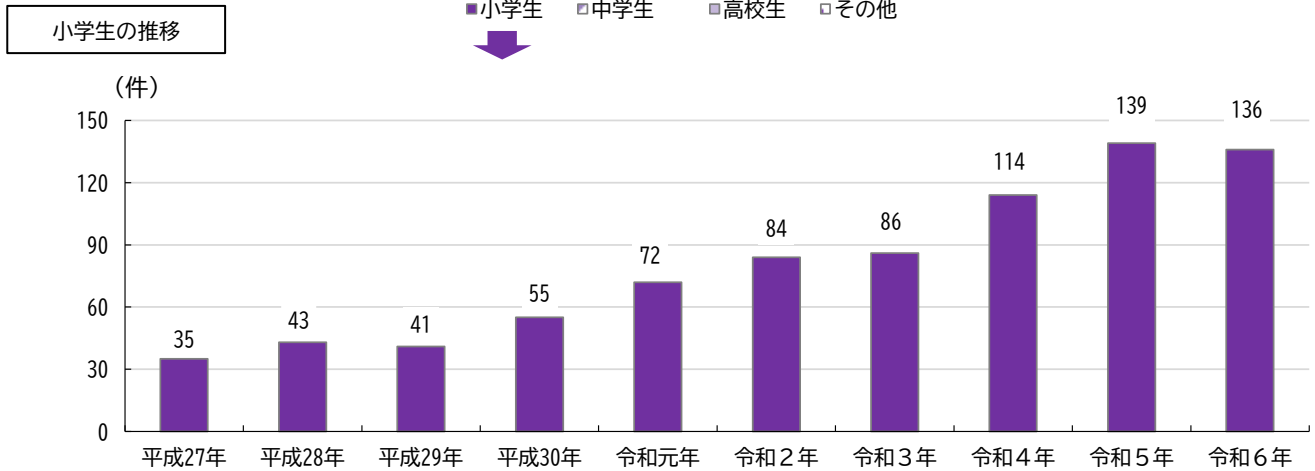
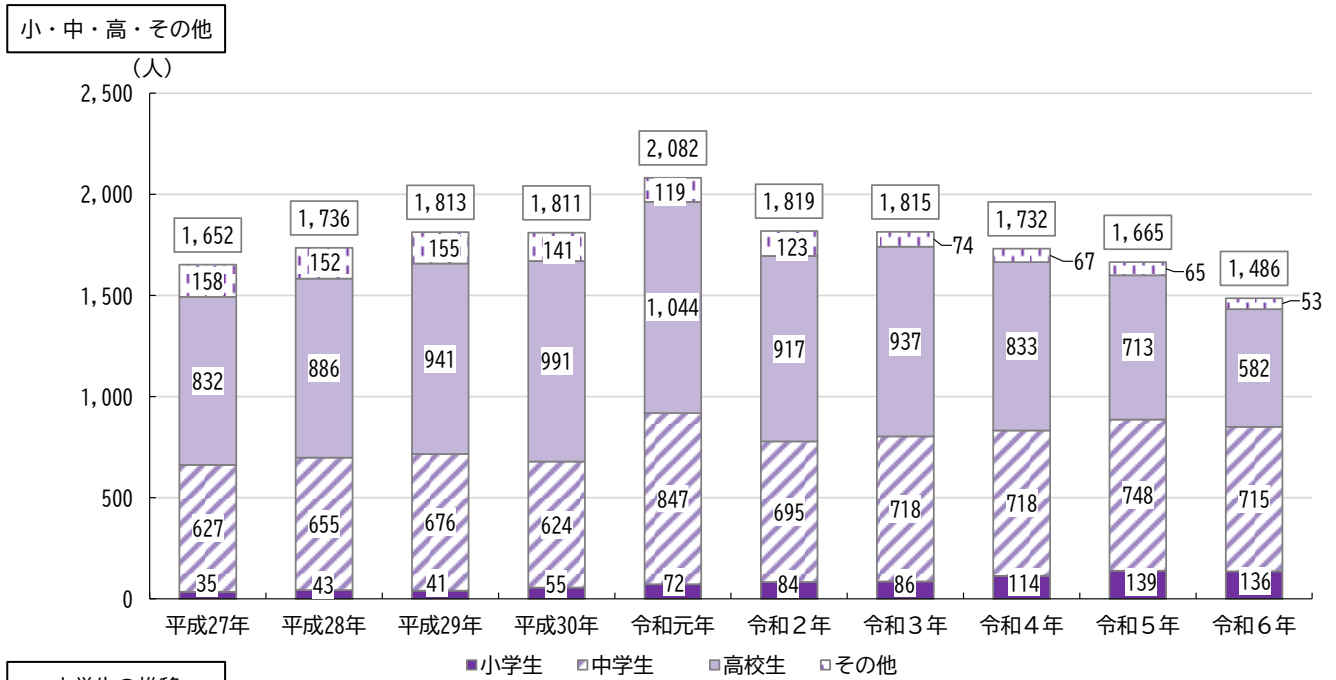


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

ドメスティック・バイオレンスの認識について、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の《肯定派》と《否定派》を比較すると、概ね《肯定派》において「ドメスティック・バイオレンスである」との認識が低い傾向が見られます。このことから、固定的性別役割分担意識が、その認識の差の一因となっている可能性がうかがえます。

また、《肯定派》と《否定派》の間で、認識の差が最も大きい項目は男女で異なり、女性では「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」、男性では「友人や実家との付き合いを禁止する」となっています。これらの結果から、性別等によって問題として捉えられやすい行為や、被害として認識される場面に差異が生じていることが示唆されます。

②-1 SNSに起因する事犯 学識別の被害児童数の推移

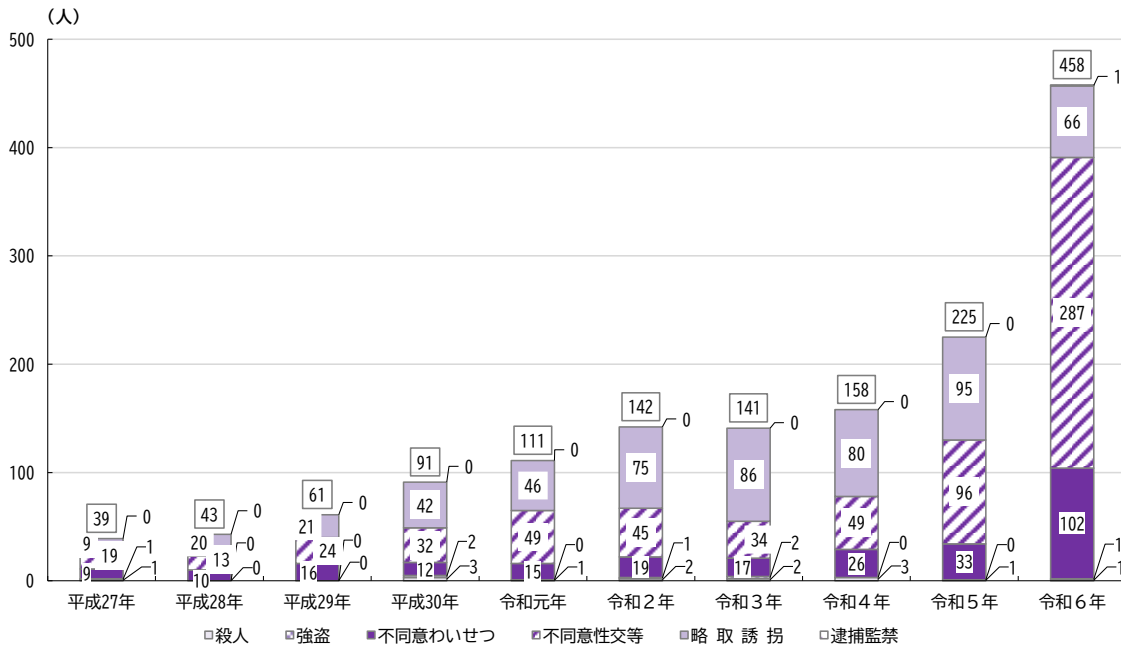


資料：警察庁 警察白書（令和7（2025）年）

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年以降、減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移しています。

学識別に見ると、令和6年における小学生の被害児童数は、平成27年と比較して約4倍に増加しており、低年齢層におけるリスクが相対的に高まっている状況がうかがえます。

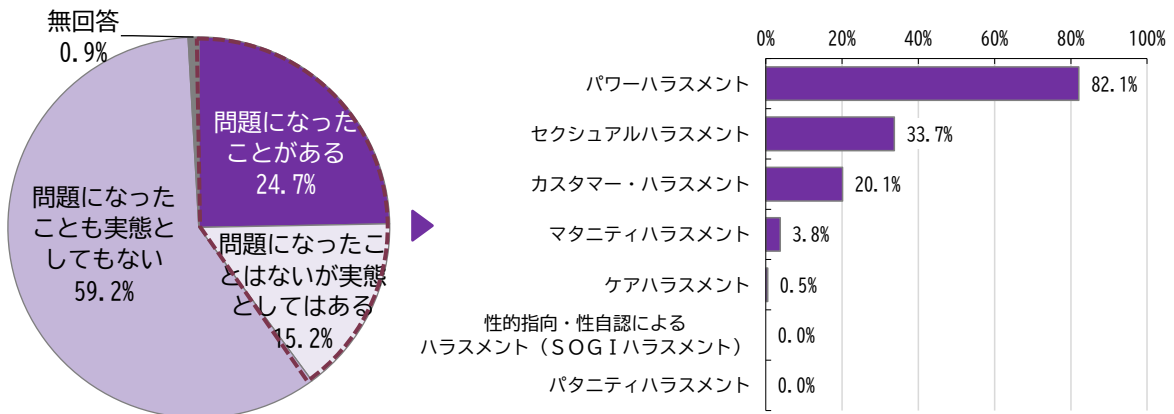
②-2 SNSに起因する事犯 重要犯罪等の被害児童数の推移



資料：警察庁 警察白書（令和7（2025）年）

SNSに起因する事犯の被害児童数のうち、重要犯罪等の事案では、「不同意性交等」「不同意わいせつ」及び「略取誘拐」が多くを占めています。特に、令和6年は「不同意性交等」が令和5年と比較して約3倍に増加しており、深刻な状況が見られます。

③ 区内事業所におけるハラスメント問題の有無とその内容



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によると、ハラスメントについて「問題になったことがある」または「実態としてある」と回答した事業所は約4割に上り、職場におけるハラスメントが依然として発生している状況がうかがえます。特に、パワーハラスメントが8割以上を占めており、職場の上下関係や指導・マネジメントのあり方に関する課題が顕著となっています。

一方で、「問題になったことも実態としてもない」と回答した割合が最も高いことから、潜在的に生じているハラスメントが把握できていない可能性も考えられます。このため、「どのような行為がハラスメントに該当するのか」について、一層の周知・啓発を図る必要があります。

■施策の方向性■

1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり

暴力の未然防止及び被害発生時に早期相談・支援につなげるため、「どのような行為が暴力に該当するのか」についての正しい理解促進を図ります。

また、暴力を被害が疑われる場面において、周囲の人が「アクティブ・バイスタンダー」として適切に行動できるよう、「いかなる暴力も許されない」という意識を社会全体で醸成するとともに、相談窓口の周知・啓発を図ります。

2 デートDVの防止及びインターネット等に対するリテラシー向上の啓発

子ども・若者を対象に、デートDVについて、「どのような行為が暴力に該当するのか」に関する理解の促進を図ります。あわせて、インターネットやSNSを通じたコミュニケーションの多様化を踏まえ、関連するリテラシーの向上の取り組みを実施します。

3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

事業者が職場におけるハラスメント防止の取り組みを推進できるよう、講座の実施や相談窓口の周知等の支援を行うとともに、関係機関との連携による情報共有及び啓発活動を実施します。

■事業展開■

1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|---------------|----|----|----|----|----|
| 1-1 | DV防止啓発物の充実 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | DV防止カード、DV防止パンフレット(日本語・英語・中国語・ハングル)を配布し、広く周知・啓発を行います。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-2 重点 | DV等暴力防止に向けた講座の実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | DVやデートDVに関する基礎知識の習得や情報提供を目的とした講座を実施し、DVやデートDV防止に向けた理解促進を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座の実施回数(回)</td> <td>8回 (令和7年度)</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 講座の実施回数(回) | 8回 (令和7年度) | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 講座の実施回数(回) | 8回 (令和7年度) | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | | | | | | | | | |
| 1-3 | アクティブ・バイスタンダー講座の実施 ハラスメントや差別が生じる背景、アクティブ・バイスタンダーの役割などの基礎的な知識を習得する講座を実施します。 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |

2 デートDVの防止及びインターネット等に対するリテラシー向上の啓発

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 2-1 | デートDV防止啓発物による若年層への啓発 若年層を対象としたデートDV防止リーフレットを学校等に配布し、広く周知・啓発を行います。 | 人権・男女共同参画課 |
| 2-2 | デートDV防止ファシリテーターの養成 男女共同参画センター「らぷらす」にて、大学生のデートDV防止に関する知識習得と理解促進を図るため、インターンシップを通じ、ファシリテーターを養成します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 2-3 | パンフレット等の発行（「子どもの虐待防止ハンドブック」「DVによる心理的虐待」等） 子どもの虐待対応について、基礎的な内容を中心に、気づきのポイントや対応に関する仕組みや取組みなどを取り上げた関係者向けハンドブックや、区民向けリーフレットを作成・配布します。 | 児童相談支援課 |
| 2-4 | 子ども虐待に関する関係機関向け人材研修 児童虐待に関する知識を深め、未然に防止するために、基礎講座の開催や依頼に応じた出前講座・研修講師派遣等を行います。 | 児童相談支援課 |
| 2-5 | 児童・生徒の情報活用能力の育成 子どもたちが様々な情報やICTサービス等を適切かつ効果的に活用して課題解決を図れるよう、ICTリテラシー教育を推進します。 | 教育DX推進担当課 |

3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

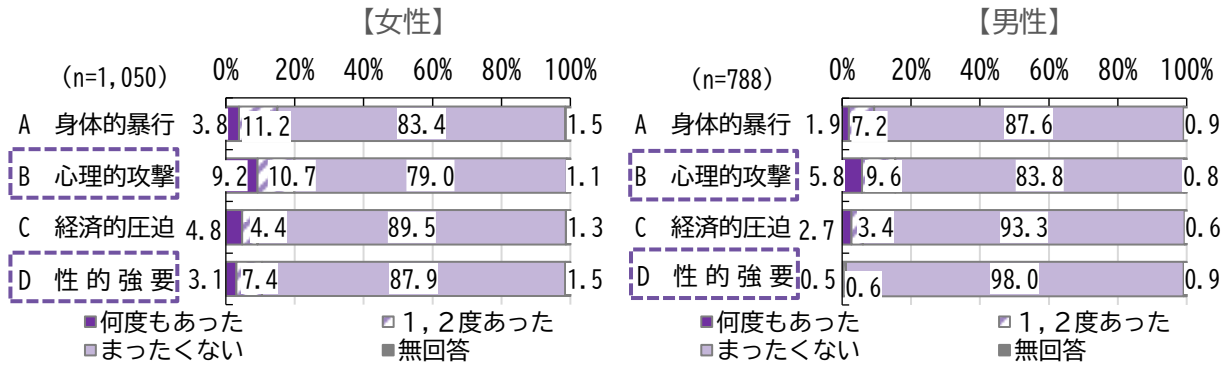
| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|----------------------------|
| 3-1 | 中小事業者向けハラスメント相談窓口外部委託サービスの実施 社内に窓口を設置することが難しい区内の中小事業者を支援するため、外部相談窓口を有料で提供します。 | 世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課 |

課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援

■現状と課題■

- DVは心身に深刻な影響を及ぼし、その後の生活にも大きな困難をもたらすことから、被害者への切れ目のない支援が重要です。
 - DVは家庭内で起こることで潜在化・深刻化しやすい特徴があります。また、子どもへの直接的な暴力がなくても心理的影響を及ぼすことから、児童虐待との関連も大きいとされています。また、男性、子ども、障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティなど、多様な状況や立場にある被害者への配慮が求められています。
 - 令和5年のDV防止法改正により、保護命令制度の拡充等、法的支援体制は強化されつつありますが、令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DVや性暴力、児童虐待への対応が十分でないと感じている区民が一定数存在しており、特に女性においてその割合が高いなど、意識面で課題が見られます。
 - 区では、「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、関係各課・民間団体との連携により、一時保護や生活再建に向けた支援を実施しています。また、各種相談窓口を設置し、安心して相談につながる体制を整備しています。各総合支所子ども家庭支援センターにおける相談状況を見ると、相談件数は増加傾向にある一方、相談実人数に大きな変化が見られないことから、継続的な支援を必要とするケースの増加がうかがえます。
 - 一方、被害が潜在化し、早期に支援へつなぐことが難しいケースも多く見られます。被害の態様も多様化しており、若年層の女性被害者や、経済的理由により加害者から離れられない被害者、さらに男性の被害者も一定数存在するものの、男性は相談に至りにくい傾向があります。また、DVと児童虐待への対応が個別に行われることにより、支援が断片化するおそれや、多様な背景を有する被害者に対して支援が行き届きにくいといった課題も指摘されています。
 - 今後は、被害の早期把握と相談体制の強化を図るとともに、安全確保及び生活再建に向けた支援を実施し、あわせて、関係機関や地域との連携を一層強化し、DV被害者支援と児童虐待防止の取組みを一体的に進めていくことが重要です。
-

① 配偶者からの暴力の被害経験（男女別・被害経験内容別）

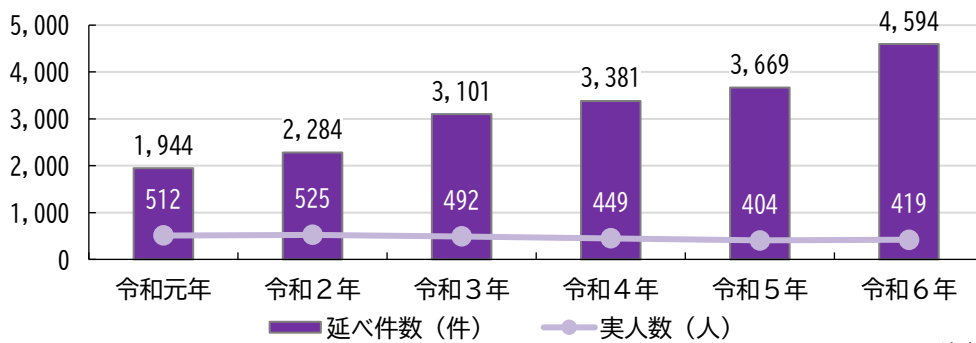


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、男女別・被害内容別の「配偶者からの暴力の被害経験」では、男女ともに「心理的攻撃」の被害が最も多く、かつ複数回にわたり受けている割合が高い傾向にあります。また、女性は男性に比べて「性的強要」の被害の割合が高くなっています。

心理的攻撃は外見上から把握しにくく、被害として認識されにくいことから、長期化・深刻化しやすい特徴があるとされています。さらに、性別によって被害の内容や傾向に違いがみられることから、被害実態に応じた支援及び啓発を推進する必要があります。

② 各総合支所子ども家庭支援センターにおけるDVの相談延べ件数・実人数の推移



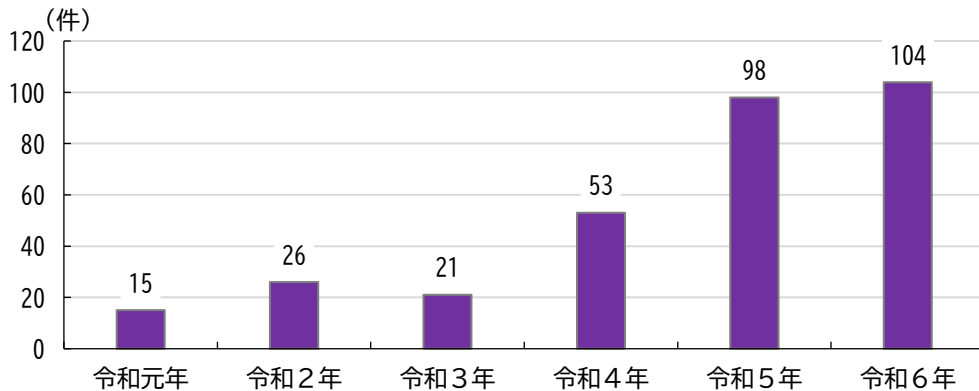
資料：世田谷区

区では、各総合支所の子ども家庭支援センターに女性相談支援員を配置し、DV相談として、支援対象者からの相談に対応しています。

各総合支所における延べ相談件数は、平成30年度までは概ね横ばいで推移していましたが、令和元年度以降は、増加傾向が続いています。一方で、相談実人数には大きな変化がみられないことから、継続的な支援を必要とするケースの増加が、延べ相談件数の増加につながっていると考えられます。

また、相談者に複雑な事象が生じる中で、一人の相談者に対して複数回の対応を行うケースが増加しています。今後も、相談者一人ひとりに寄り添った継続的かつ適切な支援の実施が求められます。

③ 世田谷区立男女共同参画センター（「らぷらす」）における男性相談の件数の推移

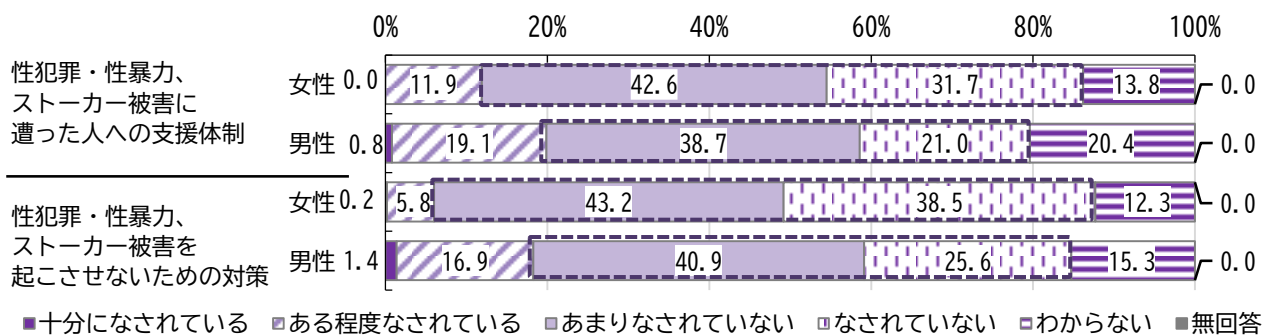


資料：世田谷区

男性相談の相談件数は増加傾向にあり、DVに関連すると考えられる相談も増加しています。

一方で、固定的性別役割分担意識や相談に対する心理的なハードルなどを背景に、男性は支援につながりにくい傾向があると指摘されています。実態に比して相談ニーズが十分に顕在化していない可能性が考えられます。こうした状況を踏まえ、男性が相談しやすい環境の整備を進めるとともに、効果的な周知方法や内容について検討を進める必要があります。

④ DV及び性暴力に関する人権問題に対する対応状況について（被害者支援、被害防止対策）



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DVや性暴力に対して対応がなされていない（あまりなされていない/なされていない）と考える人は半数を超えています。特に、「起こさせないための対策」については、女性は8割以上、男性は6割以上が「なされていない」と認識しており、未然防止の取組みが十分でないと感じられている状況がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、区が実施する取組みを継続するとともに、加害行為に関する正しい理解の促進や、各種支援・相談事業に関する情報が広く区民に行き渡るよう、周知・啓発の一層の強化を図る必要があります。

■施策の方向性■

1 ニーズに応じた相談事業の実施

DVに関する相談については、複合的な課題が絡み合う場合が多いことから、多様な悩みや状況に応じた相談事業を実施し、きめ細かい対応を図ります。

2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援

一時保護による安全確保から中長期的な生活再建に至るまで、被害者の状況に応じた総合的な支援を推進するとともに、関係各課や民間団体との連携を図ります。また、経済的に自立が困難な被害者や若年層、男性被害者など、多様な背景を有し複合的な困難さを抱える被害者に対して、きめ細かい支援の充実を図ります。さらに、一時避難にかかる宿泊費用の助成や加害者更正プログラム受講支援については、他自治体の取組状況を踏まえ、引き続き検討します。

3 関係機関との連携を通じた支援の充実

関係機関との連携により、複合的な課題を抱える被害者を早期に支援につなげるとともに、支援の充実を図ります。

4 被害者支援と児童虐待防止の連携

DVが生じている家庭では、面前DV等の児童虐待が併存する場合があるなど、密接に関連がみられることから、児童相談所や関係所管課等との連携を図ります。あわせて、被害者支援と児童虐待防止の取組みを相互に連携させ、被害の早期把握と切れ目のない支援につなげることで、一体的かつ効果的な支援を推進します。

■事業展開■

1 ニーズに応じた相談事業の実施

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 1-1 重点 | 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 女性相談支援員により、DV被害者の安全確保に必要な助言等、関係機関との連携等の支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談の実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 相談の実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 相談の実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | 継続実施 | | | | | | | | | |
| 1-2 | 女性のための悩みごと・DV相談の実施 男女共同参画センター「らぷらす」にて、女性が抱える人間関係や暴力・ハラスメントなどの様々な悩みについて相談事業を実施します。 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| 1-3 | 男性相談の実施 男女共同参画センター「らぷらす」にて、男性が抱える人間関係や生き方などの様々な悩みについて相談事業を実施します。 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|---------------------------|
| 1-4 | 家族関係、離婚、養子縁組、相続などに関する「家庭相談」の実施 | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| | 養育費、離婚、相続等、家庭生活の法律的な問題について、家庭相談員が相談に応じ、助言指導を行います。 | |
| 1-5 | 暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談 | 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| | 被害者のこころと身体の回復のための個別相談や関係機関連携で支援を行います。 | |
| 1-6 | 子どもの権利擁護機関「せたがやホッと」相談・救済事業 | 子ども・若者支援課 |
| | DV被害者と子どもの支援に関する制度、サービス等の情報提供、関係機関との連絡・調整を行います。 | |

2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|---|
| 2-1 | 配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施 | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| | 緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、一時保護を実施します。また、女性相談支援員が保護施設入所に必要な支援を行います。 | |
| 2-2 | 子ども家庭支援センターに支援 | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 |
| | シェルター等保護施設への同行支援、各手続きや受診等への同行支援、入所後の面接、関係者会議等を行います。 | |
| 2-3 | 情報連携の自動応答不可設定及びマイナポータルでの自己情報不開示設定の確実な運用 | マイナンバー担当課 |
| | 自治体間等におけるDV等被害者に関する情報連携の記録を保護するため、自動応答不可設定及び不開示設定の確実な運用を行います。 | |
| 2-4 | DV被害者への同行支援・同行警備の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、DV被害者の希望に応じて、同行支援(通訳同行を含む)・同行警備を実施します。 | |
| 2-5 | DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援) | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター 生活支援課 |
| | 女性相談支援員が、DV被害者の生活再建に向け必要な手続き等の情報提供や関係部署への連絡・調整等を行います。 | |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|------|---|--|
| 2-6 | 子ども家庭支援センターによる子育て支援 | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| | DV被害者と子どもの支援に関する制度、サービス等の情報提供、関係機関との連絡・調整を行います。 | |
| 2-7 | DV被害者に対する特例的な国民健康保険加入、資格確認書の交付 | 国保・年金課 |
| | 子ども家庭支援課等と連携し、必要に応じて国民健康保険への一時的な特例加入及び資格確認書の交付を行います。 | |
| 2-8 | 公営住宅への入居機会の提供 | 住宅課 |
| | DV被害者に公営住宅への入居機会を提供するため、じゅうフォメーションや区営住宅等の募集案内において情報提供を図ります。 | |
| 2-9 | 子どもの就学、転校の配慮 | 学務課 |
| | DV被害を理由に住民登録を行わず、区内に居住するDV被害者について、子どもの区立小・中学校への入学又は転校に関する相談を行います。 | |
| 2-10 | 住民基本台帳事務における支援措置に基づく住民票等の交付拒否による申出者等の保護 | 住民記録・戸籍課 各総合支所区民課 |
| | 住民基本台帳事務の支援措置を実施するとともに、支援措置情報の活用ガイドラインに基づき庁内連携を強化します。 | |

3 関係機関との連携を通じた支援の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------|
| 3-1 | 区職員向け「DV支援対象者対応職員ハンドブック」の配布 | 人権・男女共同参画課 |
| | 関係各課を中心として全庁に配布し、区職員のDV被害者対応力向上を図ります。 | |
| 3-2 | DV被害者支援団体連絡会の開催 | 人権・男女共同参画課 |
| | DV被害者の問題解決や自立支援の充実に向けて、DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を開催し、連携を強化します。 | |
| 3-3 | DV防止ネットワーク会議の開催 | 人権・男女共同参画課 |
| | 区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止、被害者の早期発見及び保護を目指すとともに、これらの問題に対する認識及び相互の連携を図ります。 | |
| 3-4 | DV被害者に対する啓発物の充実、日本年金機構との連携 | 国保・年金課 |
| | 日本年金機構の配偶者・親族からの暴力被害者の秘密保持の申出等の制度に関し、対象者に窓口で資料を配り情報提供します。 | |

4 被害者支援と児童虐待防止の連携

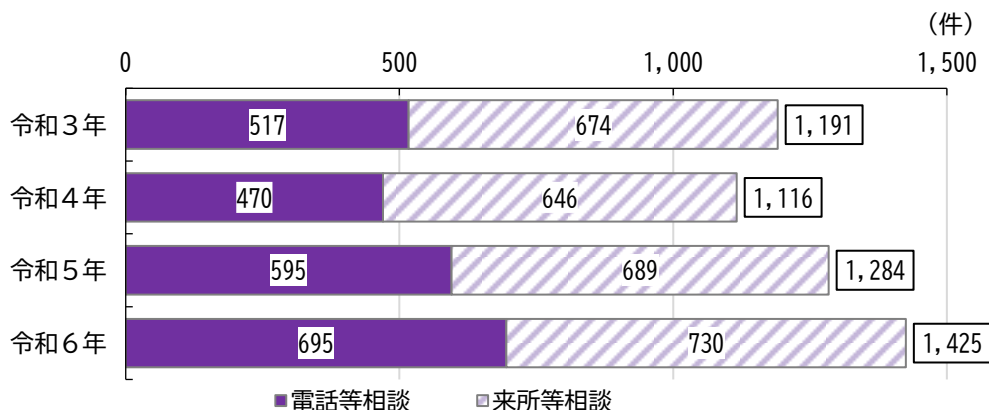
| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|-----------------|------|------|------|------|------|--|
| 4-1 | 配偶者暴力相談支援センター機能と子ども家庭支援センター・児童相談所のケース対応における連携 | 人権・男女共同参画課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 児童相談支援課 児童相談所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子ども家庭支援課、児童相談所で児童虐待相談やDV相談を受けた場合、両者の係属状況を確認の上、必要に応じて連携して子どもや家庭への支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-2 重点 | DV被害者支援と児童虐待防止に携わる官民組織の連携 | 人権・男女共同参画課 児童相談支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議」と「世田谷区要保護児童支援全区協議会」を一体的に開催し、情報共有と連携のための知識習得を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>官民組織の連携団体数</td> <td>●●団体 (令和8年度)</td> <td>●●団体</td> <td>●●団体</td> <td>●●団体</td> <td>●●団体</td> <td>●●団体</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 官民組織の連携団体数 | ●●団体 (令和8年度) | ●●団体 | ●●団体 | ●●団体 | ●●団体 | ●●団体 | |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | | |
| 官民組織の連携団体数 | ●●団体 (令和8年度) | ●●団体 | ●●団体 | ●●団体 | ●●団体 | ●●団体 | | | | | | | | | | |
| 4-3 | DV被害者支援と児童虐待防止に関する広報・周知の一体的展開 | 人権・男女共同参画課 児童相談支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 児童虐待防止と女性に対する暴力を防止する運動の一体的な広報・周知を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | |

課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実

■現状と課題■

- 女性は社会において依然として困難な状況に置かれる場合が多いです。社会情勢の変化に伴い、高齢化や単独世帯の増加、就労環境や生活上の課題の多様化が進む中、特に貧困に陥りやすい高齢女性やひとり親家庭、若年女性など、複合的な困難を抱える女性の増加が指摘されています。
- 労働の面では、正社員・正職員であっても女性の賃金は男性の水準に比べて低く、日本における男女間の賃金格差は国際的に見て大きい状況にあります。また、身体的な面では、月経、妊娠、出産等に伴う課題が女性に生じやすく、これらが就労や日常生活に影響を及ぼす場合があります。さらに、DV、性暴力、性的虐待については男性も被害に遭うものの、女性の方がより多くの被害に遭っていることが指摘されています。
- こうした状況を踏まえ、国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定し、令和6年4月に施行しました。区では、同法に基づき令和7年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本的方針」という。）」を策定し、方針を踏まえた取組みを推進しています。
- 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、複数の課題が複雑に関連するケースが多く、一体的かつ包括的な支援が必要となります。このため、女性相談支援員の体制強化や人材育成による支援機能の充実が重要です。また、障害、高齢、生活困窮、児童福祉などの分野と連携した支援が求められることから、庁内連携の強化に加え、独自性や柔軟性を有する民間団体との連携を促進し、多様なニーズに対応した支援を実施していく必要があります。

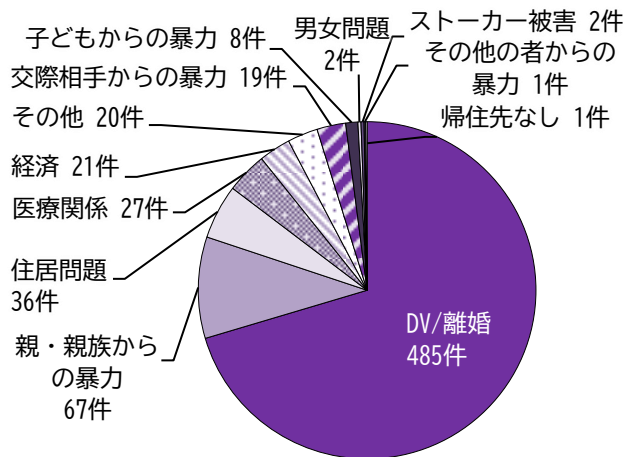
① 各総合支所子ども家庭支援センターにおける女性相談の実件数の推移



資料：世田谷区

女性相談件数の推移を相談手段別に見ると、令和4年度以降、「電話等相談」「来所等相談」とともに増加傾向にあります。また、来所による相談の多くは、DVや「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力に関する内容が占めており、暴力に関する相談が主要な課題となっている状況がうかがえます。

② 女性相談で受け付けた相談内容



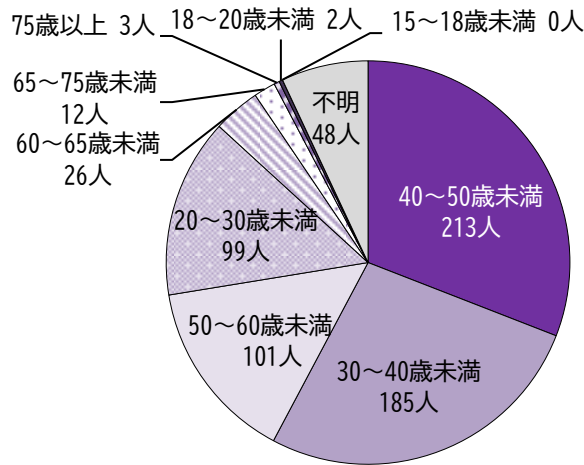
資料：世田谷区

相談内容の傾向として、相談者がそれまでの生活を手放すことへの強い不安感から、避難するという選択をしないまま、ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続する事案も見られ、DVサバイバー*やACEサバイバー*となる人も一定数存在しています。こうした状況を背景に、相談者の抱える課題やニーズは複合的かつ多様化しており、女性相談支援員には専門性と対応力が求められ、業務における難易度が高まっている状況にあります。

*DVサバイバー：配偶者や恋人等からの身体的・精神的・性的暴力（DV）の被害者であり、その過酷な状況を生き抜く力強い人々のこと。

*ACEサバイバー：幼少期に虐待やネグレクト、家庭問題（家族の精神疾患、親の離別やDV等）など、深刻な体験をしながら、その過酷な状況を生き抜いた人々のこと。

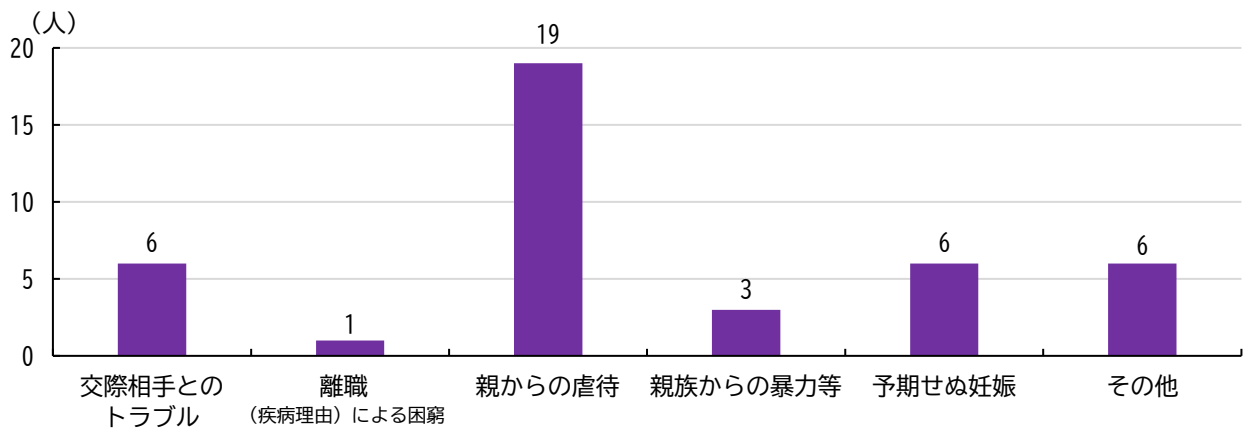
③ 女性相談の来所者の年代



資料：世田谷区

来所者の年代をみると、30代～40代の子育て中の女性からの相談が多くなっています。特に、子育て中の女性からのDV相談等の場合は、同伴児童への面前DV等の虐待も生じている可能性があることから、迅速な対応が求められます。

④ 若年女性相談者の背景課題



資料：世田谷区

若年女性の中には、「予期せぬ妊娠」により妊娠・出産に関する問題への対応が困難な状況に陥り、民間の支援団体への相談を契機として行政の支援につながる相談者もいます。若年女性を支援していく上で、相談から支援へ円滑に移行し、継続的な支援を確保する支援団体との観点から民間支援団体との連携が重要となっています。

■施策の方向性■

1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実

女性相談支援員の専門性及び対応力の向上に向け、研修を体系化するとともに、主任級及び統括級の設置により体制の強化を図ります。あわせて、相談窓口に関する積極的な情報発信を行い、支援の充実を推進します。

2 居場所の創出と生活力の向上支援

若年女性については、相談窓口や福祉的支援につながりにくい現状を踏まえ、身近な場所で安心して関われる「居場所」づくりを通じて、早期に相談や支援につながる入口の拡充を図ります。また、中年層単身女性については、雇用・収入面の不安や年金問題、社会的孤立など複合的な課題を抱えやすいことから、情報へのアクセスや人とのつながりを支える環境整備を進めるとともに、居場所等の充実を図ります。これらの取組みを進めるにあたり、男女共同参画センター「らぷらす」における事業を推進するとともに、民間団体等との連携・協働による社会資源の創出を図り、支援体制の強化を進めます。

3 関係機関や民間団体との連携

行政による支援のみでは十分に対応が困難な、訪問、巡回、居場所の提供、関係機関への同行支援等のアウトリーチ型の支援を推進するため、関係機関や民間団体との連携の強化を図ります。

■事業展開■

1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|---------------|----|----|----|----|----|--|
| 1-1 重点 | 女性相談窓口の案内及び周知強化 | 人権・男女共同参画課 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 困難な問題を抱える女性が相談に繋がるよう、相談窓口の積極的な周知を進めます。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議・イベント等参加回数</td> <td>3回 (令和8年度)</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 会議・イベント等参加回数 | 3回 (令和8年度) | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | | |
| 会議・イベント等参加回数 | 3回 (令和8年度) | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | | | | | | | | | | |
| 1-2 | 相談の充実に向けた体制整備 DV対応を専門とする弁護士を配置し、法的な知見からの助言を得ることにより、相談体制の充実を図ります。 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-3 | 女性のためのサポートブックの配布 女性が社会生活を営む上で抱えている様々な問題について、相談できる窓口を掲載したサポートブックを活用し、周知・啓発を図ります。 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 1-4 | 女性相談支援員のスキル向上 研修プログラムを体系化するとともに、キャリアラダーを構築していくための研修カリキュラムを作成し、スキル向上を図ります。 | 人権・男女共同参画課 |
| 1-5 | 主任・統括職のあり方検討 女性相談支援員の選任化に伴い、より専門性に応じた職(統括職)を設置します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 1-6 | 支援調整会議(実務者会議・個別ケース検討会議)の連携を通じた質の向上 法律に基づき設置する支援調整会議(実務者会議、個別ケース検討会議)において、支援について庁内横断的に検討し、質の向上を図ります。 | 人権・男女共同参画課 |

2 居場所の創出と生活力の向上支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 2-1 | 若年女性に対する居場所事業の充実 若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所の充実を図ります。 | 子ども・若者支援課 |
| 2-2 | 中年層単身女性を対象とした居場所事業の充実や情報提供 男女共同参画センター「らぷらす」において、中年層単身女性を対象とした居場所事業を実施するとともに、様々な情報提供を行います。 | 人権・男女共同参画課 |

3 関係機関や民間団体との連携

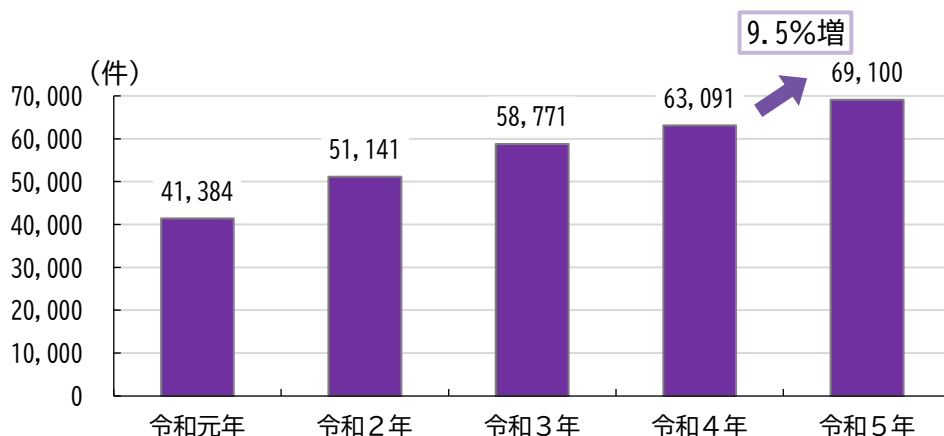
| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|--|
| 3-1 | 支援調整会議(代表者会議・幹事会)の開催 | 人権・男女共同参画課 |
| | 関係機関や民間団体等を交えた支援調整会議で情報の共有を図るとともに、より深い議論ができるよう幹事会を開催します。 | |
| 3-2 | 若年女性に対する官民の女性相談・支援機関等と協働した支援の実施 | 人権・男女共同参画課 子ども・若者支援課 |
| | 民間団体等との連携による支援を進めます。 | |
| 3-3 | 中年層単身女性に対する地域団体との連携支援 | 人権・男女共同参画課 |
| | 地域団体との連携による中年層単身女性への支援を行います。 | |
| 3-4 | 就労支援の現場、福祉所管、男女共同参画センター「らぷらす」の連携強化 | 人権・男女共同参画課 工業・建設業・雇用促進課 生活福祉課 保健福祉政策課 |
| | 就労支援に関して、関係所管・関係機関等が連携できるよう、機会の創出を図ります。 | |
| 3-5 | 民間団体との連携・協働 | 各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 人権・男女共同参画課 |
| | 包括的な支援のため、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法を確立します。 | |
| 3-6 | 居住支援法人やURとの連携による住まい等の創出 | 人権・男女共同参画課 居住支援課 |
| | 困難な問題を抱える若年女性や中年層単身女性などへ居場所や住まいの創出にあたり、URとの連携について検討します。 | |

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

■現状と課題■

- 性犯罪・性暴力は、年齢や性別、配偶者・パートナーの有無にかかわらず、誰にでも起こり得る重大な人権侵害です。しかし、被害内容の性質や被害を周囲に知られることへの不安等から、相談につながりにくい傾向があり、被害者に対する偏見や誤解も依然として存在しています。
- 国では、令和5年に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を策定し、令和5年度から令和7年度までを「更なる集中強化期間」として取組みを推進しています。さらに、あわせて、同年の刑法改正等による「性犯罪に対処するための刑事法」の整備、「こども性暴力防止法」の公布（令和8年12月施行）など、制度面の強化が図られています。
- 東京都では、被害直後からの総合的な支援体制として、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力救援センター・SARC 東京」を設置しています。被害者が安心して相談でき、適切な支援につながるためには、これらの周知に加え、プライバシーの保護や二次被害の防止が重要です。
- 区では、令和7年に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」及び運用方針を制定し、庁内や関係機関と連携しながら、相談支援、経済支援、居住支援、日常生活支援等を実施し、犯罪被害者等の早期回復と生活再建に向けた支援を行っています。条例制定後は、「世田谷区犯罪被害者等相談窓口」の相談件数は増加傾向にあり、特に性被害・性犯罪については、医療機関の受診や警察との連携を含めた迅速かつ適切な対応の重要性が高まっています。
- 被害者が必要な支援につながる過程では、医療、警察、福祉、民間支援団体など、複数の機関が関わることから、連携強化が重要です。あわせて、被害直後から速やかに医療につながる体制の整備を進めるとともに、国や都との連携のもと、医療機関等の協力を得ながら、地域における切れ目のない支援体制を構築していくことが重要です。
- 今後は、性被害を「相談してもよい問題」と捉える社会の意識を醸成し、性別を問わず相談しやすい環境整備を推進するため、周知・啓発が求められます。その上で、相談窓口の周知と被害者支援の充実、国・都及び関係機関との連携強化を一体的に進め、性犯罪・性暴力の防止と被害者の尊厳を守る支援体制の充実を図ることが求められます。

① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移

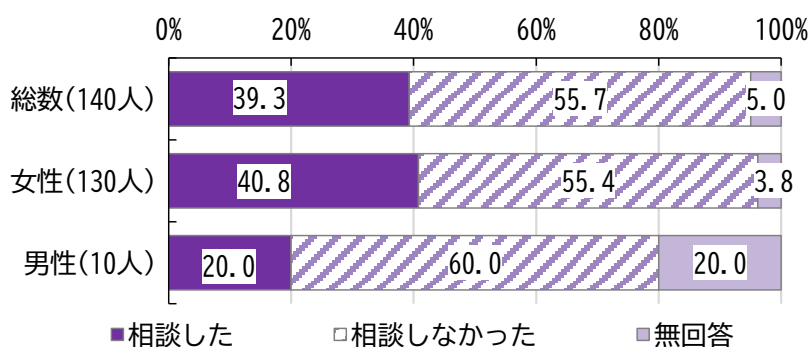


資料：内閣府男女共同参画局資料

性犯罪・性暴力の被害者を適切な支援に繋げることが重要であることから、被害直後から総合的な支援を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が各都道府県に設置されています。東京都では「性暴力救援センター・SARC東京」がその役割を担っています。

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加し、令和5年度は前年度比9.5%増となっています（11月を除き、前年同月を上回る水準で推移）。相談件数の増加は、支援体制の周知の進展や、相談しやすい環境の整備が進んでいる側面がある一方で、性犯罪・性暴力が依然として社会に根強く存在している実態も示しているものと考えられます。

② 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

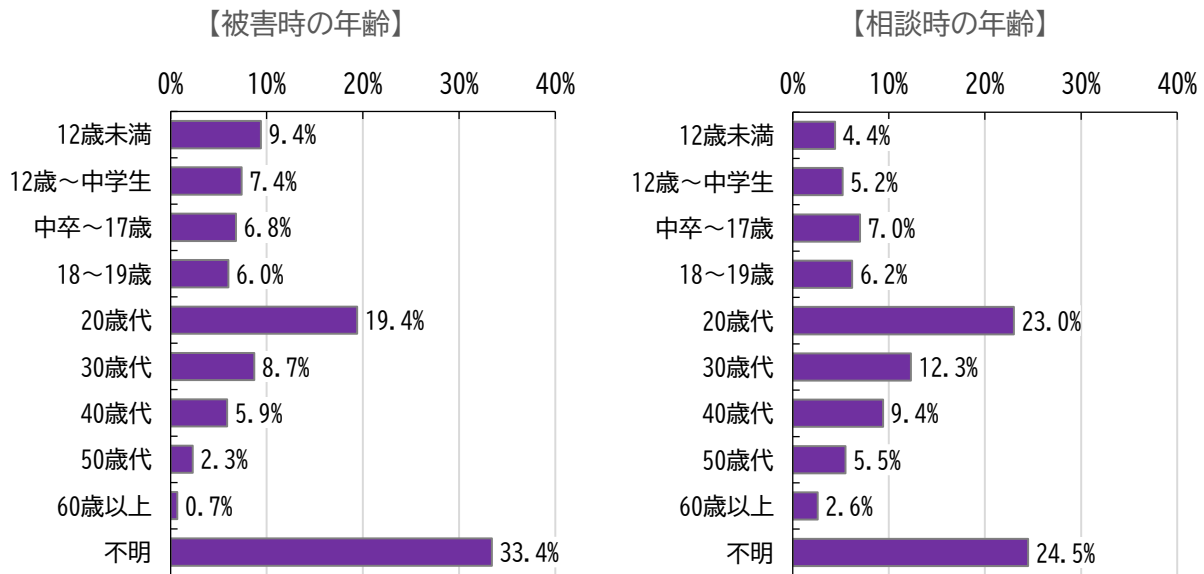


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5(2023)年度）

内閣府の調査によると、被害を受けた人（総数）の55.7%がどこにも相談しておらず、性別で見ると女性の55.4%、男性の60.0%が未相談です。このことから、男性の方が相談につながりにくい傾向がみられます。

また、内閣府がワンストップ支援センターに実施したヒアリング調査によると、男性は被害によるショックや羞恥心、自責感が強いことに加え、被害を他者に話すことへの抵抗感や、相談内容が周囲に知られることへの不安が大きいとされています。このため、支援につながりにくい事案が複数報告されています。

③ 電話相談における被害時と相談時の年齢

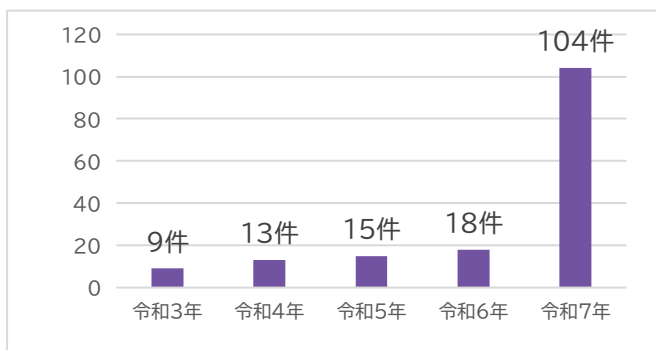


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

電話相談における中学生以下の割合を「被害時の年齢」と「相談時の年齢」で比較すると、相談時の年齢の方が高く、低年齢期に性暴力被害に遭った場合でも、ワンストップ支援センターにつながりにくく、中学卒業以降になってから相談に至る事案が多いことが見られます。

低年齢期では、被害が性暴力であるとの認識が難しいことや、身近な大人によるグルーミングによって、関係性の中で心理的支配が段階的に形成されることから、被害を被害として認識しされにくい状況があります。そのため、被害が潜在化し、長期化・深刻化しやすい傾向が指摘されています。

④ 世田谷区犯罪被害者等相談窓口における性犯罪・性被害に関する延べ相談件数



資料：世田谷区

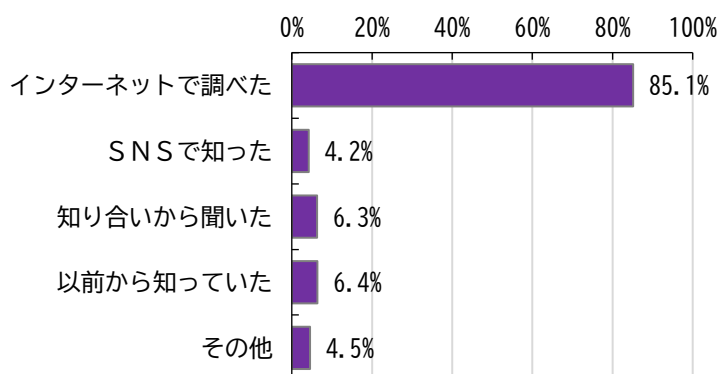
世田谷区では、犯罪被害者等が速やかに安全で安心な生活を取り戻せるよう、令和7年4月1日に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」及び運用方針を施行し、早期回復と生活再建に向けた支援を推進しています。

これに伴い、相談窓口への相談件数は増加傾向にあり、特に性被害・性犯罪については、医療機関や警察との連携を要する緊急性の高い事案への迅速かつ適切な対応が求められています。

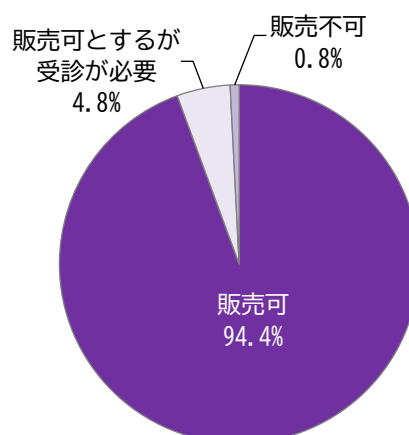
今後は、相談窓口の周知に加え、性被害を相談することができる課題として捉える社会の認識を醸成し、性別を問わず相談しやすい環境の整備を推進する必要があります。

⑤ 緊急避妊薬へのアクセス改善と性犯罪・性被害者への支援

(全国) 薬局で購入できることをどこで知りましたか
(n=6,420)



(全国) 薬局での販売可否判断の結果
(n=6,813)



資料：公益社団法人日本薬剤師会 令和6年度厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事業
緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業 報告書

性暴力被害に遭った場合、速やかに緊急避妊へアクセスできることが重要です。しかし、産婦人科の受診に対する心理的なハードルの高さや、デートレイプ等の被害時には相談自体が難しいことから、必要な支援につながりにくいという課題が指摘されてきました。

こうした課題を踏まえ、厚生労働省は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和5年3月改訂）において、一定の要件のもと、初診からのオンライン診療による緊急避妊への対応を認めるなど、制度の柔軟化が進められています。

さらに、令和7年10月には日本で初めて薬局販売（OTC化）が承認され、アクセス向上の取組みが進展しています。

「緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査」によると、試験販売の購入者の8割以上がインターネットで情報を得ており、また購入希望者の約9割が販売可とされていることから、入手のハードルは着実に低下していることが分かります。

このように、緊急避妊薬へのアクセス環境が改善する中、性犯罪・性被害に遭った方による需要の高まりも想定されます。区では緊急避妊薬を購入した場合の費用を助成することにより、被害者支援の一層の充実を図っています。

■施策の方向性■

1 相談窓口の周知と被害者支援

性犯罪被害については、「恥ずかしくて誰にも言えない」「自分が我慢すればよい」「信じてもらえないかもしれない」等の理由により、相談をためらうケースが見られます。そのため、被害発生時に速やかに相談につながるよう、相談窓口に関する周知・啓発を一層推進します。

あわせて、犯罪被害者等相談窓口を中心に相談対応を行い、被害者の早期回復及び生活再建に向けた支援を推進します。

2 国や都、関係機関との連携

性犯罪被害を受けた方が速やかに医療機関を受診できるよう、緊急避妊薬の購入等に関する支援を含め、区内の医療機関及び関係機関との連携を強化します。また、国の啓発事業や東京都の支援を活用しながら、多面的な支援を推進します。

■事業展開■

1 相談窓口の周知と被害者支援

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | |
|-----|--|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1-1 | 犯罪被害者等相談窓口における支援 | 人権・男女共同参画課 | | | | | |
| | 性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの相談により、経済的支援や日常生活の支援等、必要な支援を実施します。 | | | | | | |
| 1-2 | 犯罪被害者等相談窓口や支援策の周知 | 人権・男女共同参画課 | | | | | |
| | 犯罪被害者等相談窓口や支援策について、関係機関との連携や様々なイベント等の機会を通じて、周知を図ります。 | | | | | | |
| 重点 | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
| | 会議・イベント等参加回数 | 2回 (令和8年度) | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

2 国や都、関係機関との連携

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 2-1 | 「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせた普及啓発 | 人権・男女共同参画課 |
| | 「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、ポスター掲示やチラシ配布等の周知・啓発を行います。 | |
| 2-2 | 関係機関との連携による情報共有と支援等の充実 | 人権・男女共同参画課 |
| | 被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC東京、区内警察署等との連携により、相互に情報共有を行うとともに、支援の充実と相談員のスキルアップを図ります。 | |

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって
生きることができる社会の推進

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

- ◇世田谷区基本構想のビジョンに掲げるように「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ためには、多様な背景や立場への理解と相互の尊重が重要です。
- ◇区では平成30年に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、取組みを推進しています。また、国においては、令和5年に「LGBT理解増進法」が制定するなど、関連施策が進められています。
- ◇法制度を踏まえ、性的マイノリティの抱える課題への理解促進及び支援を進め、人権が尊重される社会の実現を目指します。
- ◇ジェンダー平等社会の形成にあたっては、身体的性差に対する理解が重要であることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」*の視点を踏まえ、生涯を通じた心身の健康に関する理解と支援を推進し、性差を相互に尊重し合える社会を目指します。

課題・施策の体系

| 課 題 | 施 策 |
|--|---|
| 課題9 性の多様性に関する理解促進と 性的マイノリティへの支援 | 1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 3 安心して働くための事業者への啓発 4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み 6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実 |
| 課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康/権利）の 理解促進 | 1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み |
| 課題11 性差に応じたところと身体の 健康支援 | 1 多様なライフデザインを描くための健康支援 2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の推進 |

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産・避妊・性感染症など、性や生殖に関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、自分自身で意思決定できる権利のこと。

現状把握指標

| 指標名 | 令和8年度 |
|-------------------------------|-------|
| 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合 | 今年度取得 |

成果指標

| 課題 | 指標名 | 現状値 | 最終目標値 |
|----|------------------------------|-------------------|--------|
| | | | 令和13年度 |
| 9 | 性の多様性を尊重することが必要であると理解した人の割合 | 今年度取得 | 調整中 |
| 9 | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度 | 19.0% (令和6年度) | 30.0% |
| 10 | こころとからだ、性の健康について理解できたと回答した人数 | 2,167人 (令和7年度) | 2,150人 |
| 11 | 子宮がん・乳がん検診の受診率 | 子宮がん | 子宮がん |
| | | R8.9以降 (令和7年度) | 60.0% |
| | | 乳がん | 乳がん |
| | | R8.9以降 (令和7年度) | 60.0% |

重点事業

| 課題 | 事業名 | 掲載ページ |
|------|-------------------------|-------|
| 課題9 | 多様な性に対する理解促進の周知・強化 | p.103 |
| 課題9 | 「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の開催 | p.103 |
| 課題10 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 | p.108 |
| 課題11 | 区施設への生理用品の設置 | p.118 |

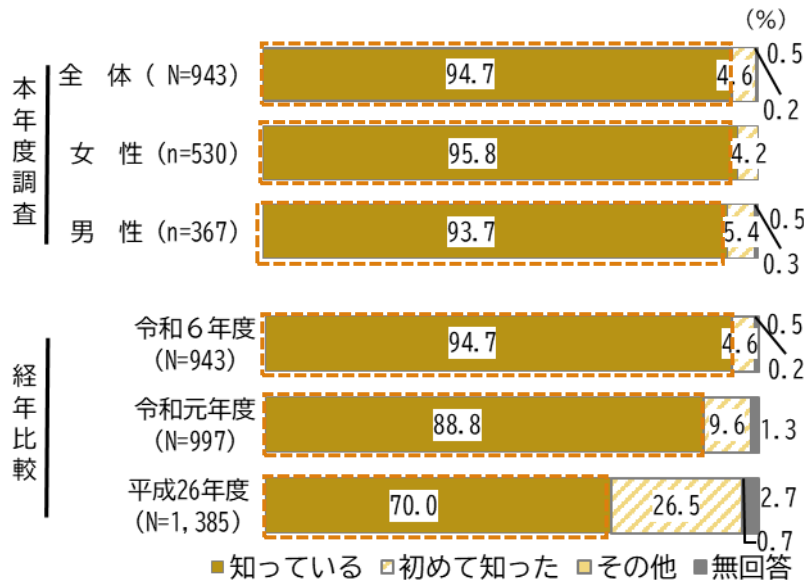
課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

■現状と課題■

- 区では、平成30年に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、「全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる」「全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる」「全ての人々が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う」の3つの理念を掲げ、施策を推進しています。
- また、区では渋谷区とともに全国に先駆けて「世田谷区パートナーシップ宣誓」を開始しており、この宣誓の取組みは全国に広がりを見せています。さらに、令和4年11月からは、性的マイノリティの子どもや親を含めた「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」*へと取組みを拡充し、理解促進を図っています。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると「性的マイノリティという言葉の認知」は、前々回調査の約70%、前回調査の約89%に続き、今回調査では約95%に達しており、区民の理解は着実に進んでいます。
- 一方で、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」といった誤った認識は56.5%と依然として高い割合にあり、引き続き周知・啓発の必要性が見られます。
- 今後も、多様な性のあり方への理解を促進するため、区民、事業者に向けて効果的な啓発を推進するとともに、特に子ども・若者への啓発を継続的に行い、地域全体の意識の醸成を図る必要があります。あわせて性的マイノリティが安心して生活し、働くことができる環境づくりを進めるとともに、直面する困難さの軽減・解消に向けた取組みを一層推進していくことが求められます。

*世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓：双方または一方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーであることを宣誓する「パートナーシップ宣誓」とカップルの子どもや親を含め宣誓する「ファミリーシップ宣誓」の総称。

①-1 性的マイノリティという言葉の認知

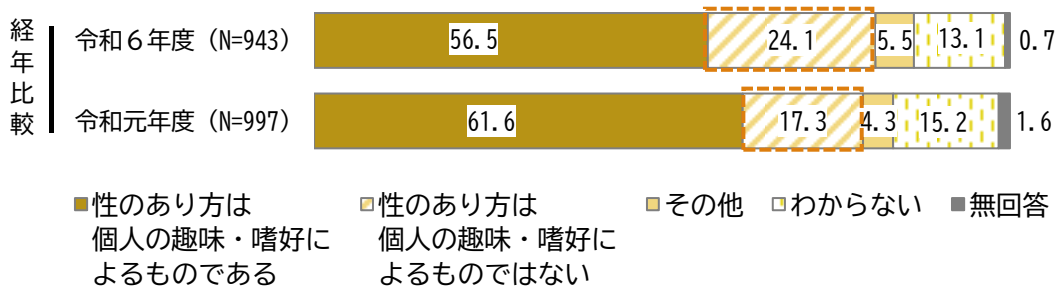


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「性的マイノリティという言葉の認知」は、94.7%と高い水準にあり、女性（95.8%）は男性（93.7%）を上回っています。

また、過去の同調査をみると、平成26年度の70.0%から令和元年度は88.8%、令和6年では94.7%と推移しており、認知度は着実に向上しています。

①-2 性のあり方に関する意見

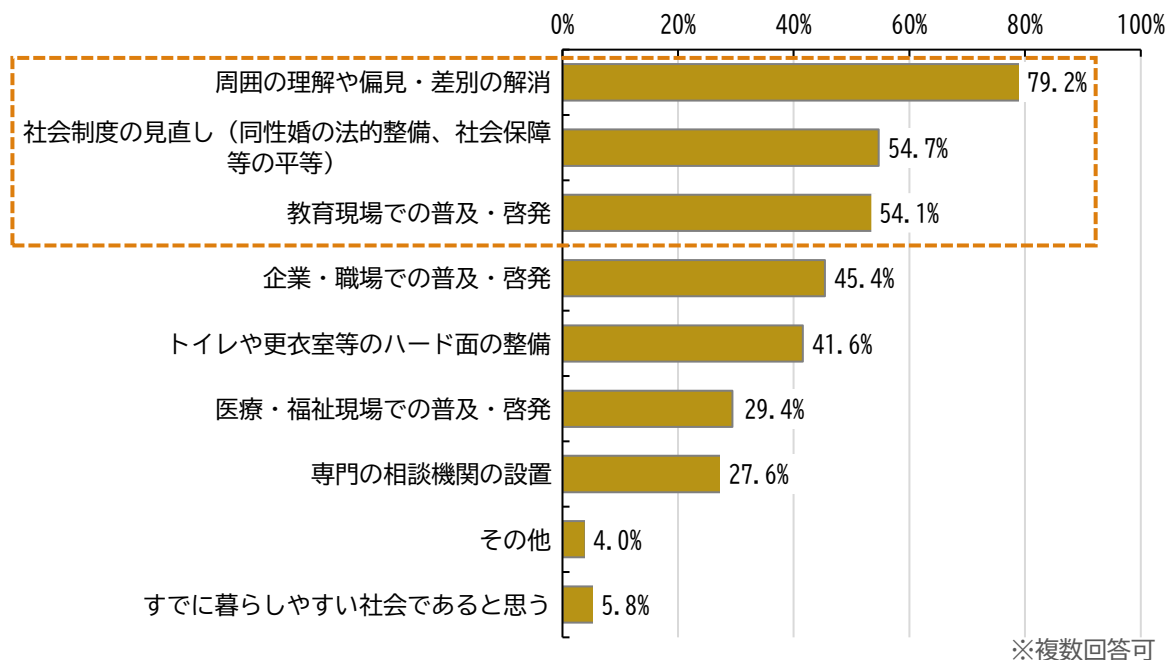


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「性のあり方に関する意見」について、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」という誤った認識が56.5%と、依然として5割以上を占めており、継続的な理解促進が必要です。

一方、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」は24.1%で3割には満たないものの、令和元年の17.3%からは約7ポイント増加しており、理解の進展も見られます。

② 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと

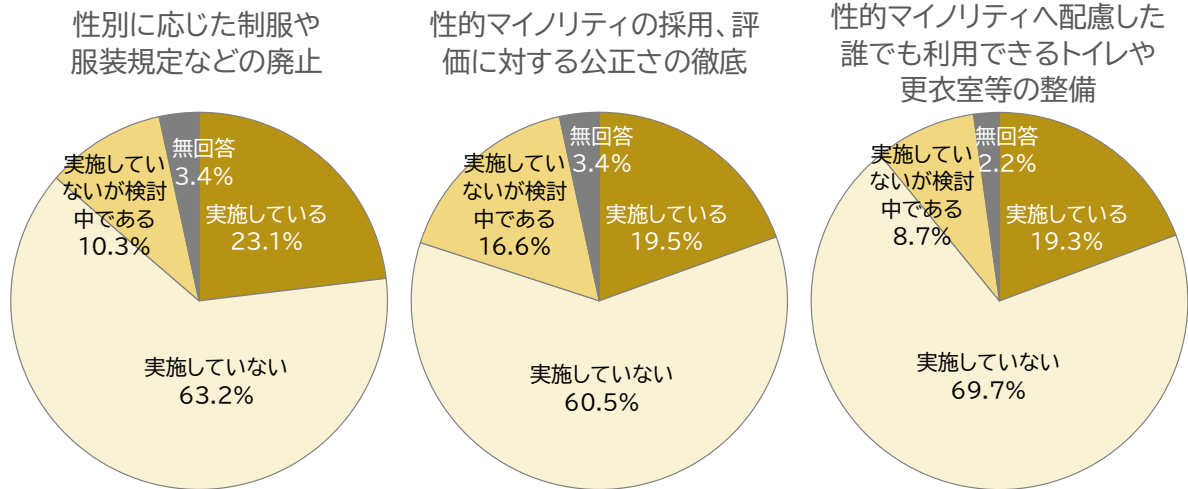


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」によると、「性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと」について、「周囲の理解や偏見・差別の解消」が最も多く79.2%となっています。区民一人ひとりの意識の変容を促す取り組みの推進が重要と考えられます。

また、「社会制度の見直し」「教育現場での普及・啓発」についても5割を超えており、法制度や社会制度の整備に加え、人格形成期にある若年層への働きかけとして、学校教育における取り組みの重要性が認識されています。

③ 職場において、性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「職場において性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか」については、上記3つの項目について、「実施している」の回答が一定数見られます。

一方で、「実施していない」とする回答はいずれも6割以上を占めており、事業者の取組みは十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

性的マイノリティへの支援を推進するためには、事業者の理解と協力が不可欠であることから、区内事業者の状況を踏まえつつ、取組みの促進に向けてより一層の働きかけが必要です。

■施策の方向性■

1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、性の多様性への理解促進に取り組めます。リーフレット、SNS等様々な媒体を活用した周知・啓発により、地域における理解促進を図り、ALL Y*の広がりを促進します。

2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発

子ども・若者が差別や偏見なく多様な性を尊重できるよう、リーフレットの配布や各種媒体を活用した周知・啓発を図ります。また、年齢や発達段階に応じた手法により理解促進を図ります。

3 安心して働くための事業者への啓発

区内事業者に対し、性的マイノリティへの理解促進を図るとともに、従業員や顧客に対する適切な配慮を促します。また、就労環境やサービス提供においても性的マイノリティの視点を反映するよう、周知・啓発を図ります。

加えて、採用活動の場面でのソジ・ハラスメント*についても防止を呼びかけます。

4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み

防災分野においては、「地域防災計画」に基づき、避難所運営や災害対応に性的マイノリティの視点を反映するとともに、災害時に安心して過ごせる環境整備を推進します。あわせて、医療・福祉分野においても、「保健医療福祉総合計画」の理念等を踏まえ、性的マイノリティに配慮した取組みを推進します。

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み

多様な性及び多様な家族のあり方を尊重し、地域で安心して暮らしていけるよう、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を継続して実施し、認知度向上を図ります。

6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

性的マイノリティが抱える困難さの軽減・解消に向け、相談や交流の場の充実を図ります。

*ALLY (アライ)：性的マイノリティの方々への理解を深め、立場を尊重する人のこと。

*ソジ・ハラスメント：性的指向や性自認に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせをする行為。

■事業展開■

1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1-1 重点 | 多様な性に対する理解促進の周知・強化 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った当事者へのインタビュー動画や「性の多様性HAND BOOK」等を活用し、様々なイベント等の機会を通じ、理解促進を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・イベント等参加回数</td> <td>12回 (令和7年度)</td> <td>13回</td> <td>14回</td> <td>14回</td> <td>14回</td> <td>14回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 研修・イベント等参加回数 | 12回 (令和7年度) | 13回 | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 研修・イベント等参加回数 | 12回 (令和7年度) | 13回 | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 | | | | | | | | | |
| 1-2 重点 | 「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の開催 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」にて、性の多様性について知り、考える講演会として、「セクシュアル・マイノリティフォーラム」を開催します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の実施回数</td> <td>1回 (令和8年度)</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の実施回数 | 1回 (令和8年度) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の実施回数 | 1回 (令和8年度) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | | | | | | | | | |
| 1-3 | 多様な性への理解促進に関する講座の実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| 男女共同参画センター「らぷらす」にて、性の多様性に関する基礎知識を習得し、理解促進を図るための講座を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | |

2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発

| No. | 事業名 | 担当課 |
|--|----------------------------|------------|
| 2-1 | 実践的な人権教育の計画的な実施 | 教育指導課 |
| 全校が作成する人権教育全体計画に人権課題として、性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ります。 | | |
| 2-2 | 性的マイノリティの理解の授業のための教材の作成・活用 | 教育指導課 |
| 世田谷区人権教育推進委員会において、実践事例を集め、検討を行い、全校が使用できる教材を作成するとともに、活用します。 | | |
| 2-3 | 小学校高学年向けリーフレットの配布 | 人権・男女共同参画課 |
| 区立小学校高学年を対象にリーフレットを配布し、多様なあり方に対する理解促進を図ります。 | | |

3 安心して働くための事業者への啓発

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|--------------|
| 3-1 | 区内企業向け定着促進研修の実施 | 工業・建設業・雇用促進課 |
| | 定着率を向上させるために、支援を希望する区内中小企業等に対し、社員向け研修や企業等向けのコンサルティング等を行い、若手社員の基礎的能力向上や社内環境の整備を支援します。 | |
| 3-2 | 事業者向けリーフレットの配布 | 人権・男女共同参画課 |
| | 事業者の性的マイノリティ等多様な性への適切な配慮の指針となるリーフレットにより、事業者の取組みを支援するとともに、理解促進を図ります。 | |

4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|-----------|
| 4-1 | 地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ | 災害対策課 |
| | 災害時における多様性への配慮やその対応等の理解、避難所生活における配慮等の検討を地域防災計画に位置付け、取組みを推進します。 | |
| 4-2 | 住まいの確保の支援 | 住宅課 |
| | 区営・区立住宅について、同性カップルを入居対象者とし、住まいの確保を支援します。 | |
| 4-3 | 世田谷区福祉人材育成研修センターでの研修による理解促進 | 保健医療福祉推進課 |
| | 世田谷区福祉人材育成研修センターにて、様々な研修を実施し、性的マイノリティ等多様な性に対する理解促進を図ります。 | |

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 5-1 | 世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み | 人権・男女共同参画課 |
| | 世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を実施し、パートナーや家族の多様なあり方を受け止め、尊重します。 | |
| 5-2 | 世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ | 人権・男女共同参画課 |
| | 区内医師会や不動産業者等に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組みに対する協力について、働きかけを行います。 | |

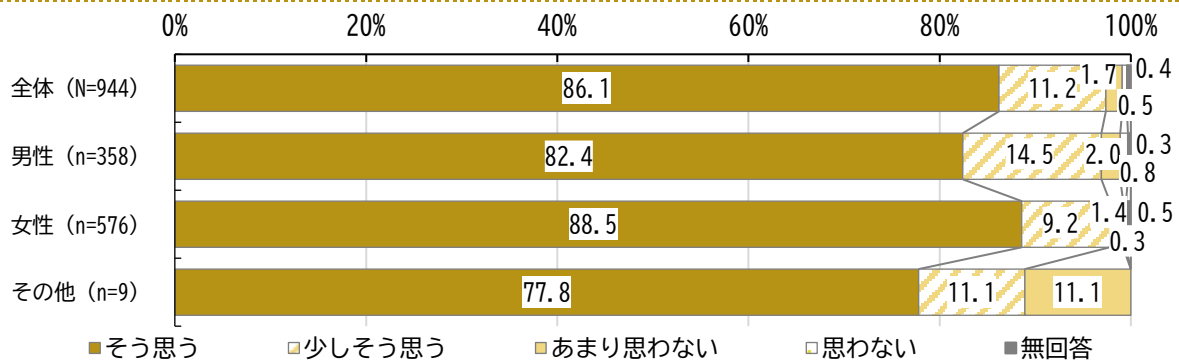
6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------|
| 6-1 | 性的マイノリティに関する相談の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター「らぶらす」にて、「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談」を実施します。 | |
| 6-2 | 性的マイノリティに関する居場所事業の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター「らぶらす」にて、「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース」を実施します。 | |
| 6-3 | 民間賃貸住宅の空き室情報の提供 | 居住支援課 |
| | LGBTQの方等を対象に民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、住まい探しを支援します。 | |

課題 10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進**■現状と課題■**

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)は、1994年にエジプトのカイロで開催された「国際人口・開発会議（ICPD）」において提唱されました。
- この概念は、一人ひとりが適切な知識と自己決定権を持ち、自分の意思で必要なヘルスケアを受けることができ、自らの尊厳と健康を守れることをいいます。いつ何人子どもを産むのか産まないのかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれます。こうした理解は、思春期の段階から促進していくことが重要です。
- 「思春期世代等に対するところとからだのアンケート」によると、自分の身体を大切にしようとする意識は全体として高い一方で、そう感じていない人も一定数存在しており、身体を大切にしたいという意識が十分でない層も含め、すべての人が自らの身体を大切にしようとする意識をもち、行動につなげられるよう支援していく必要があります。
- 「思春期世代等に対するところとからだのアンケート」によると、性感染症や妊娠に関する情報を知る手段としてインターネットで調べる」との回答が最も高い割合を占めています。インターネットは身近で利便性の高い情報源である一方で、掲載されている情報の正確性や信頼性に差があり、必要な情報に適切にアクセスすることが難しい可能性もあると考えられるため、思春期世代が正しい知識や安全な相談先を知ること、適切な判断・行動がとれるようする必要があります。
- また、性に関する知識や情報は、思春期に限定されるものではなく、生涯を通じて必要とされるものです。このため、年齢やライフステージに応じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と実現に向けた取組みを推進していくことが求められます。

①-1 自分の体や健康に対する考え方

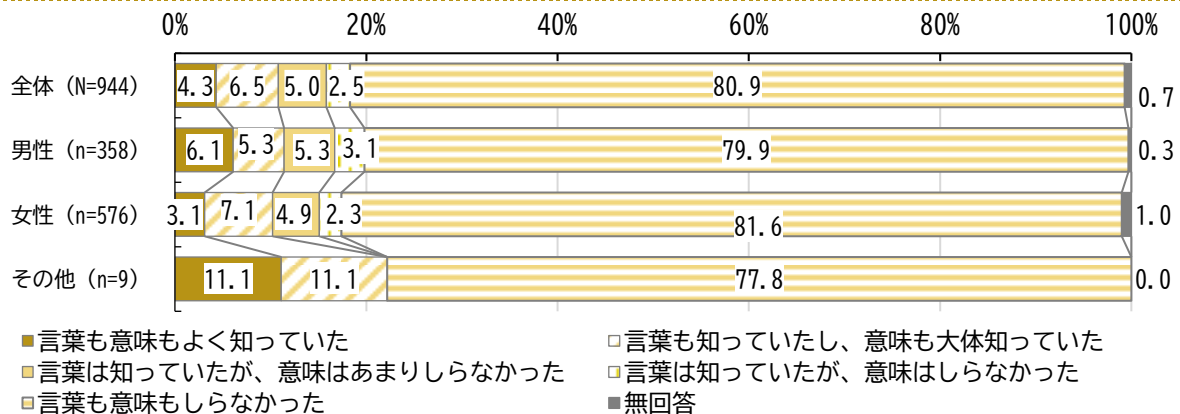


資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」（令和3(2021)年）

「思春期世代等に対するこころとからだのアンケート」の結果によると、「自分のからだを大切にしたい」と回答した人（「そう思う」「少しそう思う」）は97.3%に達しており、身体を大切にしようとする意識は非常に高いことがうかがえます。一方で、「あまり思わない」「思わない」と回答した人も一定数存在しています。

また、性別で見ると、「そう思う」と回答した割合は女性が男性よりも6.1ポイント高く、意識の差が見られます。

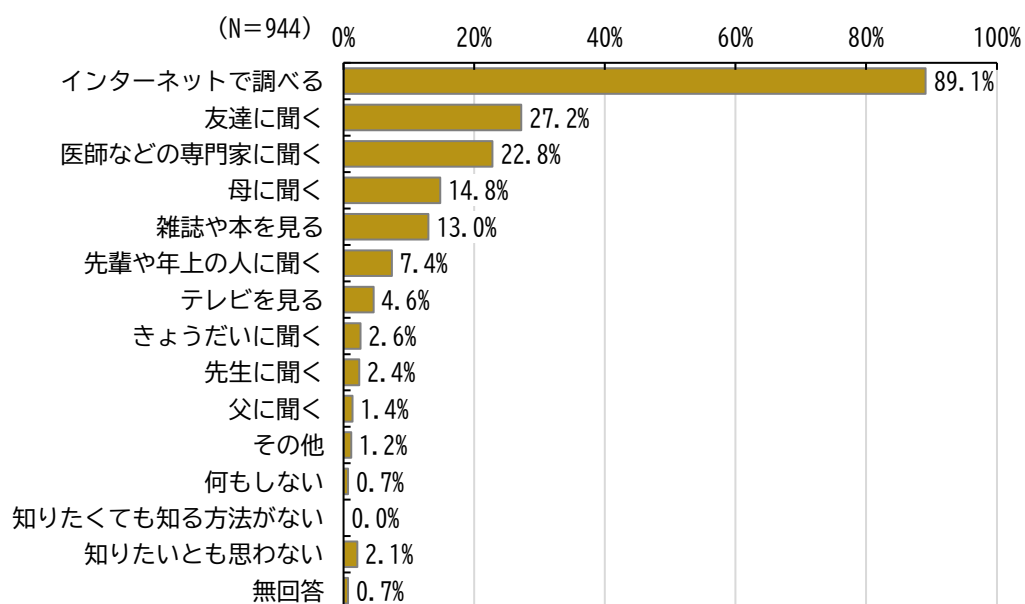
①-2 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度



資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」（令和3(2021)年）

性別を問わず「言葉も意味も知らなかった」とする割合が約8割を占めています。性に関する知識や性的同意、妊娠等に関する理解を深め、性や生殖に関する権利を理解し、認識するとともに、自他の尊厳を尊重した生活を送るためには、用語の認知にとどまらず、意味についても理解促進を図ることが必要です。

①-3 性感染症や妊娠等について知りたいと思った時の方法



資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」（令和3(2021)年）

性感染症や妊娠等について知る方法は、「インターネットで調べる」が89.1%と最も高く、次いで「友達に聞く」（27.2%）、「医師などの専門家に聞く」（22.8%）となっており、性感染症や妊娠に関する情報の多くをインターネットから得ている傾向があります。

■施策の方向性■

- 1 **自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進**
思春期世代へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組みとあわせて、保護者への理解促進を図ります。
- 2 **生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み**
リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、性別や年齢にかかわらず、すべての人に関わる重要な権利です。このため、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて理解を深め、学ぶ機会の創出を図ります。

■事業展開■

1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1-1 | 乳幼児期から自分や相手の体を大切にしている健康教育 | 乳幼児教育・保育支援課 保育課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 教育・保育施設において、乳幼児期より健康教育を行い、プライベートゾーンなど自分や相手の体を大切にしている意識を育みます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-2 重点 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 | 健康推進課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 思春期世代に性と生殖に関する健康や権利の正しい知識と生涯の心身の健康意識向上に向け周知・啓発を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張リプロダクティブヘルス/ライツ講座の実施回数</td> <td>14回 (令和7年度)</td> <td>30回</td> <td>30回</td> <td>30回</td> <td>30回</td> <td>30回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 出張リプロダクティブヘルス/ライツ講座の実施回数 | 14回 (令和7年度) | 30回 | 30回 | 30回 | 30回 | 30回 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 出張リプロダクティブヘルス/ライツ講座の実施回数 | 14回 (令和7年度) | 30回 | 30回 | 30回 | 30回 | 30回 | | | | | | | | | |
| 1-3 | 性教育の推進 | 教育指導課 | | | | | | | | | | | | | |
| 1-4 | 思春期保健部会の開催 | 健康推進課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 思春期世代における「こころとからだの一体的な健康づくり」の推進に向け、人権・医療・保健・福祉・教育の連携のもと施策等の検討を行います。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-5 | 思春期世代への専門家による性感染症予防の健康教育などの実施 | 感染症対策課 | | | | | | | | | | | | | |
| 1-6 | 区内の中学校や高校からの依頼に応じ、助産師等専門職による健康教育を実施します。 | 感染症対策課 | | | | | | | | | | | | | |
| | エイズに対する差別や偏見をなくし、予防を促すための周知・啓発 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-7 | エイズ予防月間における展示や区内イベント等での啓発活動を通じ、エイズに対する差別や偏見をなくすとともに、予防についても広く周知を行います。 | 感染症対策課 | | | | | | | | | | | | | |
| | エイズや性感染症の抗体検査・相談の実施 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予約不要、匿名、無料でHIV・性感染症(クラミジア・梅毒)の検査・相談を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | |

2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 2-1 | 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」にて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する理解を深めるため、講座を実施します。 | |
| 2-2 | 「生理」に関する講座の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 男女共同参画センター「らぷらす」にて、「生理」に関する理解を深めるため、講座を実施します。 | |

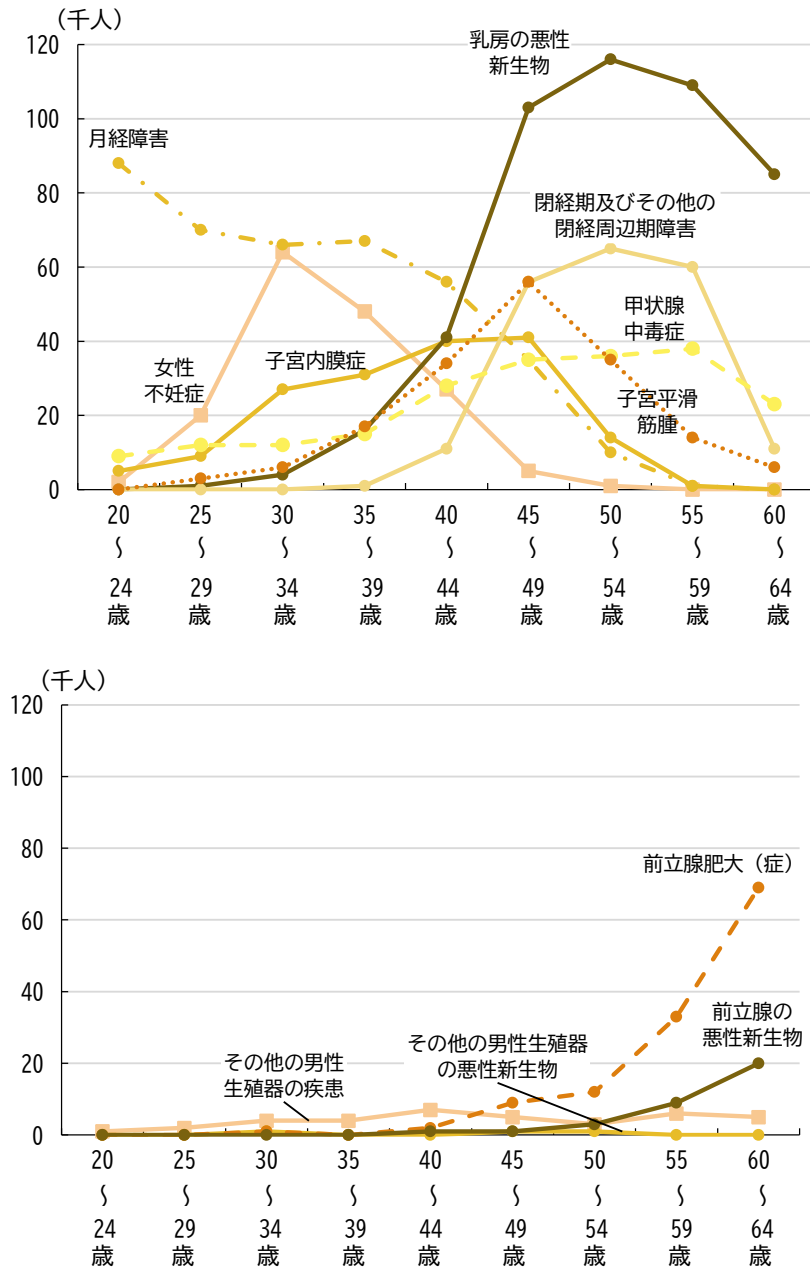
課題 11 性差に応じたところと身体健康支援

■現状と課題■

- 日本では平均寿命の延伸により、いわゆる人生 100 年時代を迎え、画一的なライフコースから、一人ひとりが自らのライフデザインを選択する時代へと変化しています。このような中、ライフステージに応じて主体的に心身の健康を維持・向上できる環境の整備が求められています。

そのために、身体的性差に対する理解を深めるとともに、医学的・科学的な知識や情報を入手し、包括的な健康支援を推進する必要があります。特に、妊娠・出産や女性特有の疾病を経験する可能性がある女性にとっては、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康/権利) の理解が重要です。また、この概念は、全ての人に関わるもので、社会全体での理解促進が不可欠です。
- 「男女共同参画白書(内閣府)」によると、女性はキャリア形成期や責任の重い職務に就く時期に健康課題が生じやすく、男性は役職定年から定年期にかけて健康課題が顕在化する傾向が見られます。このことから、制度に基づく支援に加え、職場においても性差を踏まえた支援のあり方が求められています。さらに、女性の就業状況の変化に伴い、妊娠・出産の時期は多様化しており、妊活や不妊治療への関心の高まりに対応した取組みの重要性が増しています。
- また、「男女の健康意識に関する調査(内閣府)」によると、女性の 31% が特有の健康課題によりキャリアアップや就業の継続を断念した経験があると回答しており、働く世代の女性がキャリア形成において困難を抱えている状況がうかがえます。
- 一方、「令和 5 年度中における自殺の状況」(厚生労働省・警察庁)によると、全ての年代で女性より男性の自殺者が多く、特に 40 歳から 59 歳では、女性の 2 倍以上となっています。男女とも主な要因は「健康問題」ですが、男性では「経済・生活問題」や「勤務問題」の割合も高く、働く世代の男性が仕事や経済面に起因する強い心理的負担を抱えている可能性も見られます。
- さらに、「男女共同参画白書(内閣府)」によると、「更年期障害にかかわる症状の有無」では、女性が 16.7%、男性が 7.6% となっており、男女とも症状が日常生活に支障を及ぼす割合が高いことが示されています。更年期は、女性のみならず男性においても重要な健康課題として認識し、対応を図っていく必要があります。
- このように、性差に応じて健康課題が異なる中、誰もが多様なライフデザインを描くことができるよう、区民一人ひとりの理解に加え、事業者においても従業員の健康に配慮した取組みを推進していくことが求められます。

① 女性特有、男性特有の病気の総患者数

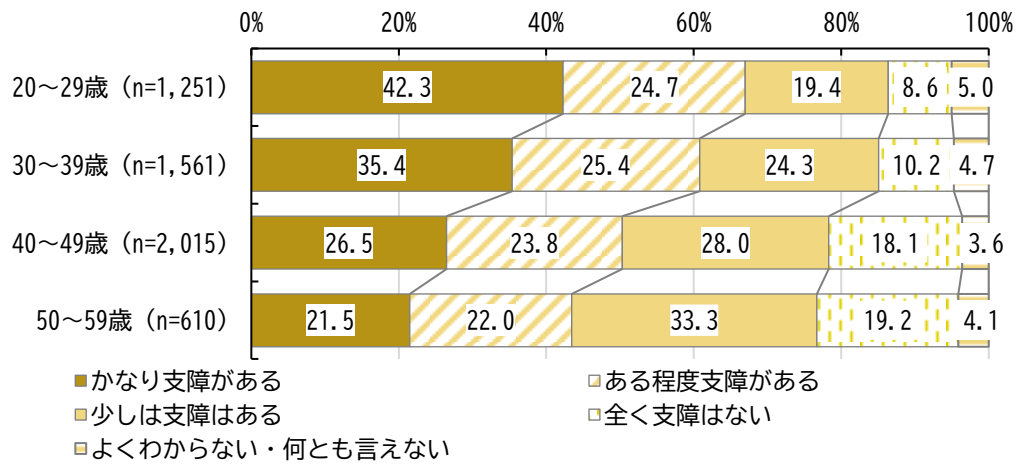


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6(2024)年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、男性特有の疾病は50代以降で多く見られる傾向にあります。一方、女性特有の疾病については、月経障害や女性不妊症が20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫が30代から40代、乳がんや閉経期及びその他の閉経周辺期障害（更年期障害）、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は、40代から50代に多くみられます。

このように、女性はキャリア形成期や責任ある職務を担う時期に健康課題が生じやすく、男性は役職定年から定年期にかけて健康課題が顕在化する傾向が見られます。

②-1 月経不調の生活（仕事や家事・育児・介護）への支障の程度

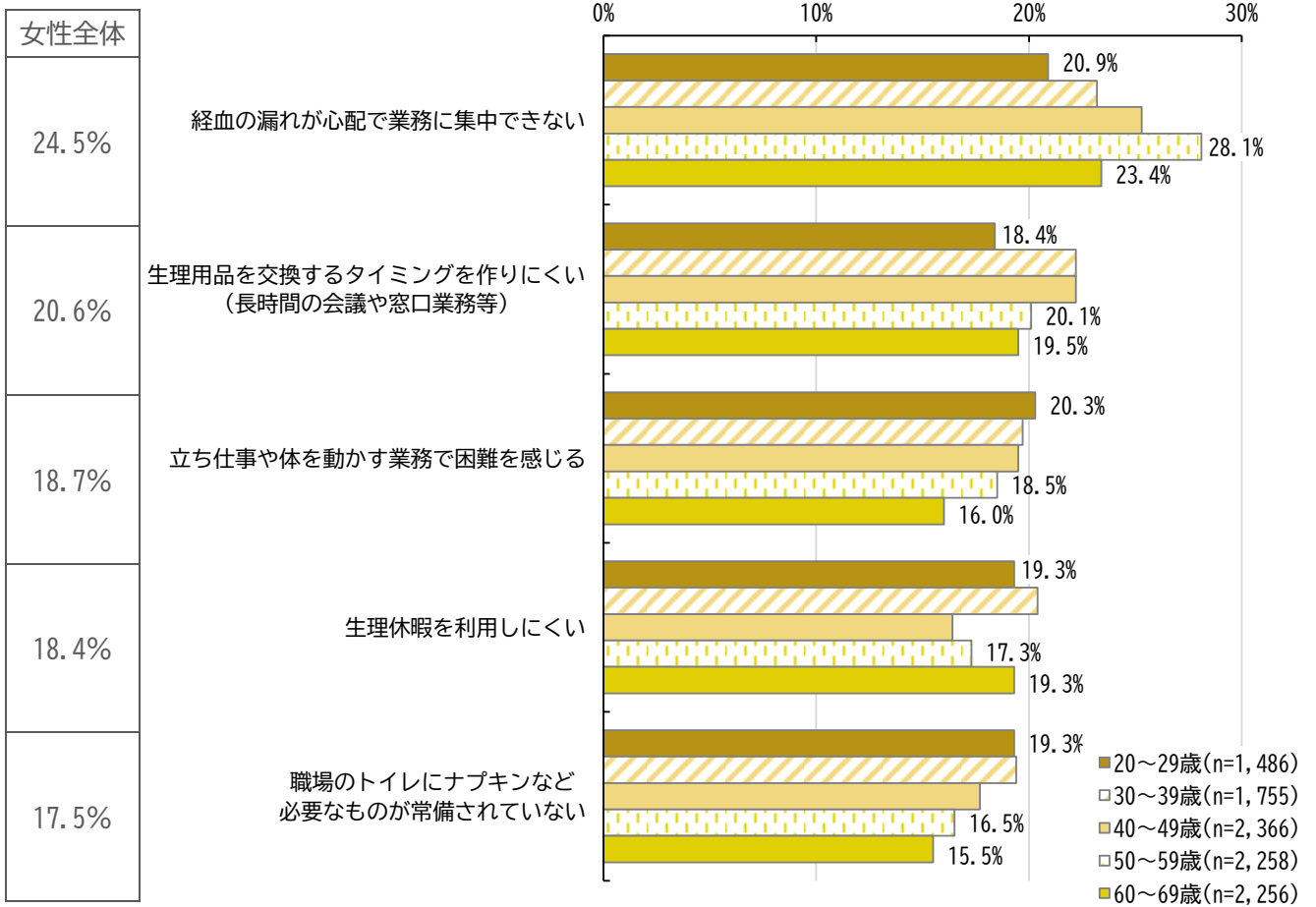


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

令和6年度の「男女共同参画白書（内閣府）」によると、月経不調の生活への支障の程度は、若い世代ほど高い傾向にあり、「かなり支障がある」の割合は、20～29歳で42.3%、30～39歳でも35.4%となっています。

これらの結果から、多くの女性が月経不調による支障を抱えながら生活している状況が示されます。

②-2 職場において月経に関して困った経験

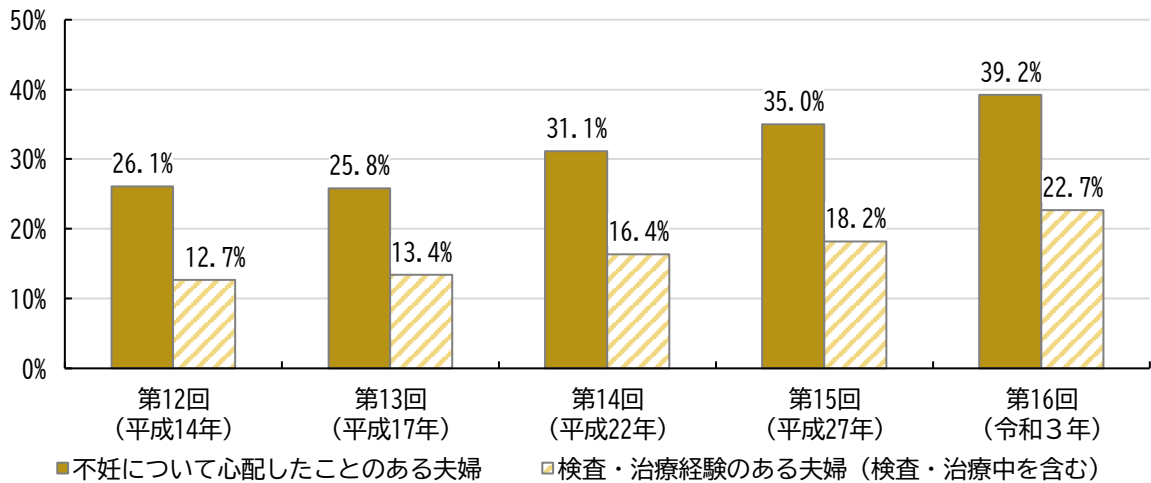


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

令和6年度の「男女共同参画白書（内閣府）」によると、職場において月経に関して困った経験として、業務に集中できない、交換のタイミングが作れないなど、様々な課題が挙げられています。

こうした状況から、女性の社会進出が進む一方で、職場環境が十分に対応していない可能性が示されています。

③-1 不妊に悩む夫婦の割合の推移

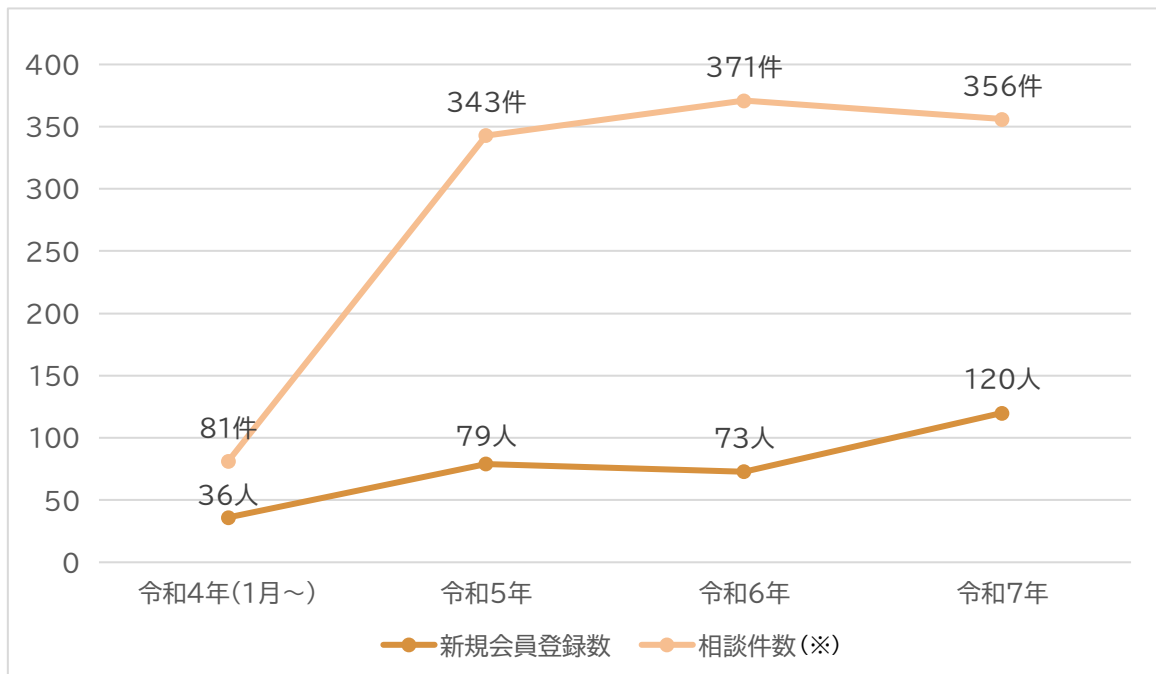


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(令和6(2024)年度)

令和6年度の「男女共同参画白書(内閣府)」によると、婚姻年齢の上昇や晩婚化に伴い、初産年齢は上昇傾向にあり、不妊治療を受ける夫婦も増加しています。

一方で、実際に検査や治療を受けたことのある夫婦は22.7%(5組に1組)にとどまっており、経済的負担の軽減や治療と仕事を両立するための支援が求められています。

③-2 世田谷区『妊活オンライン相談事業』における相談件数等の推移



※相談件数はテキスト相談と ZOOM 相談の合算

資料：世田谷区「保健福祉総合事業概要」(令和7(2025)年度)

相談件数は横ばいで推移していますが、新規会員登録数は概ね増加傾向にあり、妊活に対するニーズの高さがうかがえます。

***妊活オンライン相談事業**：主に妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等に専門職(不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等)による最新医療の情報も含めた専門性の高い相談を行う事業。

④ 更年期障害に関わる症状の有無及び症状による生活への支障

【更年期障害に関わる症状の有無】

※「症状があり、更年期障害だと思う」の割合、()内は症状あり(計)の割合

※最も高い割合にグレー地

| | 全体 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
|----|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 女性 | 16.7% (45.0%) | 5.2% (24.8%) | 6.4% (29.7%) | 14.0% (53.5%) | 32.1% (63.4%) | 19.5% (42.7%) |
| 男性 | 7.6% (32.6%) | 5.2% (25.8%) | 6.3% (25.8%) | 7.9% (33.2%) | 9.7% (38.9%) | 7.7% (35.9%) |

【更年期障害に関わる症状による生活への支障】

※「支障があると思う(計)」の割合(少し+ある程度+かなり支障があると思うの計)

※男女で5%ポイント以上差があるものに赤字

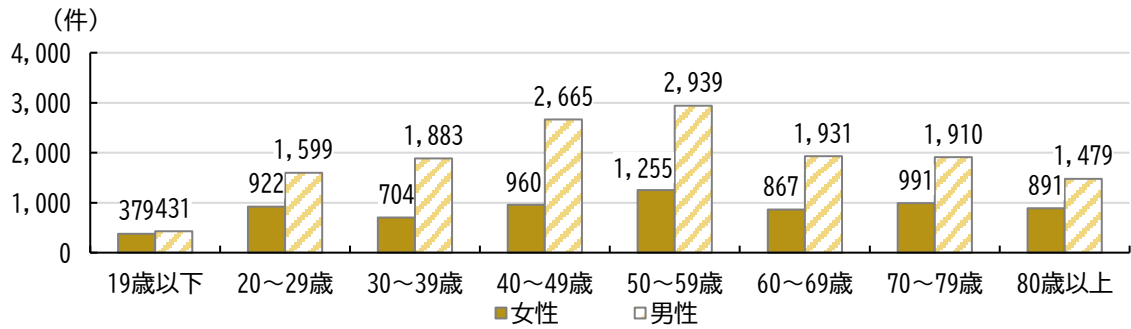
| | 全体 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
|----|--------------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 女性 | 84.9% | 66.0% | 77.6% | 87.4% | 88.7% | 87.2% |
| 男性 | 78.7% | 68.0% | 77.6% | 80.7% | 80.6% | 80.6% |

資料：内閣府男女共同参画局「男女の健康意識に関する調査」(令和5(2023)年度)

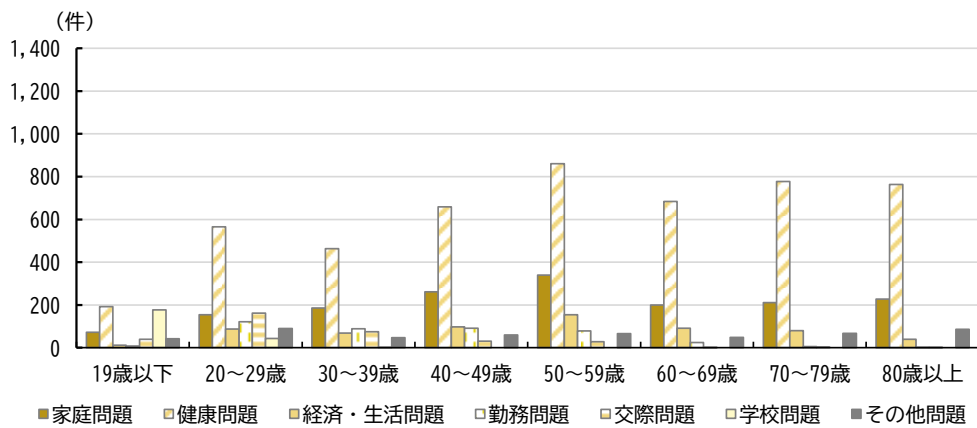
内閣府の「男女の健康意識に関する調査」によると、更年期障害にかかわる症状の有無では、女性では50代で最も割合が高く、生活への支障も88.7%と高い水準となっています。

一方、男性の更年期障害についても近年注目されており、50代では約1割の人が症状を自覚しています。生活への支障については、40代から60代のいずれの年代においても8割を超えており、男女ともに大きな健康課題となっています。

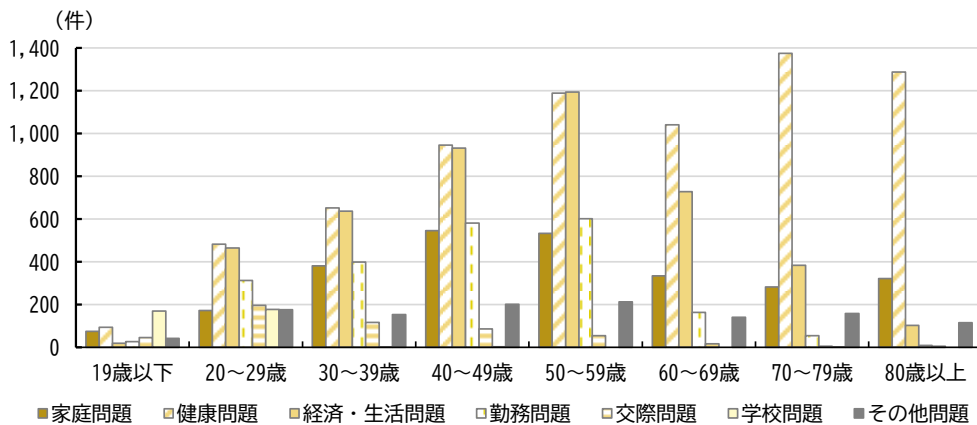
⑤ 自殺者の状況



【女性】



【男性】



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

令和6年度の「男女共同参画白書」によると、全国の男性自殺者数は女性の約2倍となっています。年代別にみると、全ての年代で男性が女性を上回っており、特に40～49歳では女性の約2.8倍、50～59歳では女性の約2.3倍多くなっています。

また、自殺の原因・動機については、男女ともに「健康問題」が最も多い一方で、男性では「経済・生活問題」「勤務問題」の割合が女性に比べ高くなっています。

■施策の方向性■

1 多様なライフデザインを描くための健康支援

性別やライフステージに応じた健康課題に関するニーズを踏まえ、理解を深めるための学習機会を提供するとともに、各健康課題に対応した取組みを推進します。

2 従業員のウェルビーイング*（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進

生涯を通じて健康を保持するため、性差に応じた的確な保健・医療の必要性について周知・啓発を図ります。

また、従業員が健康課題と仕事を両立できるよう、事業者に対し、状況に応じた休暇取得や制度整備の充実に向けて働きかけます。

■事業展開■

1 多様なライフデザインを描くための健康支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|----------------------------------|
| 1-1 | こころと身体の健康講座の実施 男女共同参画センター「らぷらす」にて、性差に応じたこころと身体の健康に関する講座を実施します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 1-2 | こころの健康に関する相談 区民や家族及び関係者を対象に、精神科医師や保健師によるこころの健康に関する相談を行います。 | 健康推進課 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| 1-3 | 女性の健康づくりに関する普及啓発 健康教室や出前講座等で女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及啓発を行います。 | 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課 |
| 1-4 | 世田谷区自殺対策協議会の開催 学識経験者や地域関係機関等と連携し、自殺者の状況把握や課題、対策等、自殺予防に関する施策を協議します。 | 健康推進課 |
| 1-5 | 性差に応じたがん(子宮がん、乳がん、前立腺がん)に対する検診の実施 がんの早期発見・早期治療を目的として、性差に応じたがん検診を実施します。 | 健康企画課 |
| 1-6 | 妊活オンライン相談等事業 不妊治療や将来子どもを持ちたい等の悩みに、専門性の高い相談および区民への理解促進と啓発を実施します。 | 健康推進課 |

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------------------|------|------|------|------|------|
| 1-7 重点 | 区施設への生理用品の設置 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 必要な時に生理用品にアクセスできる環境を整えるため、区の一部施設へ生理用品を無償で設置します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置箇所数 (累計)</td> <td>2,696箇所 (令和8年度)</td> <td>●●箇所</td> <td>●●箇所</td> <td>●●箇所</td> <td>●●箇所</td> <td>●●箇所</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 設置箇所数 (累計) | 2,696箇所 (令和8年度) | ●●箇所 | ●●箇所 | ●●箇所 | ●●箇所 | ●●箇所 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 設置箇所数 (累計) | 2,696箇所 (令和8年度) | ●●箇所 | ●●箇所 | ●●箇所 | ●●箇所 | ●●箇所 | | | | | | | | | |

2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 2-1 | 世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み | 健康企画課 |
| | 地域・職域保健の関連団体による連絡会を設置し、連携事業として、区内事業所等を対象とした健康経営セミナーを実施します。 | |

区の

推進体制

区の推進体制

- ◇ジェンダー平等施策を総合的かつ効果的に推進するため、『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方のもと、あらゆる分野の施策にジェンダー平等の視点を取り入れるとともに、庁内体制の強化やジェンダー統計*の活用等により推進基盤の強化を図ります。
- ◇あわせて、施策の実施主体である職員のジェンダー平等に関する意識の向上を図ります。さらに、区内外の組織や関係団体との連携を進め、多様な視点を施策に反映しながら、持続的な推進体制の構築を図ります。

課題・施策の体系

| 課 題 | 施 策 |
|---------------------------------|--|
| 方策1 ジェンダー平等推進のための 体制整備・強化 | 1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案 3 庁内推進体制の強化 4 審議会等の女性登用率の向上 |
| 方策2 職員のジェンダー平等の推進 | 1 庁内の管理監督的立場への女性の登用 2 職員の仕事と生活の両立支援 3 職員のハラスメントの防止 4 職員の多様な性に対する理解促進 |
| 方策3 多様な視点や連携による施策の充実 | 1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」における フォローアップ 2 国や都、他自治体との連携強化 3 ジェンダー平等に関わる市民活動団体との連携・協力 |

*ジェンダー統計：ジェンダーに基づく生活や意識における偏り、格差などを明らかにする統計のこと。

成果指標

| 方策 | 指標名 | 現状値 | 最終目標値 |
|----|----------------------------------|------------------|-------------|
| | | | 令和13年度 |
| 1 | 「ジェンダー主流化」という言葉の理解度 | 今年度取得 | 調整中 |
| 2 | 区の審議会等の女性の占める割合 | 35.5% (令和7年度) | 調整中 |
| 2 | 区男性職員の育児休業取得率〈2週間以上など〉 | 91.4% (令和7年度) | 調整中 |
| 2 | 庁内の管理監督的立場（部長・課長級及び係長級）の女性の占める割合 | 41.8% (令和8年度) | 43.0% 以上 |

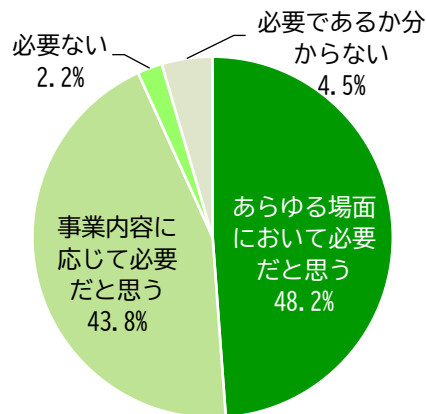
重点事業

| 方策 | 事業名 | 掲載ページ |
|-----|------------------------|-------|
| 方策1 | 庁内会議体を通じた推進 | p.123 |
| 方策1 | ジェンダー平等意識向上のための研修実施 | p.124 |
| 方策2 | 女性職員の理想とするキャリア形成に向けた支援 | p.129 |

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

ジェンダー主流化やE B P M*の推進等、ジェンダー平等の実現に向けた取組みを着実に推進するとともに、その基盤となる庁内推進体制の強化を図ります。

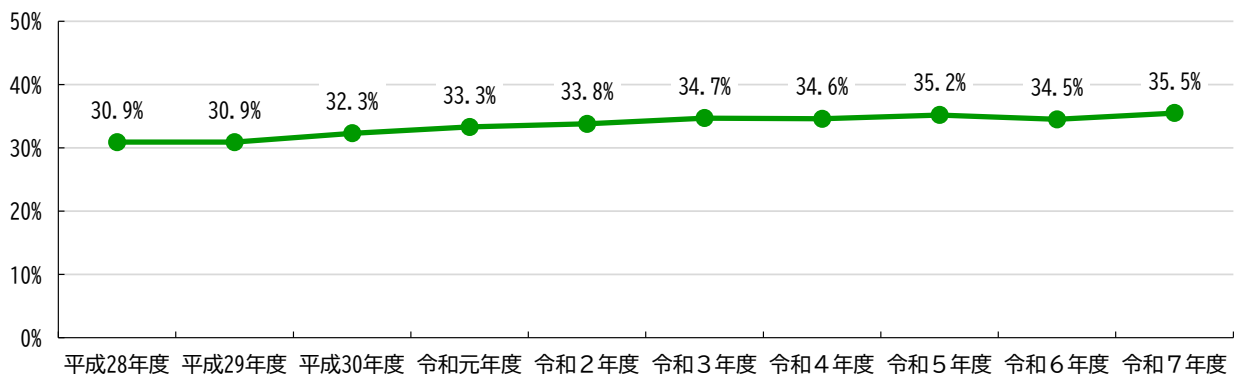
① 施策を検討する上でジェンダー平等の視点を意識することが必要だと思う割合



資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

「あらゆる場面において必要だと思う」とする回答が最も多い一方で、「事業内容に応じて必要だと思う」も次いで多くなっています。これらの結果を踏まえ、庁内での統一的な考え方のもと、各施策にジェンダー平等の視点を適切に取り入れるための方向性を示す必要があります。

② 審議会等の女性登用率の推移



資料：世田谷区庁内調査（令和7（2025）年度）

令和7年度の審議会・委員会等における女性委員の占める割合は、全体で35.5%となり、これまでで最も高い水準となっています。

今後は、目標である40%の達成に向け、特に女性委員の割合が低い会議体に対し、積極的な登用を促進していく必要があります。

*E B P M：Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略。政策の企画をその場限りの経験や思いつきによらず、政策目的を明確化した上で客観的なデータや根拠に基づいて進める考え方。

■施策の方向性■

1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進

地域におけるジェンダー平等の一層の推進に向け、庁内に『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方の浸透を図り、あらゆる施策にジェンダーの視点を取り入れます。そのため、各会議体や全庁的な周知を通じて、共通認識を形成し、部局横断的な取組みを推進します。

2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案

ジェンダーによる差異や課題を可視化し、実効性のある施策につなげるため、ジェンダー統計の収集及び分析を行います。分析にあたっては、性別に加え、年齢、国籍、性自認・性的指向等の交差性（インターセクショナリティ）の視点を踏まえ、包括的に整理します。

あわせて、「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」を策定し、ジェンダー統計の分析・活用に関する基本的な考え方及び庁内における運用ルールを整備します。なお、性別等の情報収集に際しては、性別欄の取扱いについて整理し、性的マイノリティに配慮した適切な運用を図ります。

3 庁内推進体制の強化

「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」の作成を通じ、『世田谷版ジェンダー主流化』に基づく施策展開を支援し、庁内の推進体制を強化します。

4 審議会等の女性登用率の向上

審議会等における女性委員の登用状況を継続的に把握し、登用率が低い会議体については、所管課への働きかけ等のポジティブ・アクションにより、女性登用の一層の促進を図ります。

■事業展開■

1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|---------------|----|----|----|----|----|
| 1-1 重点 | 庁内会議体を通じた推進 | 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |
| | 部長級の会議等を通じて、職員へジェンダー平等やジェンダー主流化等の考え方を浸透させ、庁内におけるジェンダー主流化を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全庁に向けた周知回数</td> <td>4回 (令和8年度)</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table> | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 全庁に向けた周知回数 | 4回 (令和8年度) | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |
| 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | | | | | | | | | |
| 全庁に向けた周知回数 | 4回 (令和8年度) | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | | | | | | | | | |

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | |
|-----------|---|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1-2 重点 | ジェンダー平等意識向上のための研修実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | |
| | 管理職向け、職員向けの研修を実施し、庁内におけるジェンダー主流化を推進します。 | | | | | | |
| | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
| | 研修の実施回数 | 管理職向け | 管理職向け | 管理職向け | 管理職向け | 管理職向け | 管理職向け |
| | | 0回 (令和8年度) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| | 職員向け | 職員向け | 職員向け | 職員向け | 職員向け | 職員向け | |
| | 1回 (令和8年度) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | |
| 1-3 | 職員への定期的なセルフチェックの実施 | 人権・男女共同参画課 | | | | | |
| | 職員のジェンダー平等に関する意識・実態や基礎的知識の定着を把握するため、年に1回セルフチェックを行います。 | | | | | | |

2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 2-1 | ジェンダー統計を活用したモデル事業の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 全庁においてジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー統計の活用や具体的な手法を示していくモデル事業を実施します。 | |
| 2-2 | 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表 | 人権・男女共同参画課 |
| | 区民の男女共同参画意識・実態を把握し、施策へ活かしていくため、次期プランの検討に合わせ、5年に1回調査を実施します。 | |
| 2-3 | 「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の定期的実施と結果公表 | 人権・男女共同参画課 |
| | 区内企業の男女共同参画意識・実態を把握し、施策へ活かしていくため、次期プランの検討に合わせ、5年に1回調査を実施します。 | |

3 庁内推進体制の強化

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 3-1 | 「ジェンダー平等ガイドライン」の策定 | 人権・男女共同参画課 |
| | 職員に向けジェンダー平等の考え方を示していくため、「ジェンダー平等ガイドライン」を策定し、全庁へ周知します。 | |

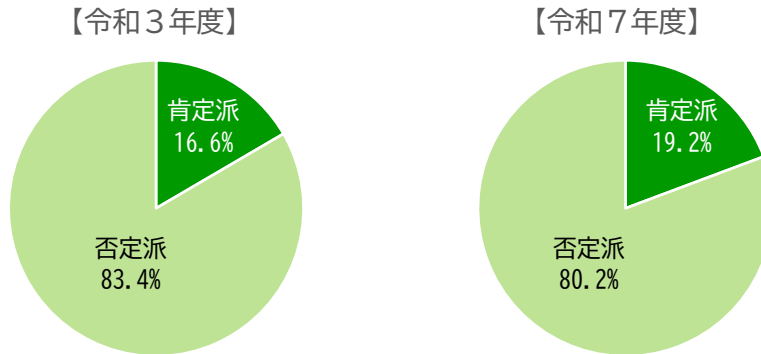
4 審議会等の女性登用率の向上

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|------------|
| 4-1 | 審議会の女性登用率調査の実施 | 人権・男女共同参画課 |
| | 区の審議会等附属機関及び各種検討委員会委員の女性割合を把握し、政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。 | |
| 4-2 | 区の外郭団体理事の男女比率調査 | 人権・男女共同参画課 |
| | 区の外郭団体理事の女性割合を把握し、政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。 | |

方策2 職員のジェンダー平等の推進

ジェンダー平等社会を実現に向けては、職員一人ひとりがジェンダー平等に関する理解と意識を持つことが重要です。また、区は区内最大規模の事業者の一つであることから、率先して働きやすい職場環境の整備に取り組み、労働慣行の見直しや女性活躍の促進を牽引していく必要があります。

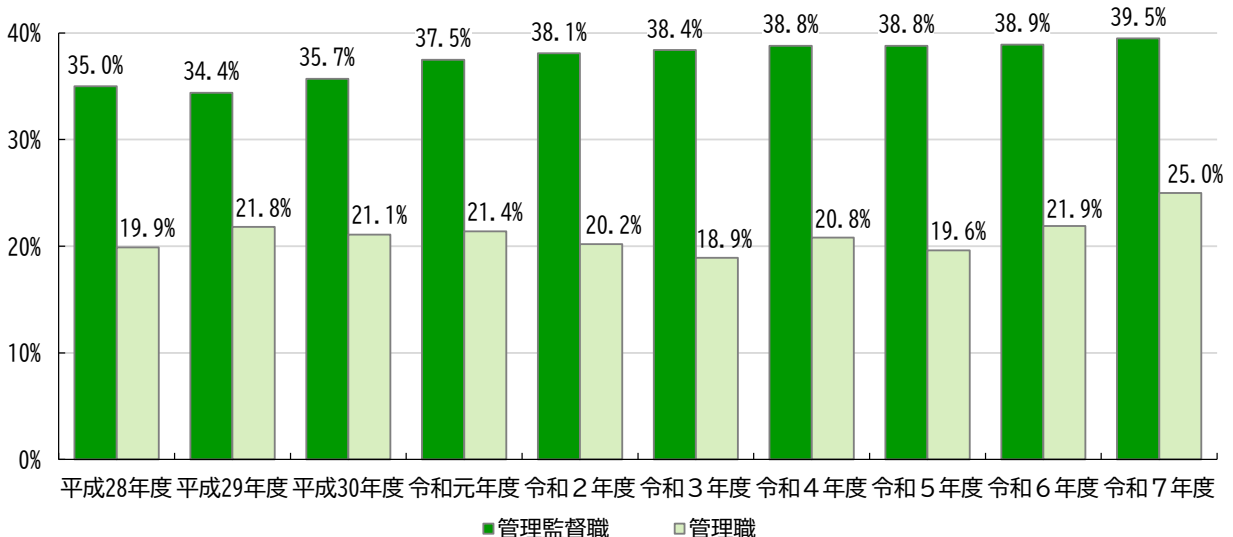
① 「男性は仕事、女性は育児・介護」という考え方についてどう思うか



資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和3年度の調査結果と比較すると、回答数の減少が影響している可能性はあるものの、「男性は仕事、女性は育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識に対する否定派の割合が低下しています。このため、引き続き、庁内における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みを推進する必要があります。

② 庁内の管理監督的立場（部長・課長級及び係長級）の女性の占める割合

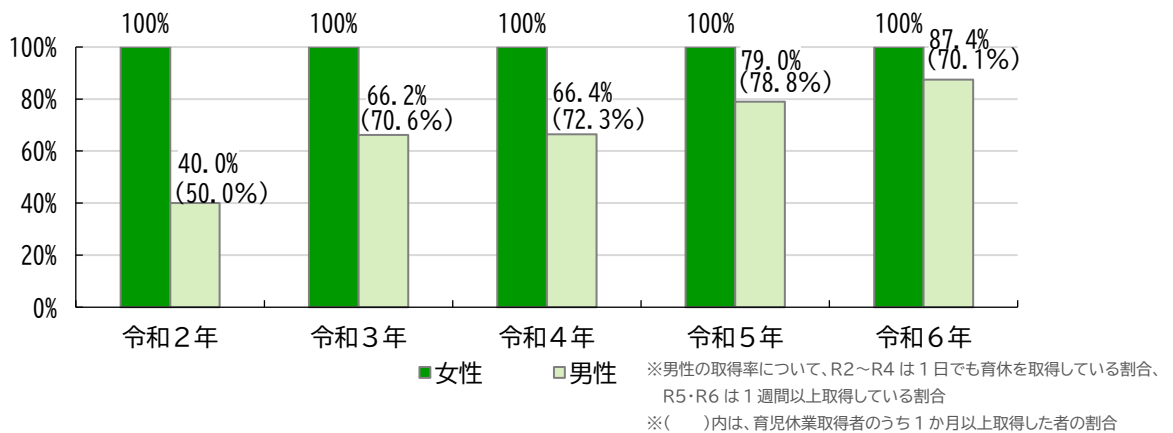


資料：世田谷区（令和7(2025)年度）

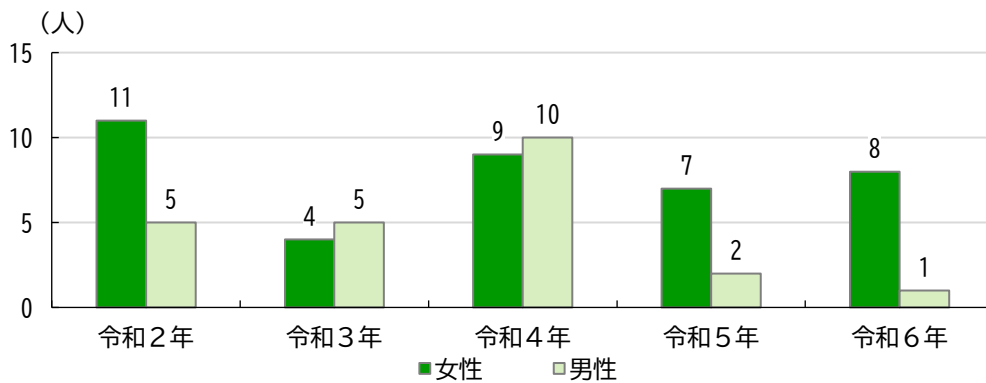
管理監督的立場及び管理職における女性割合は年々上昇しています。区では、令和7年4月に特定事業主行動計画の改定を行い、管理職 33%、管理監督的立場 40%以上の目標を掲げ、さらなる推進に取り組んでいます。

③ 区職員の育児休業取得率・介護休暇取得人数

【育児休業取得率】



【介護休暇取得人数】

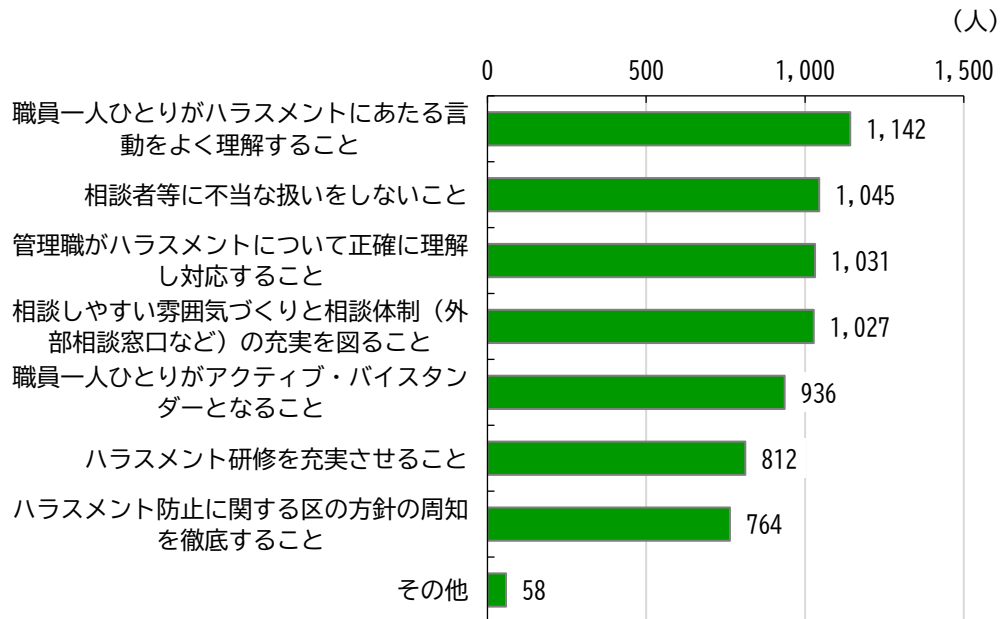


資料：世田谷区（令和7（2025）年度）

男性職員の育児休業取得率は年々上昇しており、令和3年度以降は1か月以上取得する割合が70%を超えています。区では、特定事業主行動計画において85%の目標を掲げており、今後も取得の促進を図る必要があります。

また、介護休暇の低い状況にありますが、「世田谷区役所版 両立支援ハンドブック 介護と仕事との両立編」により制度の周知を行い、職員が適切に休暇制度等を活用できるよう支援しています。

④ 職場におけるハラスメントをなくすために、重要だと思うもの



資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

「職員一人ひとりがハラスメントにあたる言動をよく理解すること」「管理職がハラスメントについて正確に理解し対応すること」を必要とする回答が多く、ハラスメントに関する理解の一層の促進が求められています。

また、「相談しやすい雰囲気づくりと相談体制(外部相談窓口など)の充実を図ること」「相談者等に不当な扱いをしないこと」を求める回答も多く、相談者への配慮を徹底した対応が必要とされています。

■施策の方向性■

1 庁内の管理監督的立場への女性の登用

管理監督的立場にある女性職員の登用率を継続的に把握・公表するとともに、女性管理職の経験に触れる機会の創出や管理職試験に向けた支援を行い、女性職員のキャリア形成を支援し、登用の促進を図ります。

2 職員の仕事と生活の両立支援

『世田谷区役所版 両立支援ハンドブック』の活用を促進し、ライフステージやライフイベントに応じた休暇制度等の周知と利用促進を図ります。また、勤務時間の適正管理に努めるとともに、休暇取得に向けた職場内の意識啓発を推進します。

3 職員のハラスメントの防止

「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」に基づき、ハラスメントの未然防止を図るとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの理解促進及び意識啓発を推進します。

4 職員の多様な性に対する理解促進

職員一人ひとりが区民や職員に対し、性の多様性を尊重した適切な対応を行えるよう、ガイドラインの整備等を通じて理解促進を図ります。

■事業展開■

1 庁内の管理監督的立場への女性の登用

| No. | 事業名 | 担当課 | | | | | |
|-----------|--|----------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1-1 | 女性活躍推進に向けた昇任意欲向上の取組み | 人事課 人権・男女共同参画課 | | | | | |
| | 特定事業主行動計画において目標を明確化するとともに、取組み状況や男女間の賃金格差を公表します。また、女性活躍推進研修の実施や育休中の昇任選考受験の勧奨を行います。 | | | | | | |
| 1-2 重点 | 女性職員の理想とするキャリア形成に向けた支援 | 人事課 人権・男女共同参画課 研修担当課 | | | | | |
| | キャリアデザインサイト「おしごとライブラリ」により女性活躍推進を含む様々なロールモデルを提示するとともに、女性活躍推進研修を実施し、キャリア形成に向けて支援を行います。 | | | | | | |
| | 行動量名 | 現況値 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
| | 研修参加者数 (累計) | 37人 (令和7年度) | 40人 | 80人 | 120人 | 160人 | 200人 |

2 職員の仕事と生活の両立支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------------------------|
| 2-1 | 「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発 毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー(一斉定時退庁日)」とし、職員の仕事と生活の両立を考える機会とします。 | 人権・男女共同参画課 職員厚生課 環境政策課 |
| 2-2 | 妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮 早出・遅出勤務を広く周知し、職員のライフプランに合わせた柔軟な働き方を推進します。 | 人事課 |
| 2-3 | 育児休業・介護休暇等を取得しやすい環境の整備 子育て・介護中の職員が休暇制度等を適切に活用できるよう、両立支援制度の周知と多様な働き方の整備を推進します。 | 人事課 職員厚生課 |
| 2-4 | 男性職員の子育て目的の休暇の取得促進 育児を行う男性職員が休暇制度等を積極的に活用できるよう、庁内全体に制度の周知を行い、休暇が取得しやすい職場環境の整備に取り組みます。 | 職員厚生課 |
| 2-5 | 仕事と生活の両立に向けた勤務時間の適正管理に関する取組み 様々な機会を通じて全庁に向け、超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進等を働きかけます。 | 職員厚生課 |
| 2-6 | 生理研修の実施 生理の仕組みや基本的な知識を学び、女性特有の健康課題について理解を深め、互いに理解し、働きやすい職場づくりのために実施します。 | 人権・男女共同参画課 |

3 職員のハラスメントの防止

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------|
| 3-1 | 区職員へのDV防止研修の実施 DVに関する基礎知識やDV被害者への対応等について研修を実施し、DV被害者への支援体制の充実と関係所管課との連携を強化します。 | 人権・男女共同参画課 研修担当課 |
| 3-2 | 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」に基づく取組みの推進 管理監督者や全庁に対し、ハラスメントに対する正しい知識と認識を持ち、ハラスメントを未然に防ぐよう呼び掛けを行います。 | 職員厚生課 人事課 |
| 3-3 | 職員への「職場のハラスメント」の防止に関する研修の実施 ハラスメントに関する基本的な知識等の習得を図ることにより、ハラスメントを未然に防ぐ、継続的な意識啓発を行います。 | 職員厚生課 人事課 研修担当課 |
| 3-4 | 区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口の設置 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談を受け付けます。 | 教育指導課 |

4 職員の多様な性に対する理解促進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|---------------------|
| 4-1 | 「性的マイノリティ理解促進研修」の実施 性の多様性に関する基礎知識や職員としての対応等について研修を実施し、性の多様性に関する理解促進を図ります。 | 人権・男女共同参画課 健康推進課 |
| 4-2 | 保健福祉領域基本初任者研修による理解促進 保健福祉領域内の初任者向けに多様な性を含む男女共同参画施策について研修を行い、理解促進を図ります。 | 保健医療福祉推進課 |
| 4-3 | 職員向け対応マニュアルによる周知・啓発 性的マイノリティの方々へ配慮した統一的な対応を行うため、職員向けの性的マイノリティに関する対応マニュアルを作成し、全庁に向けて周知します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 4-4 | 庁内ALLYの創出 庁内における性的マイノリティの理解促進を図るとともに、当事者を始めとした来庁者に安心感を持ってもらうため庁内ALLYを創出します。 | 人権・男女共同参画課 |
| 4-5 | プライド月間におけるレインボーフラッグの掲出 当事者を始めとする来庁者に対し、性的マイノリティへの理解を促進する区の立場を表明するため、プライド月間である6月の1か月間、各窓口にレインボーフラッグを掲出します。 | 人権・男女共同参画課 |

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、「男女共同参画」と「多文化共生」の取組状況を共有しながら連携を図り、PDCAサイクルを通じてプランの推進を図ります。

あわせて、地域活動団体との協働や国、都、他自治体との連携を強化し、多様な視点を踏まえた総合的かつ計画的な施策の充実を図ります。

■施策の方向性■

1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ

プランの推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告及び意見聴取を行います。審議会等での意見を踏まえ、取組みの見直しや政策立案に反映させることで、進行管理及びフォローアップを実施します。

また、条例に基づき、区民や事業者から男女共同参画及び多文化共生に関する苦情・意見・相談が寄せられた場合には、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な対応します。さらに、必要に応じて「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」に諮問し、その意見を踏まえた対応を行います。

2 国や都、他自治体との連携強化

国及び都の関連計画や制度改正の動向を踏まえ、区の施策と整合を図りながら、情報共有及び相互協力を推進します。また、広域的な対応が求められる課題については、他自治体や専門機関との連携により、支援体制の充実や情報連携の強化を図ります。

3 ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力

地域におけるジェンダー平等の意識の浸透を図るため、ジェンダー平等の推進に取り組む地域活動団体等の発掘、育成及び支援を行うとともに、これら団体と連携・協働を推進するための体制を構築します。

■事業展開■

1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|--|----------------------|
| 1-1 | 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」における意見聴取 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、施策へ活かします。 | 人権・男女共同参画課 文化・国際課 |

2 国や都、他自治体との連携強化

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------|
| 2-1 | 全国市長会、特別区長会等への要望 ジェンダー平等の実現に向け、必要な取組みについて全国市長会、特別区長会等で要望を行います。 | 人権・男女共同参画課 |

3 男女共同参画に関わる地域活動団体との連携・協力

| No. | 事業名 | 担当課 |
|-----|---|------------|
| 3-1 | 地域活動団体との連携強化 男女共同参画センター「らぷらす」にて開催する登録団体連絡会において地域活動団体との連携強化を図り、地域におけるジェンダー平等を推進します。 | 人権・男女共同参画課 |

2 進行管理

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルに基づき、検証・評価を実施し、その結果を事業へ反映することで、取組みの着実な推進を図ります。

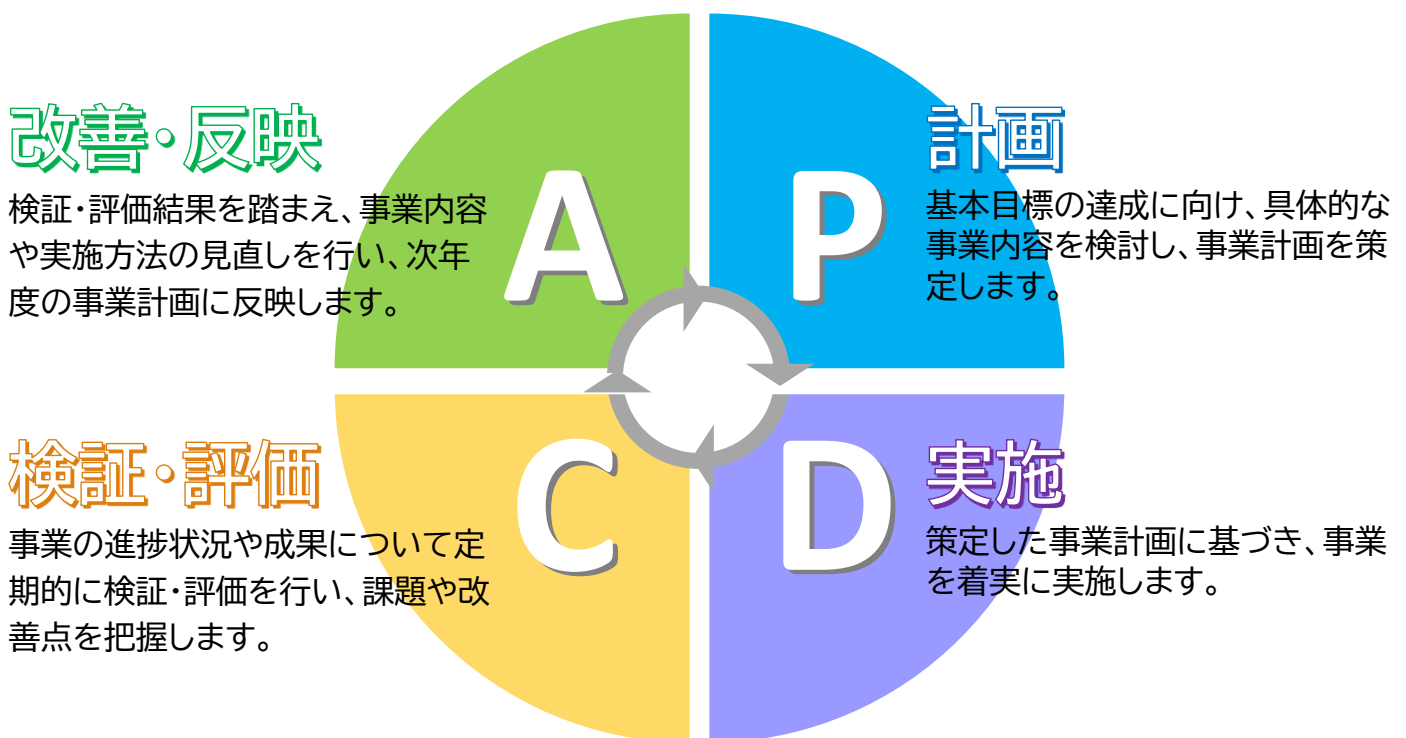
（1）検証・評価

基本目標ごとに成果目標を設定し、その達成状況について定期的に検証・評価を行います。あわせて、重点事業については、具体的な行動指標を設定し、取組みの着実な推進を図るとともに、その進捗状況についても適切に検証・評価を行います。

（2）検証結果の報告・反映

成果目標の達成状況や重点事業の進捗状況については、年に1回報告します。

また、男女共同参画推進部会や男女共同参画推進会議において今後の取組みについて検討し、その結果を踏まえ、必要な改善を事業に反映します。



生活文化政策部

人権・男女共同参画課

令和8年6月

(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン素案【概要版】

1 計画の概要

◆計画策定の趣旨

- 女性では家事・育児等の負担、男性では長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会構造は未だ根強く残っています。
- 特に、女性については、経済的・身体的負担、ジェンダーに起因する暴力やハラスメントなどの問題が複合的に重なることにより、困難な状況に直面することも少なくありません。
- パートナーや家族との関係性・あり方は本来、当事者の意思により自由に決められるものにも関わらず、社会の差別や偏見によりそれが制約される状況にあるため、地域社会全体で理解促進を図っていく必要があります。

区民や区内企業の意識・実態調査の結果、審議会・推進部会や庁内の作業部会での議論、区民からの意見を反映させ、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」を策定します。

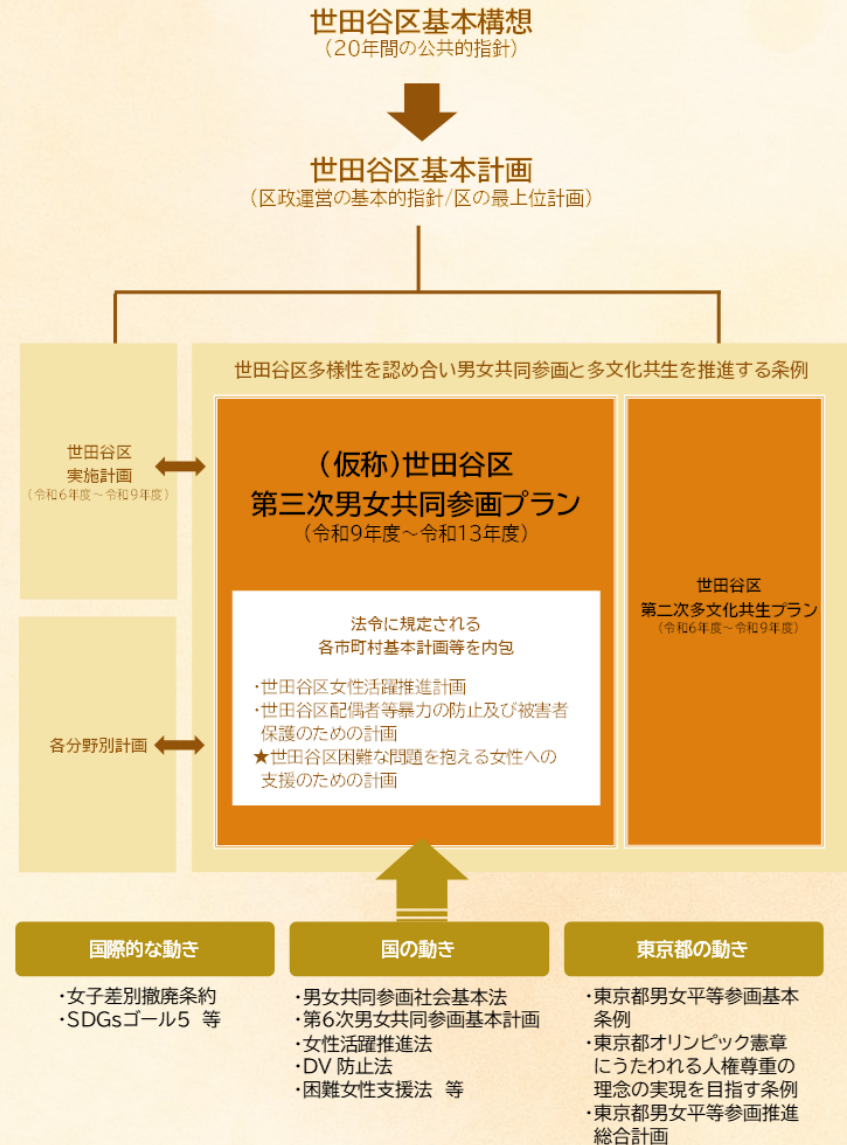
◆計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

◆計画の基本理念

(仮)一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができる ジェンダー平等社会の実現

◆計画の性格・位置付け



2 社会状況や国、都等の動向

◆国際的な潮流

- 国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」
- 女子差別撤廃条約に基づく国際社会の動き
- 北京+30に向けた国際社会の動き
- デジタル社会の進展に伴う国際社会の動き

◆国の動き

- 「第6次男女共同参画基本計画」の策定(令和8年3月13日)
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行(令和5年6月23日)
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行(令和6年4月1日)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(令和6年4月1日)

◆都の動き

- 「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定(令和4年3月)
- 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始(令和4年11月～)
- 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定(令和5年～9年度)
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定(令和6年～10年度)

◆区の動き

- 世田谷区ファミリーシップ宣誓の運用開始(令和4年11月～)
- 世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の策定(令和7年～8年度)
- 世田谷区犯罪被害者等支援条例の制定(令和7年4月～)

3 推進の方向性

◆目指すべき社会の実現に向けた取組み

- 国では「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、SDGsの目標5ジェンダー平等の達成に向け、ジェンダー主流化を位置付けています。また、LGBT理解増進法、困難女性支援法、改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動向がうかがえます。
- 性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)を実現することが求められます。
- これまでの計画の趣旨を土台としつつ、昨今の社会通念や社会状況の変化、国際的な議論の動向を踏まえ、目指すべき社会の実現に向けて、ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく「ジェンダー主流化」を推進します。



ジェンダー平等社会の実現



日常の行動やコミュニケーションの中で、ジェンダー平等の視点を取り入れ、“偏り”や“困りごと”に気づき、見直し、アップデートしていく。

地域

地域や行政における「ジェンダー主流化」の推進

行政

ジェンダー統計等を分析・活用し、ジェンダー平等の視点を取り入れ、政策を立案し、実行する。

ジェンダー平等意識の醸成

～世田谷版の用語解説～

ジェンダー
社会的・文化的に形成された性別像(性自認や性的指向についての社会通念、像を含む)

ジェンダー平等社会
性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会

ジェンダー主流化
ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていくこと

ジェンダー平等の視点
ジェンダーの観点を踏まえ分析・検討し、ジェンダー平等となるよう考えること

4 基本目標ごとの課題と推進体制の方策

基本目標Ⅰ

ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取り組みの推進

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

女性活躍は世界水準でみると政治・経済分野の遅れが課題です。また、家事・育児・介護等の女性負担や男性の仕事優先意識など固定的性別役割分担意識が残り、事業者や若い世代を含めた意識啓発が求められます。

課題2 性別や年齢にとられない多様なライフデザインの実現と支援 新規

人生100年時代の中で、長期的視点でのライフデザインを考えることが重要です。希望するワーク・ライフ・バランス実現に向けて、両立支援制度の充実や地域活動への参画支援、キャリア教育の推進も重要となります。

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

出産・子育て期の就業率低下は改善傾向ですが、20代以降の女性の正規雇用率低下は依然として課題です。また近年の大規模自然災害に伴い、災害時の支援や避難所運営では女性を含め多様な視点の反映が引き続き重要です。

課題4 男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査では、らぶらすの認知度は17.3%に留まり、認知度向上が課題です。また、ジェンダー平等の推進拠点として、取り組みの充実が求められます。

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査では、DV防止法を内容まで理解する人は約半数に留まります。暴力やハラスメントは許されないという認識の浸透とSNSを通じた若年層の性犯罪に即応した取組みが重要です。

課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査ではDVや性暴力、児童虐待への対応が不十分と感じる割合が高いです。区の配偶者暴力相談支援センターの相談件数も増加傾向で、複合的課題を抱え継続的支援を要するケースも多いです。

課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実 新規

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受け、区は令和7年3月に基本的な方針を策定し取組みを推進しています。DVを含む複合的課題を抱える女性が多く、女性相談支援員の体制強化や人材育成が急務となっています。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

区は犯罪被害者等支援条例に基づき性犯罪被害者への支援を行っていますが、被害を知られる不安から相談につながりにくい傾向。都道府県のワンストップ支援センターの相談件数も増加傾向で、相談につなげる取組みの強化が重要です。

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査によると、性的マイノリティの認知度は約95%で、区民の意識が着実に変わってきていることがうかがえる。一方、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」という誤った認識が56.5%と高く、一層の周知・啓発に取り組み必要がある。

課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進 新規

自分も相手も大切にするため、思春期からの性に関する知識や意識の教育に加え、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて理解し考えていくことが重要となる。

課題11 性差に応じたところと身体への健康支援

女性・男性にはそれぞれ特有の健康課題があり、女性はキャリア形成期等、男性は役職定年から定年前後に生じやすい。互いの健康課題への理解を深め、職場での仕事との両立支援を進めることが重要。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産・避妊・性感染症など、性や生殖に関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、自分自身で意思決定できる権利のこと。

区の推進体制

新規

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

庁内におけるジェンダー主流化とEBPM推進に向け体制を整備・強化する。ジェンダー統計を活用し根拠に基づく施策を展開するとともに、PDCAにより実施・改善を図り、庁内や地域のジェンダー平等を推進する。

方策2 職員のジェンダー平等の推進

区は区内最大規模の事業者として先駆け、すべての職員が働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性活躍の推進や両立支援、ハラスメント防止、多様な性への理解促進に取り組む。

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

条例に基づき、男女共同参画と多文化共生の取組状況を共有し連携して推進する。PDCAによりプランを進めるとともに、活動団体や国・都・他自治体との連携を強化し施策の充実を図る。

5 施策の方向性

基本目標 I

ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取り組みの推進

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

■ 区民や子ども・若者世代、事業者に対して、主に固定的な性別役割分担意識の解消に関する周知・啓発を行います。

- ▶ 1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発
- ▶ 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発
- ▶ 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援

新規

■ 育児、介護等の負担を軽減する支援や多様なライフデザインを描くための働き方、地域活動への参画支援、キャリア教育やライフデザイン形成支援を進め、事業者へも働きかけます。また、ひとり親家庭への支援について、らぷらすや所管課と連携し実施します。

- ▶ 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援
- ▶ 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり
- ▶ 3 多様な働き方の支援
- ▶ 4 地域活動への参画促進
- ▶ 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援
- ▶ 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

■ 非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース・ライフステージに応じた働き方の支援を行うとともに、事業者への働きかけや地域、防災分野における女性の参画を促進します。

- ▶ 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
- ▶ 2 女性活躍の取り組みを推進する事業者への働きかけ
- ▶ 3 地域や防災分野における女性の参画促進

課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進

■ 有識者などからの意見聴取や相談事業の横断的な連携により、機能を充実させていくとともに、区民の主体的な活動拠点としての充実や区関係所管課などとの連携により、地域におけるジェンダー平等を推進します。

- ▶ 1 男女共同参画センター機能の強化
- ▶ 2 区民の学びと活動を促進する機能の充実
- ▶ 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

基本目標 II

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

■ 暴力に関する啓発を図るとともに、アクティブ・バイスタンダーとしての意識醸成に向けた取り組みを推進します。また、子どもや若者を対象にデートDVや性犯罪を主とした暴力の防止と、インターネットやSNSリテラシー向上に向けた啓発を行います。事業者に対しては、ハラスメント等の防止に向け、講座情報の提供や相談窓口の周知を図ります。

- ▶ 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり
- ▶ 2 デートDVの防止及びインターネット等に対するリテラシー向上の啓発
- ▶ 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

■ 相談しやすい環境づくりや安全確保と生活再建に向けた支援を行っていくとともに、関係機関や児童虐待防止の取り組みとの連携を進め、より充実した支援を行います。

- ▶ 1 ニーズに応じた相談事業の実施
- ▶ 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援
- ▶ 3 関係機関との連携を通じた支援の充実
- ▶ 4 被害者支援と児童虐待防止の連携

課題7 困難な問題を抱える女性への支援の充実

新規

■ 研修の体系化や専門職の設置による女性相談支援員の質の向上を図るとともに、居場所の創出や生活力の向上支援を行うなど、支援の充実を図ります。また、独自の支援を強みとする民間団体や関係機関との連携も進めます。

- ▶ 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実
- ▶ 2 居場所の創出と生活力の向上支援
- ▶ 3 関係機関や民間団体との連携

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

■ 相談窓口の周知と支援を実施します。また、区、都との連携や特に地域医療、関係機関との連携により、地域における充実した支援を実施します。

- ▶ 1 相談窓口の周知と被害者支援
- ▶ 2 国や都、関係機関との連携



基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

■子ども・若者や事業者への啓発を推進し、地域における理解促進を図ります。また、避難所運営や災害対応において、多様な視点の一つとして、性的マイノリティの視点が取り入れられ、適切な配慮がなされるよう、関係所管課と連携し取組みを進めます。さらに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度向上に努めるとともに、性的マイノリティが直面する困難さの解消に向け、相談体制や居場所づくりの充実を図ります。

- ▶1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成
- ▶2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発
- ▶3 安心して働くための事業者への啓発
- ▶4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み
- ▶5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み
- ▶6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進

新規

■子ども・若者へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進に取り組むとともに、若年層だけでなく、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考え、学ぶ機会を創出します。

- ▶1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進
- ▶2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

課題11 性差に応じたところと身体への健康支援

■従業員のウェルビーイングを高めるための健康経営の重要性について、事業者へ周知・啓発していくとともに、性別やライフステージに応じた健康課題への取組みを実施します。特に、更年期障害、生理、妊活・不妊治療や自殺などの課題に着目し、取組みの充実を図ります。

- ▶1 多様なライフデザインを描くための健康支援
- ▶2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進



推進体制

区の推進体制

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

新規

■『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を区内へ浸透させるため、「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」の策定や「ジェンダー平等アドバイザー」の設置により、推進体制を強化します。また、ジェンダー統計を活用した施策展開を行うため、統計の収集・活用の検討を進めるとともに性別情報の収集に関する考え方も一体的に整理します。

- ▶1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進
- ▶2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案
- ▶3 区内推進体制の強化
- ▶4 審議会等の女性登用率の向上

方策2 職員のジェンダー平等の推進

■職員一人ひとりにジェンダー平等の意識が根付くよう、区内発信や研修、周知・啓発などを行います。また、テーマごとに、職員の意識やニーズを捉え、関係所管課と連携し、取組みを推進します。

- ▶1 区内の管理監督的立場への女性の登用
- ▶2 職員の仕事と生活の両立支援
- ▶3 職員のハラスメントの防止
- ▶4 職員の多様な性に対する理解促進

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

■「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」や同部会の意見を踏まえながら、国、都、他自治体との連携や情報提供を通じてより充実した施策検討を行います。また、地域のステークホルダーとなる団体へ周知・啓発していくとともに、新たに担い手となる団体を発掘・育成を進め、地域におけるジェンダー平等を推進します。

- ▶1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ
- ▶2 国や都、他自治体との連携強化
- ▶3 ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力



令和8年度 第1回世田谷区男女共同参画推進部会における意見

3 議事

【諮問事項】

(1)「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(素案)について

(委員からの意見)

■推進の方向性について

| ページ | 意見 | 対応 |
|-------------------|---|---|
| P6 タイトル | 「推進の方向性」というタイトルについて、“推進”という言葉自体が方向性を示す言葉でもあると思う。「目指す社会の実現に向けた方向性」などのほうが分かりやすいかと思った。方向性は「計画の方向性」としてもいいと思った。 | タイトルを「目指す社会の実現に向けた計画の方向性」へ修正します。 |
| P6 13行目 | 「社会的・文化的に形成された性別像〔性自認や性的指向を含む〕」という表現は、「性別像〔性自認や性的指向についての見方又は社会通年又は像を含む〕」などにすると、論理的に正確になると思う。 | 「社会的・文化的に形成された性別像〔性自認や性的指向についての社会通念、像を含む〕」へ修正します。 |
| P6 14行目 | 「ジェンダーに起因する様々な困難さ、性の多様性に関する差別や偏見」という表現があるが、ジェンダーに起因するのは様々な困難のみで、様々な差別や偏見はないのかとも読めてしまう。「ジェンダーに起因する様々な差別や偏見、様々な困難さ」という表現にするのはどうか。 | 「ジェンダーに起因する様々な差別や偏見、様々な困難さ」へ修正します。 |
| P6 17行目 | 「男女に限らず、多様な性を含めた全ての人」という表現について、“性の多様性”の概念は含まれているため、シンプルに「全ての人」とするのはどうか。 | 「全ての人」へ修正します。 |
| P6 22～25 行目 | 区民がこの計画をどのように実感できるかという視点が重要。推進の方向性の中にライフデザインについての要素が入ると良いと思う。区民にとっては、世田谷は「暮らし」や生活のまちという印象が強い。ライフデザインに触れ、全ての人が自分らしく生きることができるまちだということがイメージしやすいのではないかと思った。 | 「ジェンダー平等社会を実現することにより、誰もが自らの意思に基づいてライフデザインを描き、希望する進路や仕事、子育てや地域活動への参加など選択肢が多様に広がります。さらに、一人ひとりが尊重され、相互理解が進むことにより、安心して暮らし続けられる、より身近な地域づくりにもつながります。」という文章を追加します。 |

| ページ | 意見 | 対応 |
|------------|---|--------------------------------------|
| P6・7 | ジェンダー平等を確保しそれを施策に反映していくのがジェンダー主流化であれば、ジェンダーの視点というよりは、「ジェンダー平等の視点」と表現し、その説明を入れた方がいいのではないか。 | 「ジェンダー平等の視点」とし、「ジェンダー平等の視点」の説明を入れます。 |
| P6 最終段落 | 文章にすると難しさを感じたため、6ページの最後の段落は少し整理したほうが良い。 | 「社会実装」といった用語の使用をやめ、端的な表現へ修正します。 |
| P6 31行目 | 区職員一人ひとりだけでなく、区民一人ひとり（地域に暮らす一人ひとり）が組織一丸となり同じ方向に向かっていくという視点も盛り込めるとよい。 | 「区民一人ひとり」という表現を追加します。 |

■基本理念について

| ページ | 意見 | 対応 |
|-----|--|--|
| P5 | 基本理念について、基本目標Ⅰ～Ⅲのタイトルと照らし合わせた時、Ⅰ（自分らしく生きる）とⅢ（多様性の尊重）の要素は入っているが、Ⅱの要素が入っていないため、「人権や尊厳」についても基本理念に入ると良いと思った。「多様性が尊重される」という中に、人権尊重の考え方も含まれているとは思いますが、見え方として整理してもよいかもしれない。 | 基本理念に「人権」を追加し、「一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができる ジェンダー平等社会の実現」へ修正します。 |

■体系案について

| ページ | 意見 | 対応 |
|-----|--|--|
| P38 | 課題7に「困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援」とあるが、“安全確保と自立支援”というやや限定的な印象を受ける。実態としては様々な困難やニーズがあるため、より広い支援の趣旨が伝わる表現にした方がよいのではないか。 | 課題7のタイトルを「困難な問題を抱える女性への支援の充実」へ修正します。 |
| P38 | 基本理念の中では「ジェンダー平等社会の実現」としているが、基本目標Ⅰのタイトルは「ジェンダー平等の実現」となっているため表現を統一した方がよい。 | 基本目標Ⅰのタイトルを「ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進」へ修正します。 |

■掲載事業について

| ページ | 意見 | 対応 |
|-----|--|-------------------------|
| P91 | 基本目標Ⅱの課題6に「配偶者等相談支援センターにおける相談」とあるが、助言指導や連携の支援という言葉を入れたほうがどのような事業か分かると思う。 | 他の相談事業の表現と合わせ現行のままとします。 |

児童・生徒の男女共同参画に関する意識・実態アンケート 概要

- 1 調査目的 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定にあたり、児童・生徒の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、プランへ反映していくため。
- 2 調査対象 ①区立小学校に通う4年生～6年生(19,216人 ※R7.5.1時点)
②区立中学校に通う1年生～3年生(11,435人 ※R7.5.1時点)
- 3 調査方法 区立小・中学校を通じて調査依頼文を配布し、インターネットで回答
- 4 調査時期 令和8年10月頃
- 5 調査項目 ①固定的な性別役割分担意識
②デートDV
③性的マイノリティ
④自己の尊厳や権利を尊重する意識
- 6 設問数 13問
- 7 回答方式 選択肢式(「その他」、「自由意見」のみ記述式)
- 8 結果公表 集計結果を取りまとめた後、パブリックコメントの結果とともに公表していく。

【参考】

▼世田谷区における関連調査

| | | |
|-----------|---|------------------------------|
| 小学生調査 | 区立小学校に通う児童(5校) 低学年:1,519人 高学年:1,533人 | 調査依頼文のみ学校を通じて配布・インターネットによる回答 |
| 中学生調査 | 世田谷区に居住する12～14 際の子ども 各年齢1,000人ずつ 計3,000人 | 調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答 |
| 若者アンケート調査 | 世田谷区に居住する15～29 歳の若者6,000人 | 調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答 |

【参考】

▼千代田区 千代田区ジェンダーに関する意識・実態調査（青少年向け調査）

| | |
|-------|--|
| 対 象 | 満13歳～17歳の区民 |
| 標 本 数 | 1,500人 |
| 抽出方法 | 住民基本台帳から、区民の性別、年齢構成比に応じて無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収（インターネット回答を併用） |
| 調査項目 | （1）回答者属性 （2）日々の生活や学校生活について （3）将来について （4）DV（ドメスティック・バイオレンス）や人権について （5）LGBTQについて （6）男女共同参画社会の実現に向けた取組について |
| 調査結果 | 回収数335件、回収率22.3% |

▼中央区 男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）

| | |
|-------|--|
| 対 象 | 中央区に居住する平成15（2003）年4月2日から平成21（2009）年4月1日までに生まれた方（中学生・高校生世代の区民） |
| 標 本 数 | 504人 |
| 抽出方法 | 年齢別・男女別に無作為抽出 |
| 調査方法 | はがきで協力依頼を送付、WEB回答 |
| 調査項目 | （1）回答者属性 （2）結婚、固定的性別役割分担に対する考え方 （3）デートDV （4）悩み（悩みを話す方法、気軽にはなせる相手、性的指向・性自認の悩み） |
| 調査結果 | 有効回答数175人（女性91人、男性82人）、回収率34.7% |

▼新宿区 男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査アンケート

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 対 象 | 新宿区内在住の中学生 |
| 標 本 数 | 250人 |
| 抽出方法 | 令和4年7月1日の住民基本台帳から年代別に割り当てた標本数を無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送またはWEB回収 |
| 調査項目 | （1）男女平等 （2）男女の人権 （3）性の多様性 |
| 調査結果 | 有効回答数194件、回収率38.8% |

▼北区 男女共同参画に関する意識・意向調査（区立中学校2年生）

| | |
|-------|---|
| 対 象 | 区立公立中学校2年生男女 |
| 標 本 数 | 1,494人 |
| 抽出方法 | 区立公立中学校2年生男女全員 |
| 調査方法 | 学校を通じて配布・回収 |
| 調査項目 | （1）あなた自身について （2）家庭での生活について （3）学校での生活について （4）男女共同参画について |
| 調査結果 | 有効回収数1,385、回収率92.7% |

児童・生徒の男女共同参画に関する意識・実態アンケート 設問案

資料6-2

小学生

中学生

| 回答者属性 | | | |
|--------------|-------|---|---|
| 1 | Q1 | あなたの学年を教えてください。 | あなたの学年を教えてください。 |
| | | 1 小学4年生 | 1 中学1年生 |
| | | 2 小学5年生 | 2 中学2年生 |
| | | 3 小学6年生 | 3 中学3年生 |
| | | 4 答えたくない | 4 答えたくない |
| 2 | Q2 | あなたの性別を教えてください。 ※自分がおもっている性別を選んでください。 | あなたの性別を教えてください。 ※自分が認識している性別を選んでください。 |
| | | 1 男 | 1 男 |
| | | 2 女 | 2 女 |
| | | 3 きめていない | 3 決めていない |
| | | 4 分からない | 4 分からない |
| | | 5 その他 | 5 その他 |
| | | 6 答えたくない | 6 答えたくない |
| 固定的な性別役割分担意識 | | | |
| 3 | Q3-1 | あなたは、「男性は外で働き、女性は家のこと(料理やそうじなど)をする」という考え方に賛成しますか。 | あなたは、「男性は外で働き、女性は家のこと(料理やそうじなど)をする」という考え方に賛成しますか。 |
| | | 1 そう思う | 1 そう思う |
| | | 2 どちらかといえばそう思う | 2 どちらかといえばそう思う |
| | | 3 どちらかといえばそう思わない | 3 どちらかといえばそう思わない |
| | | 4 そう思わない | 4 そう思わない |
| | | 5 分からない | 5 分からない |
| | | 6 答えたくない | 6 答えたくない |
| 4 | Q3-2① | 【1又は2を回答した人】 その理由を教えてください。 | 【1又は2を回答した人】 その理由を教えてください。 |
| | | 1 男の人は仕事が、女の人は家のことをやるほうが向いているから | 1 男性は外で仕事をして、女性は家庭で家事などをするほうが向いているから |
| | | 2 男の人は仕事が、女の人は家のことをやるのが当たり前だから | 2 男性は外で仕事をして、女性は家庭で家事などをするのが当たり前だから |
| | | 3 なんとなくそう思うから | 3 なんとなくそう思うから |
| | | 4 分からない | 4 分からない |
| | | 5 答えたくない | 5 答えたくない |
| 5 | Q3-2② | 【3又は4を回答した人(反対)】 その理由を教えてください。 | 【3又は4を回答した人(反対)】 その理由を教えてください。 |
| | | 1 性別で役割を決めるのはよくないから | 1 性別で役割を決めるのはよくないから |
| | | 2 男の人と女の人でできることが変わらないから | 2 男の人と女の人でできることが変わらないから |
| | | 3 家族で協力したほうがいいから | 3 家族で協力したほうがいいから |
| | | 4 なんとなくそう思うから | 4 なんとなくそう思うから |
| | | 5 分からない | 5 分からない |
| | | 6 答えたくない | 6 答えたくない |

小学生

中学生

| | | | |
|-----------|-----------|--|--|
| 6 | Q4-1 | あなたは、周りの人から「男の子だから〇〇しなさい」や「女の子だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。 | あなたは、周囲の人から「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われたことがありますか。 |
| | | 1 よく言われる | 1 よく言われる |
| | | 2 ときどき言われる | 2 ときどき言われる |
| | | 3 あまり言われない | 3 あまり言われない |
| | | 4 ぜんぜん言われない | 4 ぜんぜん言われない |
| | | 5 答えたくない | 5 答えたくない |
| 7 | Q4-2 | あなたは、その時どんな気持ちになりましたか。 | あなたは、その時どんな気持ちになりましたか。 |
| | | 1 いやな気持ちになった | 1 いやな気持ちになった |
| | | 2 何でそんなことをいうのか疑問に思った | 2 何でそんなことをいうのか疑問に思った |
| | | 3 そのとおりだと思った | 3 そのとおりだと思った |
| | | 4 何とも思わなかった | 4 何とも思わなかった |
| | | 5 その他() | 5 その他() |
| 6 答えたくない | 6 答えたくない | | |
| 8 | Q5 | あなたは、学校生活の中で、男子と女子でやること(リーダーや係活動など)がちがうと思いますか。 | あなたは、学校生活の中で、男子と女子では役割(リーダーや係活動など)が違うと思いますか。 |
| | | 1 そう思う | 1 そう思う |
| | | 2 どちらかといえばそう思う | 2 どちらかといえばそう思う |
| | | 3 どちらかといえばそう思わない | 3 どちらかといえばそう思わない |
| | | 4 そう思わない | 4 そう思わない |
| | | 5 分からない | 5 分からない |
| 6 答えたくない | 6 答えたくない | | |
| 9 | Q6 | あなたが将来なりたい仕事を選ぶとき、なにを大切にしたいですか。 | あなたが将来なりたい仕事を選ぶとき、なにを大切にしたいですか。 |
| | | 1 やって楽しいこと | 1 やって楽しいこと |
| | | 2 自分の得意をいかせること | 2 自分の得意をいかせること |
| | | 3 いろいろなことを学べること | 3 いろいろなことを学べること |
| | | 4 人の役にたてること | 4 人の役にたてること |
| | | 5 安定して長く働けること | 5 安定して長く働けること |
| | | 6 お金が多くもらえること | 6 お金が多くもらえること |
| | | 7 自分の時間や生活を大切にできること | 7 自分の時間や生活を大切にできること |
| | | 8 その他() | 8 その他() |
| | | 9 分からない | 9 分からない |
| 10 答えたくない | 10 答えたくない | | |

| デートDV | | | |
|-----------------|-----|--|--|
| 10 | Q7 | 友だちや好きな人によってはいけないと思うものをすべて選んでください。 ※すべてと思ったら、すべて選んでもいいです。 | 友だちや好きな人によってはいけないと思うものをすべて選んでください。 ※すべてと思ったら、すべて選んでもいいです。 |
| | | 1 たたく・殴る・蹴る | 1 たたく・殴る・蹴る |
| | | 2 バカにする | 2 バカにする |
| | | 3 無視する | 3 無視する |
| | | 4 悪口をいう | 4 悪口をいう |
| | | 5 相手が嫌がるのに体を触る | 5 相手が嫌がるのに体を触る |
| | | 6 答えたくない | 6 答えたくない |
| 性的マイノリティ | | | |
| 11 | Q8 | あなたは、心の性(自分がおもっている性別)や好きになる性(どの性別の人を好きになるか)は人それぞれであると思いますか。 | あなたは、心の性(自分がおもっている性別)や好きになる性(どの性別の人を好きになるか)は多様であると思いますか。 |
| | | 1 そう思う | 1 そう思う |
| | | 2 どちらかといえばそう思う | 2 どちらかといえばそう思う |
| | | 3 どちらかといえばそう思わない | 3 どちらかといえばそう思わない |
| | | 4 そう思わない | 4 そう思わない |
| | | 5 分からない | 5 分からない |
| | | 6 答えたくない | 6 答えたくない |
| 自己の尊厳や権利を尊重する意識 | | | |
| 12 | Q9 | あなたは、自分のこころやからだを大切にすることが大事だと思いますか。 | あなたは、自分のこころやからだを大切にすることが大事だと思いますか。 |
| | | 1 そう思う | 1 そう思う |
| | | 2 どちらかといえばそう思う | 2 どちらかといえばそう思う |
| | | 3 どちらかといえばそう思わない | 3 どちらかといえばそう思わない |
| | | 4 そう思わない | 4 そう思わない |
| | | 5 分からない | 5 分からない |
| | | 6 答えたくない | 6 答えたくない |
| 自由意見 | | | |
| 13 | Q10 | 自由に意見を書いてください。 ※特になければ何も書かなくていいです。 | 自由に意見を書いてください。 ※特になければ何も書かなくていいです。 |

令和8年度男女共同参画等事業の予定について

1 男女共同参画関係

| 件名 | 内容 | 実施時期 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定 | 令和9年度～令和13年度を計画期間とする次期男女共同参画プランの策定を行う。令和8年度は、素案・案について作成を進めていく。 | 令和9年3月策定予定 |
| 区施設への生理用品の設置 | ジェンダーギャップを解消し、共に支えあうや社会の実現に向け、区施設への生理用品の設置を行う。 | 令和8年4月 |
| 男女共同参画タウンミーティングの開催 | 地域における男女共同参画の意識や関心を向上させ、推進の気概を醸成するため、区民や地域団体を対象としたタウンミーティングを実施する。 | 令和8年10月18日 |
| 先進事業者表彰の実施 | 仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組んでいる事業者を表彰することにより男女共同参画促進の意識啓発を図る。 | 募集期間:5月1日から6月30日まで 表彰式:令和8年11月14日 |

2 DV防止・被害者支援/困難女性支援/犯罪被害者等支援関係

| 件名 | 内容 | 実施時期 |
|-----------------|--|-----------|
| DV防止ネットワーク会議の開催 | 世田谷区、関係機関・関係団体等がDV防止、被害者の早期発見及び保護を目指し、これらの問題に対する認識、相互の連携を図るため開催する。令和7年度より、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議も同時開催とする。 | 令和8年7月29日 |

| | | |
|--|---|--------|
| 「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の改定 | 「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」について、策定中の(仮称)第3次男女共同参画プランと整合を合わせ、改定する。 | 令和8年度中 |
| 犯罪被害者支援中学生向けリーフレットの配布 | 昨年度作成した、犯罪被害者等支援中学生向けリーフレットの配布先拡大について検討する。 | 令和8年度中 |
| 性犯罪・性暴力被害支援に関する薬局との連携 | 緊急避妊薬が、スイッチ OCT 化されたことに伴い、性犯罪被害者への緊急支援のあり方について検討し、実施する。 | 令和8年度中 |

3 性的マイノリティ支援関係

| 件名 | 内容 | 実施時期 |
|------------------------|---|--------------------|
| 庁内におけるレインボーフラッグの設置 | 性的マイノリティの方々への理解を促進する区の立場を表明するため、各窓口にレインボーフラッグを設置する。 | 令和8年6月(プライド月間の1か月) |
| 区民まつりへの出展 | 区民まつりにて男女共同参画、人権、性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発を行う。 | 令和8年6月6日、7日 |
| 小学生向け「多様性を学ぶリーフレット」の送付 | 区立小学校の全4年生に向けて性的マイノリティ理解促進のためのリーフレットを配付する。 | 令和8年7月 |
| 職員向け対応マニュアルの作成 | 性的マイノリティに配慮した統一的な対応を行うため、職員向けハンドブックを作成・周知する。 | 令和8年度中 |

令和8年度 国際交流・多文化共生事業の実施予定について

| 実施時期(予定) | 主な実施予定事業 |
|-------------------|---|
| 4月9日～15日 (実施済) | パンバリーマラソンへの区民ランナー派遣事業 …姉妹都市であるオーストラリア・パンバリー市とのスポーツ交流として、区民ランナーを同市のマラソン大会へ派遣するとともに、ホームステイや交流プログラムを通じて相互の友好関係の深化を図りました。 |
| 6月1日～30日 | 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査 …「第二次多文化共生プラン」が令和9年度末で終了することから、プラン改定に向け、区内在住の外国人の標準的な生活状況ならびに、区に対する満足度及びニーズを事前に把握するため、外国人区民2,000名を対象に実施します。(無作為抽出) |
| 7月10日 | ウィニペグ・ユース合唱団ラウンジコンサート …姉妹都市カナダ・ウィニペグ市のユース合唱団を受入れ、せたがやイーグレットホールのラウンジでコンサートを開催します。誰もが気軽に立ち寄れる場で音楽を通じた国際交流を促進し、海外文化に触れる機会を提供します。 |
| 7月18日 | 外国人のためのリレー専門家相談会 …東京外国人支援ネットワークと連携し、外国人住民が地域生活で抱える様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に無料で相談できる相談会です。通訳ボランティアに対しては事前にオリエンテーションを実施し、相談通訳や在留資格の基礎知識等について学ぶ機会を提供します。 |
| 7月25日 | 駐日ルワンダ共和国大使館交流事業 …駐日ルワンダ大使館と連携し、ルワンダの伝統文化であるウムガンダ(清掃活動)体験や大使館訪問を通して、区民の異文化理解と地域交流を図ります。 |
| 7月～8月 | 外国人区民へのヒアリング調査 …「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」の回答者のうち、ヒアリング調査を希望する外国人住民に対して、定量的な調査だけではみえない実態や意見等の把握を行います。 |
| 8月2日 | 台湾高雄市青少年交響楽団・せたがやジュニアオーケストラ交流コンサート …平成31年に締結した「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」に基づく音楽交流として、高雄市青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラの交流コンサートを台湾高雄市にて実施します。 |
| 9月 | 外国人との意見交換会 …外国人住民の意見把握および日本人住民を含む参加者同士の交流機会の提供のため、意見交換会を実施します。令和9年度のプラン策定に向け、「多文化共生プラン」を知り、考えるきっかけとなるようテーマ設定を行います。 |
| 9月17日～27日 | 姉妹都市中学生教育交流派遣事業(カナダ・ウィニペグ市) …区立中学生16名が姉妹都市カナダ・ウィニペグ市を訪問し、ホームステイや学校生活への参加などを通じて現地の日常を体験します。生徒同士の交流や文化体験により、国際理解と多文化共生への意識を深めます。 |
| 9月～10月 | オーストラリア・パンバリー市小学生親善訪問団受入事業 …姉妹都市オーストラリア・パンバリー市から小学生親善訪問団を受け入れ、様々な日本文化の体験や地域住民との交流を通じて、友好を深めます。 |
| 11月 | マラソン交流事業(246ハーフマラソン受入) …姉妹都市オーストラリア・パンバリー市とのスポーツ交流の一環として、世田谷246ハーフマラソンにパンバリー市民ランナーを招待します。 |
| 11月14日 | 第10回せたがや国際メッセ&第8回ホストタウンコンサート …区内大使館や国際交流活動団体等によるブース出展やステージパフォーマンス、体験コーナーなどを通して、区民が多様な文化に触れられる機会を提供します。あわせて、世田谷区がホストタウンとなっているアメリカ発祥の音楽が楽しめるホストタウンコンサートを開催します。 |
| 令和9年1月～2月 | 姉妹都市中学生教育交流受入事業(カナダ・ウィニペグ市) …9月の同市への派遣事業においてバディとして交流したカナダ・ウィニペグ市の生徒を受け入れ、世田谷区の生徒宅でのホームステイの実施や区立中学校への登校等、日常的な交流を通して、生徒一人ひとりが多様な価値観に触れることのできる機会を創出します。 |
| 2月 | 職員向け「やさしい日本語」研修 …庁内における「やさしい日本語」の普及・啓発のため、職員向け研修を実施します。研修においては、世田谷区の外国人住民の状況や多文化共生に関する取組みについても説明し、職員の多文化共生意識の醸成に努めます。 |

令和8年6月18日

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 令和8年度年間予定表（案）

| 月 | 審議会 | 男女共同参画推進部会 | 多文化共生推進部会 |
|-----|--|---|---|
| 6月 | 第1回（6月18日） 〔協議事項〕 ・各部会（男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会）委員、部会長の指名 〔諮問事項〕 ・「世田谷区国際交流推進指針」（案）の策定について ・「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（素案）について ・ジェンダーに関する子ども・若者アンケートについて ・「世田谷区国際交流推進指針」の策定について 〔報告事項〕 ・令和8年度男女共同参画事業の予定について ・令和8年度国際交流・多文化共生事業の実施予定について ・令和8年度の審議会・部会の開催予定について | 第1回（5月27日） 〔諮問事項〕 ・「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（素案）について | |
| 7月 | | 第2回（今後調整予定 所要時間2時間半程度） 〔諮問予定事項〕 ・「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（素案）について 〔協議予定案件〕 ・ジェンダー統計の収集・分析の方向性について 〔報告予定事項〕 ・「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況調査報告」について | 第1回（7月23日） 〔協議予定事項〕 ・「令和7年度世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書」（案）について ・「（仮称）世田谷区第三次多文化共生プラン」策定にかかる進め方について 〔報告予定事項〕 ・世田谷区内在住外国人の状況について ・クロッシングせたがやの事業報告について |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | （9月 世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。） |
| 10月 | | 第3回（今後調整予定 所要時間2時間半程度） 〔諮問予定事項〕 ・「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（案）について | 第2回（今後調整予定） 〔協議予定事項〕 ・「（仮称）世田谷区第三次多文化共生プラン」の策定に向けた課題整理について |

| 月 | 審議会 | 男女共同参画推進部会 | 多文化共生推進部会 |
|-----|---|---|--|
| | | 〔協議予定案件〕 ・ジェンダー統計の収集・分析の方向性について 〔報告予定案件〕 ・「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」パブリックコメントについて ・「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の見直し(案)について | 〔報告予定事項〕 ・「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」の集計結果(速報値)について ・クロッシングせたがやの事業報告について |
| 11月 | 第2回(今後調整予定 所要時間2時間半程度) 〔答申〕 ・「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(案)について 〔協議予定案件〕 ・ジェンダー統計の収集・分析の方向性について 〔報告予定事項〕 ・「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」パブリックコメントについて ・「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況調査報告」について ・「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の見直し(案)について | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | 第3回(今後調整予定) 〔協議予定事項〕 ※未定 〔協議予定事項〕 ・クロッシングせたがやの事業報告について |
| 2月 | 第3回(今後調整予定) 〔協議予定事項〕 ※未定 〔報告予定事項〕 ・「世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定報告について | 第4回(今後調整予定) 〔協議予定事項〕 ※未定 〔報告予定事項〕 ・「世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定報告について | |
| 3月 | | | |